

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画

(平成30年3月中間見直し版)



千葉県マスコットキャラクター 「チーバくん」

平成30年3月 千 葉 県

ごあいさつ

子どもは、社会の希望であり、日本の未来を担う宝です。子どもたちが健やかに 生まれ、夢と希望を持ちながら元気に育つことは、家族はもちろん、社会全体の願い でもあります。

一方で、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、少子化の進展など、子どもと 子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの健やかな育ちを支えて いくためには、子育て家庭に対する支援がますます重要となっています。

こうした中、平成27年4月から、「必要とするすべての家庭が利用できる支援」 「子どもたちがより豊かに育っていける支援」を目指して、「子ども・子育て支援 新制度」が始まります。

新制度では、住民に最も身近な自治体である市町村が、子育て家庭のニーズを把握 し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定・実施することとなります。

このたび県では、市町村の様々な取組を支援するため、「千葉県子ども・子育て 支援事業支援計画」を策定いたしました。

本計画においては、待機児童の解消に向けた保育所などの整備、ワークライフバランスの実現、特に専門性の高い施策の推進などを図っていくこととしています。

今後とも県では、市町村や関係団体、県民の皆様と共に、「千葉で生まれて、 住んで、本当によかった」と心から思える「子育てサポート日本一」を目指して、 全力で取り組んでまいります。

平成27年3月

千葉県知事 森田 健作

【目次】

【計画の趣	[旨]																
1 計画第	設定の趣旨・・ 間・・・・・		• •		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
2 計画期	間・・・・・	• • •	• •		•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
3 計画 <i>σ</i>)達成状況の点	検・評	価、身	見直し	, •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	2
4 計画の)中間見直し・	• • •	• •		•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	2
	. #	* ·			-		 ⊥₹	o									
弗 草 教	ででは 保育の かんこう こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん	允美と						-									
第1節	県設定区域・		• •		•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	3
第2節	教育・保育の																
第3節	認可・認定に	関する	需給詢	周整・	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	9	2
第4節	教育・保育の	一体的	な提供	共とそ	<u>-</u> の	推進	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	9	7
第5節	人材の確保と	資質の	向上·		•		•	•	• •	•	•	•	•	•	1	0	1
第6節	仕事と生活の	調和の	実現(りため	ာတ	働き	方	の見	直	し	•	•	•	•	1	0	9
第7節	小学生の放課	後対応	の充実	€・・	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	1	1	1
					. —	0		.			_			_			
第2章 子	どもに関する	る専門	的な	知譚	校	₩.	支初	うを	要	9	る	支	B	헌			
第1節	子ども虐待防	止対策	の充実	€・・	•		•	•		•	•	•	•	•	1	1	3
第2節	社会的養護体	制の充	実・		•		•		• •	•	•	•	•	•	1	1	7
第 3 節	ひとり親家庭	の自立	支援(り推進	<u>E</u> •		•	•		•	•	•	•	•	1	2	1
第4節	母性並びに乳	児及び	幼児等	手の健	康	の確	保	及て	が推	進	•	•	•	•	1	2	6
第5節	障害児施策の	推進・	• •		•		•	•	• •	•	•	•	•	•	1	2	9
【参考資料】	用語集・・		• •		•		•				•	•	•		1	3	4



計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少の進展による地域社会の弱体化、また核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組むことが必要です。

こうした中、平成24年8月、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新制度では、住民に最も身近な市町村が、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととなります。

県では、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じるため、この「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「支援計画」という。)を策定します。

なお、本支援計画は、支援法第62条第1項の規定により策定するものであり、「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」をはじめ「第2期千葉県教育振興基本計画」「第五次千葉県障害者計画」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

2 計画期間

本支援計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を一期として 策定します。

3 計画の達成状況の点検・評価、見直し

本支援計画については、毎年度、計画に基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表することとします。また、計画の3年目(平成29年度)を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

4 計画の中間見直し

本支援計画の中間年となる平成29年度において、当初計画の策定時に比べ、 子育て世代の人口流入や共働き世代の増加などの社会情勢の変化があり、本支援計画と実態とのかい離が生じていることから、中間見直しを行いました。



「支援法」…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

「認定こども園法」…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

「基本指針」…教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援 事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年 内閣府告示第159号)

第1章 教育・保育の充実と子育て家庭の支援

第1節 県設定区域

支援計画では、国の定める基本指針を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育の需要」とそれに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位(地域)となる「県設定区域」を定める必要があります。

この「県設定区域」については、県内市町村のさまざまな地域の実情を計画内容に個別に反映させることが容易となること、また、現状の教育・保育施設の他市町村からの児童の受入状況等を踏まえ、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位(地域)であり、「県設定区域」=「市町村」を越えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

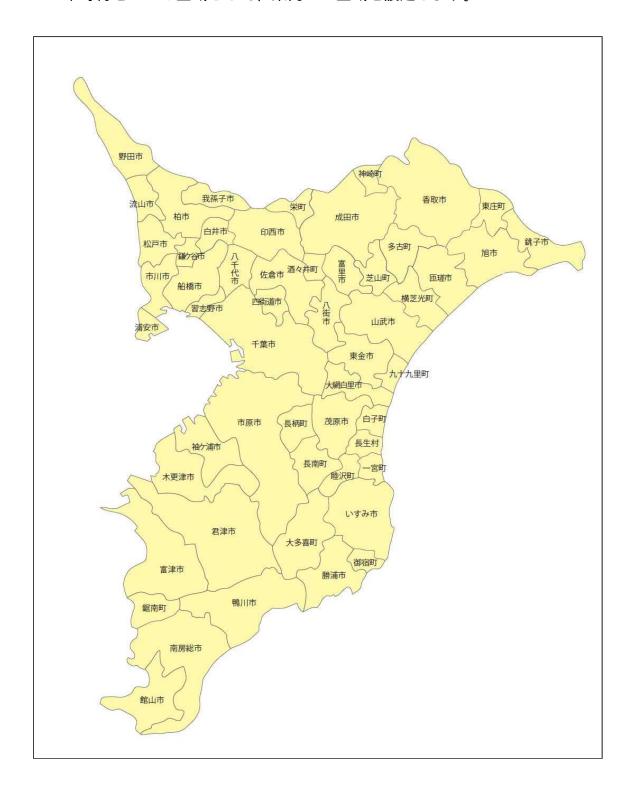
基本指針の内容(第三-四-1)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて区域を定めること。

その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給 調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



第2節 教育・保育の提供体制の確保

支援計画では、「幼児期の学校教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容を反映の上、県設定区域ごとに別表のとおり定めます。

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画(以下、県計画という。)では、「幼児期の学校教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、「市町村子ども・子育て支援事業計画(以下、市町村計画という。)」の内容を反映の上、県設定区域ごとに定めることとしています。

県設定区域における需給の状況については、計画策定当初に見込んだ必要量を上回る需要が実態としてあることから、県内でも引き続き待機児童が発生しているところです。

県では計画の中間年となる平成29年度において、当初計画の見込み数について、各市町村の実態に基づき県設定区域の数値を必要に応じて見直しを行い、 県計画を別表のとおり定めました。

【各市町村待機児童解消見込時期】

平成27年度	柏市	鎌ケ谷市			
平成28年度	松戸市	野田市			
平成29年度	栄町				
平成30年度	千葉市	茂原市	成田市	市原市	四街道市
十成30千度	袖ケ浦市	富里市			
平成31年度	東金市	習志野市	八千代市	鴨川市	浦安市
十八 3 1 十 反	印西市	白井市			
平成32年度	市川市	船橋市	木更津市	佐倉市	流山市
十成32十段	君津市	八街市	大網白里市	酒々井町	

【各市町村別待機児童の実績及び見込について】

限合計 1,340 1,251 1,646 1,460 1,787 1,164 447 (日本 1) 1,340 1,251 1,646 1,460 1,787 1,164 447 (日本 1) 1,340 1,251 1,646 1,460 1,787 1,164 447 (日本 1) 1,340 1,251 1,646 1,460 1,787 1,164 447 (日本 1) 1,340 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				実績				見込	
県合計 1,340 1,251 1,646 1,460 1,787 1,164 447 1 1 1 4 8 0 0 0 0 1 1 4 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		H25	H26		H28	H29	H30		H32
千葉市 32 0 0 11 48 0<	県合計								0
船橋市 227 323 625 203 81 54 27 (14 14 17 39 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	千葉市							0	0
相市 117 39 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				625	203		54		0
議子市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
市川市 336 297 373 514 576 400 300 (0
館山市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
本更津市 10 7 65 92 86 60 30 C M Pi									0
松戸市 91 42 48 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
野田市 6 16 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
茂原市									0
成田市 6 26 55 36 18 0 0 0 位在合市 47 37 34 41 0 28 18 (位在合市 47 37 34 41 0 28 18 (位在分下 6 9 6 2 1 1 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
佐倉市 47 37 34 41 0 28 18 (東金市 6 9 6 2 1 3 3 0 (即市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
東金市 6 9 6 2 1 3 0 0 位 1 1 3 0 0 位 1 1 1 3 0 0 位 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
胆市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		1							
習志野市 47 72 43 70 338 209 0 ()									
勝浦市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
市原市 86 43 84 14 38 0 0 0 (流山市 57 68 49 146 92 46 23 (
流山市 57 68 49 146 92 46 23 (八千代市 18 30 42 53 107 74 0 (0
八千代市 18 30 42 53 107 74 0 1 1									0
我孫子市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
鴨川市 0 0 0 0 5 0 () ((<td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>									0
鎌ケ谷市 39 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
君津市 0 0 0 6 12 19 29 12 C									0
富津市 0 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>									0
補安市 82 67 29 79 165 164 0 四街道市 36 56 72 44 24 0 0 (油ケ浦市 1 1 0 1 1 0 0 (八街市 4 0 4 24 12 13 23 (百井市 14 22 25 0 10 24 0 0 6車井市 15 48 44 73 13 0 0 0 6車房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 6車取市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 10車球市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 6車球市 0 </td <td>君津市</td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>	君津市	_							0
四街道市 36 56 72 44 24 0 0 0 位 付	富津市			0	0	0	0		0
袖ケ浦市 1 1 0 1 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	浦安市	82	67	29	79	165	164	0	0
八街市 4 0 4 24 12 13 23 (0) 印西市 48 23 0 17 81 40 0 (0) 富里市 14 22 25 0 10 24 0 (0) 富里市 15 48 44 73 13 0 0 0 西房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 香取市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 山武市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 小井町 0 <td>四街道市</td> <td>36</td> <td>56</td> <td>72</td> <td>44</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>	四街道市	36	56	72	44	24	0	0	0
印西市 48 23 0 17 81 40 0 (自井市 14 22 25 0 10 10 24 0 (百里市 15 48 44 73 13 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	袖ケ浦市	1	1	0	1	1	0	0	0
白井市 14 22 25 0 10 24 0 0 富里市 15 48 44 73 13 0 0 0 南房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 香取市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 山武市 0	八街市	4	0	4	24	12	13	23	0
富里市 15 48 44 73 13 0 0 0 南房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 西球市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 山武市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 山武市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大網白里市 6 13 12 8 7 5 3 0 酒々井町 0 0 0 0 0 0 0 0 港町 7 0 0 1 0 0 0 0 第古町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 第古町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 東庄町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大山町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 東上町 0	印西市	48	23	0	17	81	40	0	0
南房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<	白井市	14	22	25	0	10	24	0	0
南房総市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<	富里市	15	48	44	73	13	0	0	0
香取市 0 <td>南房総市</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>	南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	香取市	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市 6 13 12 8 7 5 3 (酒々井町 0 0 0 0 0 10 11 (栄町 7 0 0 1 0 0 0 0 神崎町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 多古町 0		_							0
酒々井町 0 0 0 0 10 11 (栄町 7 0 0 1 0 0 0 0 神崎町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 多古町 0				12					0
栄町 7 0 0 1 0 0 0 神崎町 0 0 0 0 0 0 0 多古町 0 0 0 0 0 0 0 東庄町 0 0 0 0 0 0 0 九十九里町 0 0 0 0 0 0 0 芝山町 0 0 0 0 0 0 0 大田町 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
神崎町 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>									0
多古町 0		1							0
東庄町 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>									0
九十九里町 0 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></td<>									0
芝山町 0									0
横芝光町 0 0 0 0 0 0 0 一宮町 0 0 0 0 0 0 0 0 睦沢町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長生村 2 0 0 0 0 0 0 0 0 長所町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長南町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0									
一宮町 0 0 0 0 0 0 0 0 睦沢町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長生村 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 白子町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長柄町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
睦沢町 0 0 0 0 0 0 0 0 長生村 2 0 0 0 0 0 0 0 0 白子町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長柄町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
長生村 2 0 0 0 0 0 0 0 白子町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長柄町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長南町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
白子町 0 0 0 0 0 0 0 0 長柄町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 長南町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0									
長柄町 0 0 0 0 0 0 0 0 長南町 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0									0
長南町 0 0 0 0 0 0 0 0 大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0									0
大多喜町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									0
御宿町 0 0 0 0 0 0 0 0									0
									0
<u>鋸南町 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>	御宿町								0
	鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0

				平成 2	27年度		
				2	: 号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 必要和	川用定員総数	187,513	76,813	11,593	55,167	8,881	35,069
	特定教育 保育施設	109,876		18,624	56,175	7,483	27,594
2	確認を受けない 幼稚園	92,467		92,467			
提 供	特定地域型 保育事業所	1,341				332	1,009
内 容	認可外保育施設	2,113			1,072	195	846
	利用定員の合計	205,797	0	111,091	57,247	8,010	29,449
	必要となる 牧 (1-2)	18,284		22,695	2,080	871	5,620

計画年度(各年度4月1日時点)

(注1) 平成29年度以降は見直し後の数値

(注2)「子育て安心プラン」に参加している市町村は、プランの数値を入力 いただいているため、市町村子ども子育て支援計画の数値と一致しな い場合があります

子どもの認定区分(支援法第19条第1項各号)

1号認定

満3歳以上の教育を希望する(保育を必要としない)小学校就学前の子ども

2号認定

満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども

3号認定

満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども

2号(教育ニーズ)

保育の必要性があって2号認定を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の 利用希望が強い者

必要利用定員総数

今後必要とされる教育・保育施設、事業所の見込み定員数 計画策定時点の教育・保育施設、事業所の利用状況と、今後の利用希望を 踏まえて推計

特定教育・保育施設

市町村長の確認(注)を受けた幼稚園、保育所、認定こども園

確認を受けない幼稚園

市町村長の確認(注)を受けない幼稚園(私学助成等を受ける幼稚園)

⑦ 特定地域型保育事業所

市町村長の確認(注)を受けた小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅 訪問型保育事業所、事業所内保育事業所(利用定員について従業員枠を除く) なお、地域型保育事業は原則として0歳から満3歳未満児を対象とする

(注)「確認」制度とは、施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が 子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費 (委託費)の対象となることを「確認」する制度

「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」、地域型保育事業所が「特定地域型保育事業所」となる

なお、「確認」を受けた施設や事業所は、認可・認定基準のほか、市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが求められる

認可外保育施設

地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものに 限る

各施設・事業所の利用定員の合計

● 1号認定+2号認定(教育ニーズ)に対する幼稚園・認定こども園の利用 定員の合計

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容と設置時期」について 県内総括表(平成30年3月中間見直し後)

				平成 2 7 2	午 使					平成 2 8 9		(単位:人)
					+ 反 号	2				2		3	.
		合計	1号	 教育 ニーズ	っ 保育 ニーズ	0歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	っ 保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	187,513	76,803	11,593	55,167	8,881	35,069	188,270	75,859	11,786	55,546	9,243	35,836
	特定教育保育施設	109,876		18,624	56,175	7,483	27,594	127,689		30,005	59,457	8,250	29,977
2	確認を受けない幼稚園	92,467		92,467				79,289		79,289			
提供内容	特定地域型保育事業所	1,341				332	1,009	2,631				571	2,060
容	認可外保育施設	2,113			1,072	195	846	1,697			659	190	848
	利用定員の合計	205,797		111,091	57,247	8,010	29,449	211,306		109,294	60,116	9,011	32,885
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	18,284		22,695	2,080	871	5,620	23,036		21,649	4,570	232	2,951
				平成 2 9 4	丰度					平成304	丰 度		
		△ ±1	1 🗆	2	号	3	号	△ ±1	1 🗆	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	190,826		86,188	57,692	9,414	37,532	193,906		83,901	60,725	9,182	40,366
	特定教育保育施設	131,752		28,957	62,247	8,879	31,669	137,906		29,945	65,645	9,465	32,851
2	確認を受けない幼稚園	79,391		79,391				79,494		79,494			
提供内容	特定地域型保育事業所	3,549				789	2,760	5,063				944	4,119
容	認可外保育施設	1,762			527	196	1,039	1,572			395	196	981
	利用定員の合計	216,454		108,348	62,774	9,864	35,468	224,035		109,439	66,040	10,605	37,951
3	今後必要となる 定員数(1-2)	25,628		22,160	5,082	450	2,064	29,919		25,538	5,315	1,423	2,415
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
		合計	1号 -	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		1111	. ,	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	III	. ,	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	194,526		80,130	63,068	9,507	41,821	196,422		77,511	65,472	9,912	43,527
	特定教育保育施設	142,177		26,951	70,172	9,707	35,347	147,417		27,832	72,601	9,968	37,016
2	確認を受けない幼稚園	77,797		77,797				74,932		74,932			
提供内容	特定地域型保育事業所	特定地域型保育事業所 5,900				1,173	4,727	6,988				1,402	5,586
谷	認可外保育施設	1,715			431	204	1,080	1,735	/		431	206	1,098
	利用定員の合計	227,589		104,748	70,603	11,084	41,154	231,072		102,764	73,032	11,576	43,700
3	今後必要となる 定員数(1-2)	33,063		24,618	7,535	1,577	667	33,915		25,253	7,560	1,664	173

千葉市区域

				平成 2 7 2	工					平成 2 8 9	主度		(単位:人)
		合計	1号	2 · 教育 ニーズ	号 保育 ニーズ	0歳	号 1~2歳	合計	1号	2 教育 ニーズ	号 保育 ニーズ	0 歳	号 1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	32,216	11,972	2,472	8,635	2,441	6,696	32,019	11,990	2,478	8,643	2,345	6,563
	特定教育保育施設	13,119		87	8,027	1,155	3,850	15,936		2,154	8,337	1,338	4,107
2	確認を受けない幼稚園	14,357		14,357				12,314		12,314			
提供内容	特定地域型保育事業所	356				93	263	616				150	466
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	27,832		14,444	8,027	1,248	4,113	28,866		14,468	8,337	1,488	4,573
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	4,384		0	608	1,193	2,583	3,153		0	306	857	1,990
				平成 2 9 9	丰度					平成 3 0 4	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	32,167		14,742	8,790	2,305	6,330	32,285		14,999	8,929	2,267	6,090
	特定教育保育施設	19,077		4,442	8,711	1,525	4,399	23,067		7,487	9,126	1,736	4,718
2	確認を受けない幼稚園	10,300		10,300				7,512		7,512			
提供内容	特定地域型保育事業所	876				209	667	1,116				261	855
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	30,253		14,742	8,711	1,734	5,066	31,695		14,999	9,126	1,997	5,573
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,914		0	79	571	1,264	590		0	197	270	517
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	30,195		12,831	8,880	2,148	6,336	29,992		11,844	9,497	2,064	6,587
	特定教育保育施設	21,434		4,811	10,058	1,557	5,008	23,026		5,621	10,493	1,630	5,282
2	確認を受けない幼稚園	8,020		8,020				6,223		6,223			
提供内容	特定地域型保育事業所	1,394				351	1,043	1,665				422	1,243
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	30,848		12,831	10,058	1,908	6,051	30,914		11,844	10,493	2,052	6,525
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	653		0	1,178	240	285	922		0	996	12	62

船橋市区域

_												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 4	丰度		
		A +1	. =	2	号	3	号		. =	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	20,085	9,392	452	5,686	749	3,806	20,275	9,254	633	5,663	817	3,908
	特定教育保育施設	8,978		0	5,424	725	2,829	11,803		1,870	5,943	835	3,155
2	確認を受けない幼稚園	12,330		12,330				10,290		10,290			
提供内容	特定地域型保育事業所	107				18	89	202				48	154
谷	認可外保育施設	320			44	49	227	340	/		52	53	235
	利用定員の合計	21,735		12,330	5,468	792	3,145	22,635		12,160	5,995	936	3,544
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,650		2,486	218	43	661	2,360		2,273	332	119	364
				平成 2 9 5	F度					平成 3 0 年	丰度		
		合計	1号	2 教育 ニーズ	号 	0歳	号 1~2歳	合計	1号	2 教育 ニーズ	号 保育 ニーズ	0歳	号 1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	21,169		9,395	6,447	913	4,414	21,402		9,047	6,720	987	4,648
	特定教育保育施設	12,236		435	6,924	1,046	3,831	12,901		447	7,324	1,109	4,021
2	確認を受けない幼稚園	11,690		11,690				11,690		11,690			
提供内容	特定地域型保育事業所	368				87	281	398				93	305
容	認可外保育施設	521			193	69	259	278			79	43	156
	利用定員の合計	24,815		12,125	7,117	1,202	4,371	25,267		12,137	7,403	1,245	4,482
3	今後必要となる 定員数(1-2)	3,646		2,730	670	289	43	3,865		3,090	683	258	166
				平成 3 1 5	F度				平成 3 2 5	丰度(4月1 月	日時点の参考値	直)	
				2		3	号			2	号	3	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
1 !	必要利用定員総数 見直し後の数値)	21,640		8,712	7,044	1,060	4,824	21,854		8,390	7,336	1,131	4,997
	特定教育保育施設	13,937		677	7,821	1,164	4,275	14,904		917	8,289	1,196	4,502
2	確認を受けない幼稚園	11,290		11,290				10,590		10,590			
提供内容	特定地域型保育事業所	417				99	318	474				117	357
容	認可外保育施設	298			79	45	174	318	/		79	47	192
	利用定員の合計	25,942		11,967	7,900	1,308	4,767	26,286		11,507	8,368	1,360	5,051
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	4,302		3,255	856	248	57	4,432		3,117	1,032	229	54

柏市区域

													(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 3	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		П	15	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	П	15	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	11,816	6,163	301	3,026	445	1,881	12,078	6,031	370	3,192	500	1,985
	特定教育保育施設	6,527		900	3,263	568	1,796	7,224		1,116	3,551	604	1,953
2	確認を受けない幼稚園	8,455		8,455				7,815		7,815			
提供内容	特定地域型保育事業所	15				3	12	70				6	64
容	認可外保育施設	185			29	20	136	185			29	20	136
	利用定員の合計	15,182		9,355	3,292	591	1,944	15,294		8,931	3,580	630	2,153
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	3,366		2,891	266	146	63	3,216		2,530	388	130	168
				平成 2 9 5	丰度					平成304	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	12,342		6,335	3,360	556	2,091	13,193		6,209	3,894	528	2,562
	特定教育保育施設	7,944		1,476	3,785	616	2,067	8,390		1,140	4,395	615	2,240
2	確認を受けない幼稚園	7,215		7,215				6,900		6,900			
提供内容	特定地域型保育事業所	70				6	64	142				10	132
容	認可外保育施設	185			29	20	136	286			103	40	143
	利用定員の合計	15,414		8,691	3,814	642	2,267	15,718		8,040	4,498	665	2,515
3	今後必要となる 定員数(1-2)	3,072		2,356	454	86	176	2,525		1,831	604	137	47
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	묵	3	号			2	号	3	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	13,478		6,128	4,097	558	2,695	13,806		6,005	4,407	568	2,826
	特定教育保育施設	8,978		1,240	4,702	636	2,400	9,488		1,390	4,918	660	2,520
2	確認を受けない幼稚園	6,630		6,630				6,330		6,330			
提供内容	特定地域型保育事業所	218				22	196	256				28	228
容	認可外保育施設	286			103	40	143	286			103	40	143
	利用定員の合計	16,112		7,870	4,805	698	2,739	16,360		7,720	5,021	728	2,891
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	2,634		1,742	708	140	44	2,554		1,715	614	160	65

銚子市区域

_		ı										(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 当初計画値)	1,413	282	171	620	38	302	1,410	283	172	622	38	295
	特定教育保育施設	1,093		98	630	55	310	1,093		98	630	55	310
2	確認を受けない幼稚園	362		362				362		362			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,455		460	630	55	310	1,455		460	630	55	310
3	今後必要となる 定員数(1-2)	42		7	10	17	8	45		5	8	17	15
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,355		426	583	39	307	1,300		390	580	60	270
	特定教育保育施設	1,190		200	628	69	293	1,190		200	628	69	293
2	確認を受けない幼稚園	440		440				440		440			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,630		640	628	69	293	1,630		640	628	69	293
	今後必要となる 定員数(1-2)	275		214	45	30	14	330		250	48	9	23
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,273		370	571	62	270	1,273		370	571	62	270
	特定教育保育施設	1,190		200	628	69	293	1,160		200	600	70	290
2	確認を受けない幼稚園	440		440				440		440			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,630		640	628	69	293	1,600		640	600	70	290
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	357		270	57	7	23	327		270	29	8	20

市川市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	F度					平成 2 8 年	丰度		
		△ ±1	1 🗆	2 +	F	3	号	△ ±1	1号 -	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1.2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔当初計画値〕	12,910	5,479	304	3,867	600	2,660	13,038	5,420	315	3,889	676	2,738
	特定教育保育施設	10,263		3,004	4,375	686	2,198	10,739		3,014	4,633	750	2,342
2	確認を受けない幼稚園	5,374		5,374				5,164		5,164			
提供内	特定地域型保育事業所	131				32	99	293				50	243
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	15,768		8,378	4,375	718	2,297	16,196		8,178	4,633	800	2,585
3	今後必要となる 定員数(1-2)	2,858		2,595	508	118	363	3,158		2,443	744	124	153
				平成 2 9 5	F度					平成 3 0 年	年度		
				2 +	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	14,404		5,735	4,315	838	3,516	14,948		5,686	4,745	893	3,624
	特定教育保育施設	10,826		3,014	4,613	759	2,440	11,767		3,864	4,616	811	2,476
2	確認を受けない幼稚園	4,824		4,824				4,824		4,824			
提供内	特定地域型保育事業所	154				33	121	561				67	494
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	15,804		7,838	4,613	792	2,561	17,152		8,688	4,616	878	2,970
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,400		2,103	298	46	955	2,204		3,002	129	15	654
				平成 3 1 年	F度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2 +	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	15,982		5,636	5,645	951	3,750	16,687		5,587	6,016	1,067	4,017
	特定教育保育施設	13,853		3,980	5,747	942	3,184	14,973		3,980	6,377	1,012	3,604
2	確認を受けない幼稚園	4,324		4,324				4,324		4,324			
提供内容	特定地域型保育事業所	430				115	315	637				177	460
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	18,607		8,304	5,747	1,057	3,499	19,934		8,304	6,377	1,189	4,064
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	2,625		2,668	102	106	251	3,247		2,717	361	122	47

館山市区域

_													単位:人)
				平成 2 7 年	F度					平成 2 8 年	丰度		
				2 -	宁	3	무	A+1		2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	1,192	169	344	424	34	221	1,175	168	323	439	33	212
	特定教育保育施設	1,510		840	417	31	222	1,540		840	436	32	232
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,710		1,040	417	31	222	1,740		1,040	436	32	232
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	518		527	7	3	1	565		549	3	1	20
				平成 2 9 年	F度					平成 3 0 4	丰度		
				2 -	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,144		454	441	31	218	1,110		415	439	33	223
	特定教育保育施設	1,570		840	455	34	241	1,520		800	411	79	230
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,770		1,040	455	34	241	1,720		1,000	411	79	230
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	626		586	14	3	23	610		585	28	46	7
				平成 3 1 年	F度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2 +	号	3	号			2	号	3	 号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1 号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,073		382	431	32	228	1,073		382	431	32	228
	特定教育保育施設	1,520		800	411	79	230	1,520		800	411	79	230
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,720		1,000	411	79	230	1,720		1,000	411	79	230
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	647		618	20	47	2	647		618	20	47	2

木更津市区域

_												(単位:人)
				平成 2 7 4	年度					平成 2 8 年	年度		
		△ ±1	1 🗆	2	号	3	号	△ ±1	1 🗆	2	号	3	号
		合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
ر 1)	必要利用定員総数 当初計画値)	3,983	2,157	0	1,069	182	575	4,001	2,195		1,087	177	542
	特定教育保育施設	1,645		0	1,018	121	506	1,645		0	1,018	121	506
2	確認を受けない幼稚園	2,447		2,447				2,490		2,490			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	37			0	0	37	37			0	0	37
	利用定員の合計	4,129		2,447	1,018	121	543	4,172		2,490	1,018	121	543
3	今後必要となる 定員数(1-2)	146		290	51	61	32	171		295	69	56	1
				平成 2 9 4	年度					平成30年	年度		
		4.11		2	号	3	号	4.11	. =	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,453		2,460	1,148	128	717	4,506		2,410	1,152	143	801
	特定教育保育施設	1,742		10	1,098	144	490	1,835		10	1,158	152	515
2	確認を受けない幼稚園	2,460		2,460				2,410		2,410			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	
	利用定員の合計	4,202		2,470	1,098	144	490	4,245		2,420	1,158	152	515
	今後必要となる 定員数(1-2)	251		10	50	16	227	261		10	6	9	286
				平成 3 1 4	年度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	ś値)	
		^ +1	4.8	2	号	3	号	^* 1	4.0	2	号	3	号
		合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,337		2,241	1,152	143	801	4,337		2,241	1,152	143	801
	特定教育保育施設	1,955		10	1,158	152	635	2,100		10	1,158	145	787
2	確認を受けない幼稚園	2,241		2,241				2,241		2,241			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	25				7	18
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	4,196		2,251	1,158	152	635	4,366		2,251	1,158	152	805
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	141		10	6	9	166	29		10	6	9	4

松戸市区域

				平成 2 7 1	 年度					平成 2 8 5	 年度	(単位:人)
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 当初計画値)	13,520	6,390	705	3,549	305	2,571	14,086	6,508	714	3,628	470	2,766
	特定教育保育施設	5,934		33	3,400	638	1,863	12,042		5,320	3,820	716	2,186
2	確認を受けない幼稚園	9,328		9,328				3,645		3,645			
提供内容	特定地域型保育事業所	114				18	96	209				30	179
容	認可外保育施設	694			694	0	0	342			342	0	0
	利用定員の合計	16,070		9,361	4,094	656	1,959	16,238		8,965	4,162	746	2,365
	今後必要となる 定員数(1-2)	2,550		2,266	545	351	612	2,152		1,743	534	276	401
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		DNI	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	PHI PHI	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	14,699		7,361	3,717	643	2,978	14,511		6,532	4,143	583	3,253
	特定教育保育施設	12,056		4,811	4,230	710	2,305	6,999		75	4,217	619	2,088
2	確認を受けない幼稚園	3,645		3,645				9,441		9,441			
提供内容	特定地域型保育事業所	514				75	439	980				123	857
谷	認可外保育施設	359			125	0	234	451			56	22	373
	利用定員の合計	16,574		8,456	4,355	785	2,978	17,871		9,516	4,273	764	3,318
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,875		1,095	638	142	0	3,360		2,984	130	181	65
				平成 3 1	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	14,773		6,346	4,280	643	3,504	15,135		6,370	4,256	704	3,805
	特定教育保育施設	7,149		75	4,294	634	2,146	7,169		75	4,301	634	2,159
2	確認を受けない幼稚園	9,441		9,441				9,441		9,441			
提供内容	特定地域型保育事業所	1,246				137	1,109	1,493				163	1,330
谷	認可外保育施設	451			56	22	373	451			56	22	373
	利用定員の合計	18,287		9,516	4,350	793	3,628	18,554		9,516	4,357	819	3,862
	今後必要となる 定員数(1-2)	3,514		3,170	70	150	124	3,419		3,146	101	115	57

野田市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
		^ +1	4 🗆	2 -	号	3	号	A+1	4.8	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	4,528	1,577	628	1,432	116	775	4,443	1,516	604	1,432	116	775
	特定教育保育施設	1,970		0	1,261	120	589	2,254		0	1,421	162	671
2	確認を受けない幼稚園	2,790		2,790				2,790		2,790			
提供内	特定地域型保育事業所	15				4	11	15				4	11
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	4,775		2,790	1,261	124	600	5,059		2,790	1,421	166	682
3	今後必要となる 定員数(1-2)	247		585	171	8	175	616		670	11	50	93
				平成 2 9 5	手 度					平成30年	手 度		
				2 -	号	3	묵			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,415		2,084	1,434	118	779	4,410		2,071	1,436	120	783
	特定教育保育施設	2,323		0	1,442	171	710	2,786		630	1,341	156	659
2	確認を受けない幼稚園	2,790		2,790				1,900		1,900			
提供内	特定地域型保育事業所	15				4	11	15				4	11
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,128		2,790	1,442	175	721	4,701		2,530	1,341	160	670
3	今後必要となる 定員数(1-2)	713		706	8	57	58	291		459	95	40	113
				平成 3 1 年	F度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2 -	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,454		2,107	1,438	122	787	4,426		2,107	1,390	129	800
	特定教育保育施設	2,998		633	1,484	171	710	2,998		633	1,484	171	710
2	確認を受けない幼稚園	1,900		1,900				1,900		1,900			
提供内容	特定地域型保育事業所	15				4	11	15				4	11
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	4,913		2,533	1,484	175	721	4,913		2,533	1,484	175	721
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	459		426	46	53	66	487		426	94	46	79

茂原市区域

				平成 2 7 4	丰度					平成 2 8 9	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	日前	1.2	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	2,196	495	377	933	42	349	2,162	489	372	917	41	343
	特定教育保育施設	2,105		455	1,163	52	435	2,105		455	1,163	52	435
2	確認を受けない幼稚園	835		835				835		835			
提供内容	特定地域型保育事業所	27				7	20	27				7	20
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,967		1,290	1,163	59	455	2,967		1,290	1,163	59	455
3	今後必要となる 定員数(1-2)	771		418	230	17	106	805		429	246	18	112
				平成 2 9 4	丰度					平成30年	丰度		
		A+1		2	号	3	号	A+1		2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 !	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,246		888	902	55	401	2,280		901	879	60	440
	特定教育保育施設	2,050		400	1,163	52	435	2,031		400	1,136	60	435
2	確認を受けない幼稚園	835		835				785		785			
提供内容	特定地域型保育事業所	19				3	16	19				3	16
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,904		1,235	1,163	55	451	2,835		1,185	1,136	63	451
3	今後必要となる 定員数(1-2)	658		347	261	0	50	555		284	257	3	11
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,290		912	868	61	449	2,290		912	868	61	449
	特定教育保育施設	1,962		330	1,136	61	435	1,962		330	1,136	61	435
2	確認を受けない幼稚園	785		785				785		785			
提供内容	特定地域型保育事業所	19				3	16	19				3	16
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,766		1,115	1,136	64	451	2,766		1,115	1,136	64	451
3	今後必要となる 定員数(1-2)	476	_	203	268	3	2	476		203	268	3	2

成田市区域

													(単位:人)
				平成 2 7 9	丰度					平成 2 8 9	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	5,286	2,506		1,372	302	1,106	5,232	2,495		1,366	297	1,074
	特定教育保育施設	2,459		150	1,335	224	750	2,561		150	1,380	245	786
2	確認を受けない幼稚園	2,200		2,200				2,222		2,222			
提供内容	特定地域型保育事業所	81				24	57	186				34	152
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	4,740		2,350	1,335	248	807	4,969		2,372	1,380	279	938
3	今後必要となる 定員数(1-2)	546		156	37	54	299	263		123	14	18	136
				平成 2 9 9	丰度					平成30年	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 !	必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,525		2,058	1,424	136	907	4,484		1,979	1,440	166	899
	特定教育保育施設	2,799		289	1,498	248	764	2,990		304	1,609	259	818
2	確認を受けない幼稚園	2,540		2,540				2,540		2,540			
提供内容	特定地域型保育事業所	154				26	128	147				28	119
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,493		2,829	1,498	274	892	5,677		2,844	1,609	287	937
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	968		771	74	138	15	1,193		865	169	121	38
				平成31年	 丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	:値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,442		1,856	1,475	180	931	4,418		1,801	1,469	197	951
	特定教育保育施設	3,030		304	1,627	257	842	3,030		304	1,627	257	842
2	確認を受けない幼稚園	2,540		2,540				2,540		2,540			
提供内容	特定地域型保育事業所	147				28	119	147				28	119
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,717		2,844	1,627	285	961	5,717		2,844	1,627	285	961
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	1,275		988	152	105	30	1,299		1,043	158	88	10

佐倉市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
			4 🗆	2	ᅱ	3	무	<+I	48	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	4,900	2,200	380	1,240	270	810	4,900	2,200	380	1,240	270	810
	特定教育保育施設	1,945		21	1,146	184	594	2,195		70	1,246	214	665
2	確認を受けない幼稚園	3,270		3,270				3,000		3,000			
提供内	特定地域型保育事業所	69				23	46	102				32	70
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,284		3,291	1,146	207	640	5,297		3,070	1,246	246	735
3	今後必要となる 定員数(1-2)	384		711	94	63	170	397		490	6	24	75
				平成 2 9 5	手度					平成30年	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	4,900		2,580	1,240	270	810	4,960		2,580	1,332	132	916
	特定教育保育施設	2,195		70	1,246	214	665	2,967		469	1,480	242	776
2	確認を受けない幼稚園	3,000		3,000				2,520		2,520			
提供内	特定地域型保育事業所	102				32	70	72				22	50
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,297		3,070	1,246	246	735	5,559		2,989	1,480	264	826
3	今後必要となる 定員数(1-2)	397		490	6	24	75	599		409	148	132	90
				平成 3 1 年	手度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	5,054		2,580	1,385	136	953	5,145		2,580	1,441	137	987
	特定教育保育施設	2,937		388	1,505	248	796	3,267		568	1,598	267	834
2	確認を受けない幼稚園	2,710		2,710				2,440		2,440			
提供内容	特定地域型保育事業所	72				22	50	110				28	82
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	5,719		3,098	1,505	270	846	5,817		3,008	1,598	295	916
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	665		518	120	134	107	672		428	157	158	71

東金市区域

_												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	丰度		
		△ *1	1 🗆	2	무	3	号	△ ±1	1 0	2	号	3	묵
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	1,561	509	210	587	64	191	1,543	502	207	579	63	192
	特定教育保育施設	1,851		1,220	430	35	166	1,851		1,220	430	35	166
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	39				5	34	45				11	34
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,890		1,220	430	40	200	1,896		1,220	430	46	200
3	今後必要となる 定員数(1-2)	329		501	157	24	9	353		511	149	17	8
				平成 2 9 5	丰度					平成304	手 度		
				2	号	3	号		Ţ	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,542		711	580	62	189	1,570	,	766	491	49	264
	特定教育保育施設	1,857		1,220	430	41	166	1,872		1,192	459	47	174
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	45				11	34	129				15	114
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,902		1,220	430	52	200	2,001		1,192	459	62	288
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	360		509	150	10	11	431		426	32	13	24
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
			_	2	号	3	号		_	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,545		749	470	48	278	1,539	<u>l</u>	749	460	50	280
	特定教育保育施設	1,977		1,192	519	56	210	1,977		1,192	519	56	210
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	129				15	114	129				15	114
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,106		1,192	519	71	324	2,106		1,192	519	71	324
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	561		443	49	23	46	567		443	59	21	44

旭市区域

,	畄	价	ı	

				平成 2 7 5	F度					平成 2 8 5	手度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		II II	5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	ПHI	1.3	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	2,106	399	0	1,149	85	473	2,159	392	0	1,129	85	553
	特定教育保育施設	1,810		0	1,215	110	485	2,190		380	1,215	110	485
2	確認を受けない幼稚園	790		790				340		340			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	80				0	80
容	認可外保育施設	30			10	10	10	30			10	10	10
	利用定員の合計	2,630		790	1,225	120	495	2,640		720	1,225	120	575
3	今後必要となる 定員数(1-2)	524		391	76	35	22	481		328	96	35	22
				平成 2 9 9	手 度					平成30年	手 度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,131		385	1,108	85	553	2,105	'	378	1,089	85	553
	特定教育保育施設	2,290		480	1,215	110	485	2,390		580	1,215	110	485
2	確認を受けない幼稚園	100		100				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	80				0	80	80				0	80
容	認可外保育施設	30			10	10	10	30			10	10	10
	利用定員の合計	2,500		580	1,225	120	575	2,500		580	1,225	120	575
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	369		195	117	35	22	395		202	136	35	22
				平成 3 1 5	∓ 度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,078		371	1,069	85	553	2,078		371	1,069	85	553
	特定教育保育施設	2,390		580	1,215	110	485	2,390		580	1,215	110	485
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	80				0	80	80				0	80
容	認可外保育施設	30			10	10	10	30			10	10	10
	利用定員の合計	2,500		580	1,225	120	575	2,500		580	1,225	120	575
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	422		209	156	35	22	422		209	156	35	22

習志野市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 2	丰度					平成 2 8 9	丰度		
		△ ±1	1 🗆	2	号	3	号	△ ±1	1 🗆	2	号	3	号
		合計	1号 -	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	5,927	2,530	293	1,681	326	1,097	6,015	2,572	287	1,709	314	1,133
	特定教育保育施設	4,403		2,255	1,319	152	677	4,396		2,255	1,289	158	694
2	確認を受けない幼稚園	1,635		1,635				1,635		1,635			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	74				18	56
容	認可外保育施設	535			164	70	301	535			164	70	301
	利用定員の合計	6,573		3,890	1,483	222	978	6,640		3,890	1,453	246	1,051
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	646		1,067	198	104	119	625		1,031	256	68	82
				平成 2 9 4	丰度					平成 3 0 4	年度		
				2	号	3	号	4+1		2	号	3	号
		合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	6,074		2,899	1,749	307	1,119	6,124		2,887	1,807	232	1,198
	特定教育保育施設	4,577		2,095	1,529	182	771	4,963		2,115	1,742	224	882
2	確認を受けない幼稚園	1,635		1,635				1,635		1,635			
提供内容	特定地域型保育事業所	110				30	80	148				45	103
容	認可外保育施設	535			164	70	301	391			132	58	201
	利用定員の合計	6,857		3,730	1,693	282	1,152	7,137		3,750	1,874	327	1,186
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	783		831	56	25	33	1,013		863	67	95	12
				平成314	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		DRI.	1.5	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		1.5	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	6,178		2,865	1,884	240	1,189	6,178		2,865	1,884	240	1,189
	特定教育保育施設	5,188		2,102	1,907	242	937	5,146		2,060	1,907	242	937
2	確認を受けない幼稚園	1,330		1,330				1,330		1,330			
提供内容	特定地域型保育事業所	148				45	103	148				45	103
容	認可外保育施設	391			132	58	201	391			132	58	201
	利用定員の合計	7,057		3,432	2,039	345	1,241	7,015		3,390	2,039	345	1,241
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	879		567	155	105	52	837		525	155	105	52

勝浦市区域

^	畄	柼		

				平成 2 7 年	手度					平成 2 8 4	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔当初計画値 〕	352	25	32	151	41	103	342	25	32	148	40	97
	特定教育保育施設	440		45	278	22	95	440		45	278	22	95
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	440		45	278	22	95	440		45	278	22	95
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	88		12	127	19	8	98		12	130	18	2
				平成 2 9 9	丰度					平成304	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	321		53	137	38	93	295		34	174	15	72
	特定教育保育施設	440		90	233	22	95	440		90	233	22	95
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	440		90	233	22	95	440		90	233	22	95
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	119		37	96	16	2	145		56	59	7	23
				平成 3 1 年	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
			_	2	号	3	号		_	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	291		34	164	17	76	291		34	164	17	76
	特定教育保育施設	440		90	233	22	95	400		30	243	24	103
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	440		90	233	22	95	400		30	243	24	103
3	今後必要となる 定員数(1-2)	149		56	69	5	19	109		4	79	7	27

市原市区域

												- (単位:人)
				平成 2 7 4	丰度					平成 2 8 1	年度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		DNI	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳			教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	6,999	3,433	811	1,609	246	900	7,025	3,364	848	1,591	269	953
	特定教育保育施設	2,784		170	1,636	164	814	3,381		535	1,676	194	976
2	確認を受けない幼稚園	6,245		6,245				5,745		5,745			
提供内容	特定地域型保育事業所	100				36	64	119				43	76
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	9,129		6,415	1,636	200	878	9,245		6,280	1,676	237	1,052
3	今後必要となる 定員数(1-2)	2,130		2,171	27	46	22	2,220		2,068	85	32	99
				平成 2 9 4	丰度					平成30:	年度	I	
				2	号	3				2	号	3	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	7,046		4,178	1,569	293	1,006	7,307		3,916	1,916	219	1,256
	特定教育保育施設	3,484		431	1,757	226	1,070	4,211		1,229	1,815	221	946
2	確認を受けない幼稚園	5,745		5,745				4,775		4,775			
提供内容	特定地域型保育事業所	214				78	136	234				59	175
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	9,443		6,176	1,757	304	1,206	9,220		6,004	1,815	280	1,121
3	今後必要となる 定員数(1-2)	2,397		1,998	188	11	200	1,913		2,088	101	61	135
				平成 3 14	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	ś値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	7,298		3,887	1,922	224	1,265	7,289		3,858	1,928	229	1,274
	特定教育保育施設	3,745		607	1,935	233	970	3,745		607	1,935	233	970
2	確認を受けない幼稚園	4,775		4,775				4,775		4,775			
提供内容	特定地域型保育事業所	234				59	175	234				59	175
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	8,754	-	5,382	1,935	292	1,145	8,754		5,382	1,935	292	1,145
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,456		1,495	13	68	120	1,465		1,524	7	63	129

流山市区域

				平成 2 7 9	王庶		(単位:人) 平成28年度							
				2		3	号			2		3号		
		合計	1号 -	教育 ニーズ	っ <u></u> 保育 ニーズ	0歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	っ 保育 ニーズ	0歳	っ 1~2歳	
	必要利用定員総数 当初計画値)	6,906	2,506	586	2,112	289	1,413	7,434	2,312	603	2,485	356	1,678	
	特定教育保育施設	3,777	<u> </u>	60	2,113	389	1,215	4,707		210	2,563	392	1,542	
2	確認を受けない幼稚園	2,920		2,920				2,920	2,920					
提供内	特定地域型保育事業所	0				0		19				0	19	
内容	認可外保育施設	0				0	0	0			0	0	(
	利用定員の合計	6,697		2,980	2,113	389	1,215	7,646		3,130	2,563	392	1,561	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	209		112	1	100	198	212		215	78	36	117	
			平成29年度							平成 3 0 4	年度			
				2	号	3号				2	를 3 특		号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
1 4	必要利用定員総数 見直し後の数値)	7,769		2,847	2,706	395	1,821	8,869		3,328	2,799	495	2,247	
	特定教育保育施設	5,277		300		416	1,688	5,416			3,056	547	1,738	
2	確認を受けない幼稚園	2,920		2,920				2,920		2,920				
提供内容	特定地域型保育事業所	95			9		86	281				46	235	
谷	認可外保育施設	0				0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	8,292		3,220	2,873	425	1,774	8,617		2,995	3,056	593	1,973	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	523		373	167	30	47	252		333	257	98	274	
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)		
				2号		3	号			2	号	3	 号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
1 4	必要利用定員総数 見直し後の数値)	9,791		3,332	3,349	613	2,497	10,606		3,343	3,869	736	2,658	
	特定教育保育施設	5,948		135	3,357	556	1,900	6,247		135	3,550	568	1,994	
2	確認を受けない幼稚園	2,820		2,820				2,820		2,820				
提供内容	特定地域型保育事業所	444				72	372	554				90	464	
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0	/		0	0	C	
	利用定員の合計	9,212		2,955	3,357	628	2,272	9,621		2,955	3,550	658	2,458	
3	今後必要となる 定員数(1-2)	579		377	8	15	225	985		388	319	78	200	

八千代市区域

												(単位:人)		
				平成 2 7 年	₣度			平成 2 8 年度							
			4 🗆	2	ᅱ	3	号	^ *1	4 8	2	号	3	号		
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	5,854	3,129	391	1,300	223	811	5,627	3,014	377	1,252	213	771		
	特定教育保育施設	2,285		80	1,226	232	747	2,555		350	1,226	232	747		
2	確認を受けない幼稚園	4,250		4,250				3,980		3,980					
提供内	特定地域型保育事業所	67				19	48	119				34	85		
容	認可外保育施設	0				0	0	0			0	0	0		
	利用定員の合計	6,602		4,330		251	795	6,654		4,330	1,226	266	832		
3	今後必要となる 定員数(1-2)	748		810	74	28	16	1,027		939		53	61		
				平成 2 9 5	手度					平成30年	年度				
				2	号	3	号			2	号	3 号			
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号 -	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	5,491		3,319	1,226	207	739	6,188		3,151	1,491	216	1,330		
	特定教育保育施設	2,555		350		232	747	3,189		635	1,469	255	830		
2	確認を受けない幼稚園	3,980		3,980				3,980		3,980					
提供内	特定地域型保育事業所	119				34	85	107				21	86		
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0		
	利用定員の合計	6,654		4,330	1,226	266	832	7,276		4,615	1,469	276	916		
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	1,163		1,011	0	59	93	1,088		1,464	22	60	414		
				平成 3 1 年	F度		平成32年度(4月1月					日時点の参考値)			
				2 -	号	3	号			2	号	3			
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		
1 !	必要利用定員総数 見直し後の数値)	6,226		3,031	1,560	229	1,406	6,366		2,971	1,663	242	1,490		
	特定教育保育施設	3,759		935	1,623	282	919	4,184		935	1,756	297	1,196		
2	確認を受けない幼稚園	3,490		3,490				3,490		3,490					
提供内容	特定地域型保育事業所	107				21	86	107				21	86		
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0		
	利用定員の合計	7,356		4,425	1,623	303	1,005	7,781		4,425	1,756	318	1,282		
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	1,130		1,394	63	74	401	1,415		1,454	93	76	208		

我孫子市区域

				平成 2 7 年	丰度			平成 2 8 年度						
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号	
			. 7	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		, ,	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	4,290	1,494	143	1,444	290	919	4,075	1,411	135	1,365	279	885	
	特定教育保育施設	2,236		0	1,308	228	700	3,096		600	1,491	244	761	
2	確認を受けない幼稚園	1,950		1,950				1,350	1,35					
提供内容	特定地域型保育事業所	0					0	95				15	80	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	4,186		1,950	1,308	228	700	4,541		1,950	1,491	259	841	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	104		313	136	62	219	466		404	126	20	44	
				平成 2 9 年	 F度					平成30年	生度 生度			
				2			号				! 号		3号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	4,103		1,404	1,497	288	914	3,810		1,291	1,374	275	870	
	特定教育保育施設	2,476		15 1,4		252 7		2,929	477		1,456	240	756	
2	確認を受けない幼稚園	1,952		1,952				1,450		1,450				
提供内容	特定地域型保育事業所	57				9	48	57				9	48	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	4,485		1,967	1,413	261	844	4,436	1,927		1,456	249	804	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	382		563	84	27	70	626	636		82	26	66	
				平成 3 1 5	 F度			平成32年度(4月1日時点の参考値)						
				2		3	号				号		号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 (見直し後の数値)	3,541		1,177	1,256	266	842	3,378		1,114	1,187	258	819	
	特定教育保育施設	2,929		477	1,456	240	756	2,929		477	1,456	240	756	
2	確認を受けない幼稚園	1,450		1,450				1,450		1,450				
提供内容	特定地域型保育事業所	57				9	48	57				9	48	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	4,436		1,927	1,456	249	804	4,436		1,927	1,456	249	804	
3	今後必要となる 定員数(1-2)	895		750	200	17	38	1,058		813	269	9	15	

鴨川市区域

				平成 2 7 年	丰度		平成 2 8 年度							
		合計	1 =	2	号	3	号	⇔ ∔	1 므	2	号	3	号	
		E A I	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 〔当初計画値〕	971	306	200	239	24	202	1,100	301	195	311	31	262	
	特定教育保育施設	1,280		700	315	55	210	1,671		835	460	70	306	
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0	C					
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0	
容	認可外保育施設	34			34		0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	1,314		700	349	55	210	1,671		835	460	70	306	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	343		194	110	31	8	571	339		149	39	44	
				平成 2 9 5	<u></u> F度									
				2	号	3	号			2	号	∃ 3 E		
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	812		320	221	60	211	756	1	302	191	55	208	
	特定教育保育施設	1,671		832	463	70	306	1,671		832	463	70	306	
2	確認を受けない幼稚園	20		20				20		20				
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0	0		0	0	0	
	利用定員の合計	1,691		852	463	70	306	1,691		852	463	70	306	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	879		532	242	10	95	935		550	272	15	98	
				平成 3 1 5	∓ 度			平成32年度(4月1日時点の参考値)						
				2	号	3	号			2	号	3	号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	741		296	187	55	203	728	'	290	183	55	200	
	特定教育保育施設	1,411		692	393	60	266	1,411		692	393	60	266	
2	確認を受けない幼稚園	20		20				20		20				
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0	
?容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	1,431		712	393	60	266	1,431		712	393	60	266	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	690		416	206	5	63	703		422	210	5	66	

鎌ケ谷市区域

			(単位:人)												
				平成 2 7 年	丰度			平成28年度							
		^ +1	4 🛮	2	ᆔ	3	号	^ *1	4 -	2	号	3	号		
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳		
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	3,525	1,509	647	728	128	513	3,515	1,487	638	718	134	538		
	特定教育保育施設	1,115		0	642	104	369	1,235		0	710	116	409		
2	確認を受けない幼稚園	2,990		2,990				2,990	2,990						
提供内	特定地域型保育事業所	103			17		86	122				17	105		
容	認可外保育施設	0				0	0	0			0	0	0		
	利用定員の合計	4,208		2,990		121	455	4,347		2,990	710	133	514		
3	今後必要となる 定員数(1-2)	683		834	86	7	58	832		865	8	1	24		
				平成 2 9 5	F度					平成30年	丰度				
				2 -	号	3	号			2	号	3号			
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	3,269		1,959	699	71	540	3,237		1,874	705	82	576		
	特定教育保育施設	1,205		0		109	400	1,295		0	750	115	430		
2	確認を受けない幼稚園	2,990		2,990				2,990		2,990					
提供内	特定地域型保育事業所	133				21	112	171				33	138		
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0		
	利用定員の合計	4,328		2,990	696	130	512	4,456		2,990	750	148	568		
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1,059		1,031	3	59	28	1,219		1,116	45	66	8		
				平成 3 1 年	手度		平成32年度(4月					1日時点の参考値)			
				2	号	3	号			2	号	3	号		
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	3,217		1,795	713	94	615	3,208		1,720	722	108	658		
	特定教育保育施設	1,355		0	786	119	450	1,355		0	786	119	450		
2	確認を受けない幼稚園	2,990		2,990				2,990		2,990					
提供内容	特定地域型保育事業所	190				36	154	190				36	154		
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0	/		0	0	0		
	利用定員の合計	4,535		2,990	786	155	604	4,535		2,990	786	155	604		
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	1,318		1,195	73	61	11	1,327		1,270	64	47	54		

君津市区域

_	1						(単位:人)							
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 9	丰度			
			_	2	号	3	号		_	2	号	3	号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 当初計画値)	2,233	697	222	850	101	363	2,229	695	221	846	101	366	
	特定教育保育施設	1,363		90	900	57	316	1,388		90	900	74	324	
2	確認を受けない幼稚園	1,070		1,070				1,070		1,070				
提供内容	特定地域型保育事業所	0			0		0	0				0	0	
容	認可外保育施設	50				20	30	50			0	20	30	
	利用定員の合計	2,483		1,160		77	346	2,508		1,160	900	94	354	
3	今後必要となる 定員数(1-2)	250		241	50	24	17	279		244	54	7	12	
				平成 2 9 5	丰度					平成304	丰度			
		△ ±1	1 🗆	2	를 3号			△ ±1	4 🗆	2	号	3号		
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
1 4	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,202		904	830	100	368	2,116		905	759	57	395	
	特定教育保育施設	1,424		90		92	342	1,260			839	64	357	
2	確認を受けない幼稚園	1,070		1,070				1,045	1,					
提供内容	特定地域型保育事業所	5				2	3	12				3	9	
容	認可外保育施設	50			0	20	30	0						
	利用定員の合計	2,549		1,160	900	114	375	2,317		1,045	839	67	366	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	347		256	70	14	7	337		140	80	10	29	
				平成 3 1 5	丰度			平成32年度(4月1日時点の参考値)						
		A +1	. =	2	号	3	号		. =	2	号	3	号	
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,115	'	892	741	64	418	2,087		857	704	73	453	
	特定教育保育施設	1,260		0	839	64	357	1,392		0	911	76	405	
2	確認を受けない幼稚園	1,045		1,045				1,045		1,045				
提供内容	特定地域型保育事業所	31				6	25	31				6	25	
容	認可外保育施設	66			36	6	24	66			36	6	24	
	利用定員の合計	2,402		1,045	875	76	406	2,534		1,045	947	88	454	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	287		153	134	12	12	447		188	243	15	1	

富津市区域

				平成 2 7 年	丰度		平成 2 8 年度							
		⇔ ∔	1 =	2 -	号	3	号	⇔ ∔	1 무	2	号	3	号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	893	206	172	284	61	170	874	198	165	277	59	175	
	特定教育保育施設	1,022		70	619	80	253	1,022		70	619	80	253	
2	確認を受けない幼稚園	570		570				570	570					
提供内容	特定地域型保育事業所	0					0	0				0	0	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	1,592		640	619	80	253	1,592		640	619	80	253	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	699		262	335	19 83		718		277	342	21	78	
				平成 2 9 5	正 度					平成30年	 車度			
				2 -		3	号						号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	857		355	269	57	176	905		286	401	60	158	
	特定教育保育施設	1,022		70	619 80		253	1,022	70		619	80	253	
2	確認を受けない幼稚園	570		570				570		570				
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0	0		0	0	0	
	利用定員の合計	1,592		640 619		80	253	1,592	640		619	80	253	
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	735		285	350	23	77	687	35		218	20	95	
				平成 3 1 년	 F度			平成32年度(4月1日時点の参考値)						
				2 -		3	号			2			号	
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	
	必要利用定員総数 (見直し後の数値)	843		265	345	60	173	843	'	265	345	60	173	
	特定教育保育施設	1,022		70	619	80	253	1,022		70	619	80	253	
2	確認を受けない幼稚園	570		570				570		570				
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0	
	利用定員の合計	1,592	-	640	619	80	253	1,592	-	640	619	80	253	
3	今後必要となる 定員数(1-2)	749		375	274	20	80	749		375	274	20	80	

浦安市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 1	年度					平成 2 8 9	丰度		
		合計	1号		号	3	号	合計	1号		号	3	号
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	5,377	2,204	250	1,718	260	945	5,254	1,989	250	1,718	293	1,004
	特定教育保育施設	4,669		1,520	1,900	298	951	4,545		1,276	1,960	318	991
2	確認を受けない幼稚園	915		915				915		915			
提供内	特定地域型保育事業所	38				10	28	38				10	28
内容	認可外保育施設	116			49	4	63	87			20	4	63
	利用定員の合計	5,738		2,435	1,949	312	1,042	5,585		2,191	1,980	332	1,082
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	361		19	231	52	97	331		48	262	39	78
				平成 2 9 1	年度					平成30年	年度		
		合計	1号	教育	号 保育	0 歳	号 1~2歳	合計	1号	2 教育	保育	0歳	号 1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	5,222		ニーズ 2,112	ニーズ 1,718	326	1,066	5,838		ニーズ 2,035	ニーズ 2,050	360	1,393
	特定教育保育施設	4,488		1,149	1,996	328	1,015	4,908		1,204	2,249	334	1,121
	確認を受けない幼稚園	915		915				845		845			
2 提供	特定地域型保育事業所	38				10	28	42				14	28
供内容	認可外保育施設	67			0	4	63	95			0	15	80
	利用定員の合計	5,508		2,064	1,996	342	1,106	5,890		2,049	2,249	363	1,229
3	今後必要となる							-					
	定員数(1 - 2)	286		48	278	16	40	52		14	199	3	164
				平成 3 1	年度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	(値)	
		合計	1号	2 教育	号 保育		号	合計	1号	2· 教育	号 保育	3 -	
1 4	必要利用定員総数	5 000		ニーズ	ニーズ	0歳	1~2歳	0.000		ニーズ	ニーズ	0歳	1~2歳
(見直し後の数値)	5,966		1,970	2,165	391	1,440	6,006		1,863	2,209	425	1,509
	特定教育保育施設	5,194		1,254	2,355	364	1,221	5,433		1,191	2,559	388	1,295
2	確認を受けない幼稚園	845		845				845		845			
提供内容	特定地域型保育事業所	118				26	92	118				26	92
台	認可外保育施設	142			0	15	127	142			0	15	127
	利用定員の合計	6,299		2,099	2,355	405	1,440	6,538		2,036	2,559	429	1,514
3	今後必要となる 定員数(1-2)	333		129	190	14	0	532		173	350	4	5

四街道市区域

_	-	ı										(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
		A+1	4 🗆	2	号	3	号	△ *I	4 🛭	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 当初計画値)	2,827	1,463	230	574	142	418	2,859	1,464	230	574	150	441
	特定教育保育施設	1,111		176	585	72	278	1,201		176	629	87	309
2	確認を受けない幼稚園	1,770		1,770				1,770		1,770			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	90				30	60
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,881		1,946	585	72	278	3,061		1,946	629	117	369
3	今後必要となる 定員数(1-2)	54		253	11	70	140	202		252	55	33	72
				平成 2 9 5	手度					平成304	年度		
				2	 号	3	号			2	号	3	 号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,893		1,696	575	157	465	2,961		1,632	759	77	493
	特定教育保育施設	1,711		614	665	99	333	1,394		176	739	100	379
2	確認を受けない幼稚園	1,260		1,260				2,020		2,020			
提供内容	特定地域型保育事業所	198				60	138	75				21	54
容	認可外保育施設	0			0	0	0	26			9	5	12
	利用定員の合計	3,169		1,874	665	159	471	3,515		2,196	748	126	445
3	今後必要となる 定員数(1-2)	276		178	90	2	6	554		564	11	49	48
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	:値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,972		1,655	769	75	473	3,024		1,655	747	81	541
	特定教育保育施設	1,454		176	772	106	400	1,454		176	772	106	400
2	確認を受けない幼稚園	2,020		2,020				2,020		2,020			
提供内容	特定地域型保育事業所	75				21	54	113				27	86
容	認可外保育施設	36			9	5	22	36			9	5	22
	利用定員の合計	3,585		2,196	781	132	476	3,623		2,196	781	138	508
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	613		541	12	57	3	599		541	34	57	33

袖ケ浦市区域

_		ı										(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 [当初計画値]	1,947	580	158	597	45	567	1,969	604	162	622	45	536
	特定教育保育施設	1,420		420	641	39	320	1,450		420	641	39	350
2	確認を受けない幼稚園	540		540				540		540			
提供内容	特定地域型保育事業所	34				10	24	29				9	20
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,994		960	641	49	344	2,019		960	641	48	370
3	今後必要となる 定員数(1-2)	47		222	44	4	223	50		194	19	3	166
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	2,004		779	760	56	409	2,031		796	783	53	399
	特定教育保育施設	1,450		420	653	79	298	1,840		510	821	116	393
2	確認を受けない幼稚園	540		540				540		540			
提供内容	特定地域型保育事業所	24				6	18	43				11	32
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,014		960	653	85	316	2,423		1,050	821	127	425
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	10		181	107	29	93	392		254	38	74	26
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	2,017		770	806	53	388	2,017		770	806	53	388
	特定教育保育施設	1,630		300	821	116	393	1,630		300	821	116	393
2	確認を受けない幼稚園	540		540				540		540			
提供内容	特定地域型保育事業所	43				11	32	43				11	32
容	認可外保育施設	0	/		0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,213		840	821	127	425	2,213		840	821	127	425
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	196		70	15	74	37	196		70	15	74	37

八街市区域

_		T										(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 当初計画値)	1,836	604	223	572	90	347	1,763	583	215	552	84	329
	特定教育保育施設	1,436		455	654	63	264	1,436		455	654	63	264
2	確認を受けない幼稚園	670		670				670		670			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	18				6	12
容	認可外保育施設	30			12	6	12	15			6	3	6
	利用定員の合計	2,136		1,125	666	69	276	2,139		1,125	660	72	282
3	今後必要となる 定員数(1-2)	300		298	94	21	71	376		327	108	12	47
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	年度		
				2	 号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,693		770	591	46	286	1,698		751	576	58	313
	特定教育保育施設	1,421		455	637	60	269	1,421		455	637	60	269
2	確認を受けない幼稚園	670		670				670		670			
提供内容	特定地域型保育事業所	12				3	9	31				6	25
谷	認可外保育施設	15			6	3	6	15			6	3	6
	利用定員の合計	2,118		1,125	643	66	284	2,137		1,125	643	69	300
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	425		355	52	20	2	508		374	67	11	13
				平成 3 1 5	手度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,699		732	572	65	330	1,729		732	575	74	348
	特定教育保育施設	1,421		455	637	60	269	1,163		197	637	60	269
2	確認を受けない幼稚園	670		670				928		928			
提供内容	特定地域型保育事業所	38				6	32	95				15	80
容	認可外保育施設	15			6	3	6	15			6	3	6
	利用定員の合計	2,144		1,125	643	69	307	2,201		1,125	643	78	355
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	445		393	71	4	23	472		393	68	4	7

印西市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	丰度		
		合計	1号	2	무	3	号	合計	1号 -	2	号	3	号
		□ iT	- F	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	₽₽Ţ	15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	3,730	2,016		881	155	678	3,902	2,149		938	158	657
	特定教育保育施設	2,217		665	917	143	492	2,774		980	1,071	167	556
2	確認を受けない幼稚園	1,575		1,575				1,260		1,260			
提供内容	特定地域型保育事業所	9				3	6	9				3	6
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	3,801		2,240	917	146	498	4,043		2,240	1,071	170	562
3	今後必要となる 定員数(1-2)	71		224	36	9	180	141		91	133	12	95
				平成 2 9 5	丰度					平成304	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	3,946		2,172	1,066	73	635	3,601		1,646	1,171	88	696
	特定教育保育施設	2,661		920	1,037	162	542	3,087		920	1,337	196	634
2	確認を受けない幼稚園	1,260		1,260				1,260		1,260			
提供内容	特定地域型保育事業所	9				3	6	9				3	6
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	3,930		2,180	1,037	165	548	4,356		2,180	1,337	199	640
3	今後必要となる 定員数(1-2)	16		8	29	92	87	755		534	166	111	56
				平成 3 1 5	丰度				平成 3 2 年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	3,736	1	1,601	1,277	106	752	3,253		920	1,392	128	813
	特定教育保育施設	3,701		920	1,708	255	818	3,701		920	1,708	255	818
2	確認を受けない幼稚園	1,260		1,260				1,260		1,260			
提供内容	特定地域型保育事業所	9				3	6	9				3	6
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	4,970		2,180	1,708	258	824	4,970		2,180	1,708	258	824
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	1,234		579	431	152	72	1,717		1,260	316	130	11

白井市区域

													〔単位:人)
			,	平成 2 7 9	丰度				,	平成 2 8 5	丰度		
		△ ±1	1 🗆	2	号	3	号	△ ±1	1 🗆	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	2,181	1,253	41	563	37	287	2,169	1,203	42	570	38	316
	特定教育保育施設	2,222		1,300	604	30	288	2,241		1,300	612	38	291
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	6				0	6	25				0	25
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,228		1,300	604	30	294	2,266		1,300	612	38	316
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	47		6	41	7	7	97		55	42	0	0
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
ر 1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,281		1,189	553	83	456	2,310		1,210	565	87	448
	特定教育保育施設	860		0	552	47	261	920		0	585	55	280
2	確認を受けない幼稚園	1,500		1,500				1,500		1,500			
提供内容	特定地域型保育事業所	44				12	32	44				12	32
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0					
	利用定員の合計	2,404		1,500	552	59	293	2,464		1,500	585	67	312
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	123		311	1	24	163	154		290	20	20	136
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	号	3	号			2	 号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	2,351		1,216	594	86	455	2,412		1,216	708	63	425
	特定教育保育施設	1,133		0	647	76	410	1,196		0	710	76	410
2	確認を受けない幼稚園	1,461		1,461				1,407		1,407			
提供内容	特定地域型保育事業所	63				18	45	63				18	45
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,657		1,461	647	94	455	2,666		1,407	710	94	455
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	306		245	53	8	0	254		191	2	31	30

富里市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	丰度		
		合計	1号	教育	号 保育	0歳	号 1~2歳	合計	1号	2 教育	保育	0歳	号 1~2歳
ر 1	必要利用定員総数 当初計画値)	1,407	631	ニーズ	ニーズ 430		253	1,402	623	ニーズ	ニーズ 424	97	258
	特定教育保育施設	810		260	370	35	145	860		260	392	46	162
	確認を受けない幼稚園	470		470				470		470			
2 提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	C
内容	認可外保育施設	73			33	10	30	73			33	10	30
	利用定員の合計	1,353	/	730	403	45	175	1,403		730	425	56	192
3	今後必要となる 定員数(1-2)	54		99	27	48	78	1		107	1	41	66
				平成 2 9 9	丰度					平成 3 0 4	丰度		
				2	 号	3	号			2	문	3	 E
		合計	1号	教育 ニーズ	・ 保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	・ 保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,246		572	396	38	240	1,215		563	390	39	223
	特定教育保育施設	931		235	416	60	220	991		217	467	66	241
2	確認を受けない幼稚園	470		470				470		470			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	37				9	28
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,401		705	416	60	220	1,498		687	467	75	269
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	155		133	20	22	20	283		124	77	36	46
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,179		543	376	38	222	1,179		543	376	38	222
	特定教育保育施設	991		208	476	66	241	991		208	476	66	241
2	確認を受けない幼稚園	470		470				470		470			
提供内容	特定地域型保育事業所	37				9	28	37				9	28
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0	/		0	0	0
	利用定員の合計	1,498		678	476	75	269	1,498		678	476	75	269
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	319		135	100	37	47	319		135	100	37	47

南房総市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	丰度		
		A+1		2 -	号	3	号	A+1		2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	825	395		166	63	201	810	386		167	61	196
	特定教育保育施設	1,625		1,085	253	57	230	1,568		1,005	252	64	247
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	6			0	6	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,631		1,085	253	63	230	1,568		1,005	252	64	247
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	806		690	87	0	29	758		619	85	3	51
				平成 2 9 5	手度					平成 3 0 5	年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	798		383	161	59	195	787		379	158	57	193
	特定教育保育施設	1,568		1,005	252	64	247	1,568		1,005	252	64	247
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,568		1,005	252	64	247	1,568		1,005	252	64	247
3	今後必要となる 定員数(1-2)	770		622	91	5	52	781		626	94	7	54
				平成 3 1 年	F度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	741		355	150	55	181	701		336	142	52	171
	特定教育保育施設	1,459		900	252	64	243	1,436		895	250	66	225
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,459		900	252	64	243	1,436		895	250	66	225
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	718		545	102	9	62	0		559	108	14	54

匝瑳市区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	年度		, 单位 . 人)
		△ =↓	1 무	2	号	3	号	⇔ ∔	1 무	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	1,054	180	102	462	42	268	1,032	176	100	451	41	264
	特定教育保育施設	1,180		280	580	43	277	1,180		280	580	43	277
2	確認を受けない幼稚園	100		100				100		100			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,280		380	580	43	277	1,280		380	580	43	277
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	226		98	118	1	9	248		104	129	2	13
				平成 2 9 5	E度					平成30年	王度		
				2		3	号				号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,015		271	445	40	259	972		257	425	39	251
	特定教育保育施設	1,080		180	580	43	277	1,200		226	624	46	304
2	確認を受けない幼稚園	100		100				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,180		280	580	43	277	1,200		226	624	46	304
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	165		9	135	3	18	228		31	199	7	53
				平成 3 1 年	 F度				平成32年	度(4月1[日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	956		253	419	38	246	956		253	419	38	246
	特定教育保育施設	1,200		226	624	46	304	1,200		226	624	46	304
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,200		226	624	46	304	1,200		226	624	46	304
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	244		27	205	8	58	244		27	205	8	58

香取市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 5	年度					平成 2 8 2	年度		
		合計	1号	2		3	号	合計	1号		号	3	号
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	1,974	298		1,172	79	425	1,971	283		1,160	79	449
	特定教育保育施設	1,856		180	1,182	77	417	1,869		180	1,181	77	431
2	確認を受けない幼稚園	170		170				170		170			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,026		350	1,182	77	417	2,039		350	1,181	77	431
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	52		52	10	2	8	68		67	21	2	18
				平成 2 9 5	年度					平成30	年度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		O RI	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	П	1.5	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,977		279	1,165	82	451	1,942		238	1,140	95	469
	特定教育保育施設	1,978		230	1,198	94	456	1,961		210	1,194	93	464
2	確認を受けない幼稚園	170		170				150		150			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	19				3	16
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,148		400	1,198	94	456	2,130		360	1,194	96	480
3	今後必要となる 定員数(1-2)	171		121	33	12	5	188		122	54	1	11
				平成 3 1	年度				平成32年	度(4月1)	日時点の参考	f値)	
		A+1		2	号	3	号	A+1		2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,951		243	1,145	98	465	1,944		245		93	469
	特定教育保育施設	1,969		215	1,188	98	468	1,894		209	1,137	91	457
2	確認を受けない幼稚園	150		150				150		150			
提供内容	特定地域型保育事業所	19				3	16	19				3	16
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	2,138		365	1,188	101	484	2,063		359	1,137	94	473
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	187		122	43	3	19	119		114	0	1	4

山武市区域

													(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	年度		
		۵≒۱	1号	2	号	3	号	△ ⇒	1号	2	号	3	号
		合計	15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1.2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	1,230	231	143	551	68	237	1,164	216	133	515	64	236
	特定教育保育施設	1,700		715	634	78	273	1,699		715	622	78	284
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	4				3	1	4				3	1
容	認可外保育施設	3			3	0	0	3			3	0	0
	利用定員の合計	1,707		715	637	81	274	1,706		715	625	81	285
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	477		341	86	13	37	542		366	110	17	49
				平成 2 9 9	丰度					平成30年	丰度		
				2	 号	3	号			2		3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,112		333	492	62	225	1,080		319	472	60	229
	特定教育保育施設	1,270		460	555	33	222	1,270		460	555	33	222
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	22				8	14	22				8	14
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,292		460	555	41	236	1,292		460	555	41	236
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	180		127	63	21	11	212		141	83	19	7
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	:度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	무	3	号			2			
		合計	1号	を 教育 ニーズ	・ 保育 ニーズ	0歳	1~2歳	合計	1号	を 教育 ニーズ	・ 保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	1,039	'	312	462	57	208	1,039	'	312	462	57	208
	特定教育保育施設	1,270		460	555	33	222	1,270		460	555	33	222
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	22				8	14	22				8	14
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,292		460	555	41	236	1,292		460	555	41	236
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	253		148	93	16	28	253		148	93	16	28

いすみ市区域

				平成 2 7 年	 ≢度					平成 2 8 4	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0歳	1~2歳	口前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	1,014	4	2	730	57	221	964	0	2	673	61	228
	特定教育保育施設	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	306		6	263	6	43	356		2	320	2	36
				平成 2 9 5	E度					平成30年	手度		
				2		3	号				号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	973		2	667	58	246	967		2	660	55	250
	特定教育保育施設	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	347		2	326	5	18	353		2	333	8	14
				平成 3 1 年	F度				平成32年	:度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 「見直し後の数値)	989		6	692	52	239	989		6	692	52	239
	特定教育保育施設	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,320		0	993	63	264	1,320		0	993	63	264
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	331		6	301	11	25	331		6	301	11	25

大網白里市区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
		合計	1号	2 教育 ニーズ	号 保育 ニーズ	0 歳	号 1~2歳	合計	1号	2 · 教育 ニーズ	号 保育 ニーズ	3 · 0 歳	号 1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	1,300	533	159	391	54	163	1,250	501	149	369	53	178
	特定教育保育施設	1,092		610	323	28	131	1,177		610	369	36	162
2	確認を受けない幼稚園	500		500				500		500			
提供内容	特定地域型保育事業所	26				7	19	25				11	14
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,618		1,110	323	35	150	1,702		1,110	369	47	176
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	318		418	68	19	13	452		460	0	6	2
				平成 2 9 4	丰度					平成 3 0 年	丰度		
			_	2	号	3	号		_	2	号	3 -	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 「見直し後の数値)	1,283		555	402	79	247	1,225		550	408	43	224
	特定教育保育施設	1,199		610	393	31	165	1,226		610	408	34	174
2	確認を受けない幼稚園	500		500				500		500			
提供内容	特定地域型保育事業所	62				16	46	62				13	49
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	1,761		1,110	393	47	211	1,788		1,110	408	47	223
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	478		555	9	32	36	563		560	0	4	1
				平成 3 1 4	丰度				平成32年	度(4月1月	日時点の参考	値)	
			_	2	号	3	号		_	2	号	3 -	=
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	1,253		550	435	47	221	1,252		550	424	50	228
	特定教育保育施設	1,289		610	459	34	186	1,289		610	459	34	186
2	確認を受けない幼稚園	500		500				500		500			
提供内容	特定地域型保育事業所	88				22	66	88				22	66
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0	/		0	0	0
	利用定員の合計	1,877		1,110	459	56	252	1,877		1,110	459	56	252
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	624		560	24	9	31	625		560	35	6	24

酒々井町区域

												(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 5	丰度		
		合計	1号	2	무	3	号	合計	1号 -	2	号	3	号
		A AT	- F	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	₽₽Ţ	15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	530	190	70	140	30	100	530	190	70	140	30	100
	特定教育保育施設	270		0	140	30	100	270		0	140	30	100
2	確認を受けない幼稚園	260		260				260		260			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	530		260	140	30	100	530		260	140	30	100
3	今後必要となる 定員数(1-2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
				平成 2 9 5	丰度					平成304	手 度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 /	必要利用定員総数 見直し後の数値)	502		254	149	14	85	263	'	244	172	10	105
	特定教育保育施設	303		0	176	26	101	363		60	176	26	101
2	確認を受けない幼稚園	270		270				270		270			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	573		270	176	26	101	633		330	176	26	101
3	今後必要となる 定員数(1-2)	71		16	27	12	16	5		86	4	16	4
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号		. =	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	553		194	205	22	132	568	1	179	220	27	142
	特定教育保育施設	363		60	176	26	101	470		60	240	30	140
2	確認を受けない幼稚園	270		270				270		270			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	633		330	176	26	101	740		330	240	30	140
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	80		136	29	4	31	172		151	20	3	2

栄町区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		Ψ(Δ.7)()
		合計	1号	2 -	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		□ ■T	15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	₽ĕT	15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	538	180	106	124	36	92	516	166	98	124	36	92
	特定教育保育施設	220		0	134	21	65	220		0	134	21	65
2	確認を受けない幼稚園	680		680				460		460			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	900		680	134	21	65	680		460	134	21	65
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	362		394	10	15	27	164		196	10	15	27
				平成 2 9 年	E 辞					平成 3 0 年	E 疳		
				+M 2 9 1		3	号			+m, 3 0 1		3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	- 保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	- 保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 :	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	564		266	161	27	110	562		264	161	27	110
	特定教育保育施設	394		66	194	30	104	424		66	214	29	115
2	確認を受けない幼稚園	340		340				340		340			
提供内容	特定地域型保育事業所	10				2	8	10				2	8
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	744		406	194	32	112	774		406	214	31	123
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	180		140	33	5	2	212		142	53	4	13
				平成 3 1 年	F 僚				亚出 2 2 年	度(4月1	コ時占の参考	値)	
				2+		3	号		+10,324	2			号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	538		250	153	27	108	538		250	153	27	108
	特定教育保育施設	424		66	214	29	115	424		66	214	29	115
2	確認を受けない幼稚園	340		340				340		340			
提供内容	特定地域型保育事業所	10				2	8	10				2	8
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	774		406	214	31	123	774		406	214	31	123
3	今後必要となる 定員数(1-2)	236		156	61	4	15	236		156	61	4	15

神崎町区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		口前	1.5	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	ПĒI	1.2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	136	8		76	10	42	131	8		73	10	40
	特定教育保育施設	180		0	120	15	45	180		0	120	15	45
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	180		0	120	15	45	180		0	120	15	45
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	44		8	44	5	3	49		8	47	5	5
				平成 2 9 5	丰度					平成304	丰度		
		合計	1 묵	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
			. ,	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		, ,	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	128		7	71	10	40	126		7	71	15	33
	特定教育保育施設	128		7	71	10	40	126		7	71	15	33
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	128		7	71	10	40	126		7	71	15	33
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
				平成 3 1 5	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	123		7	65	9	42	121		6	66	9	40
	特定教育保育施設	123		7	65	9	42	121		6	66	9	40
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	123		7	65	9	42	121		6	66	9	40
	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

多古町区域

(単位・人)

				平成 2 7 年	∓度					平成 2 8 年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	口前	15	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	363	74	28	160	18	83	362	74	28	159	18	83
	特定教育保育施設	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	47		32	70	2	7	48		32	71	2	7
				平成 2 9 5	E度					平成 3 0 年	E度		
				2		3	号			2		3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	358		99	154	17	88	356	'	99	154	17	86
	特定教育保育施設	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	52		29	76	3	2	54		29	76	3	4
				平成 3 1 年	E度				平成32年	度 (4 日 1 F	日時点の参考	値)	
				2		3	号			2		3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 「見直し後の数値)	349		98	153	15	83	410		70	230	20	90
	特定教育保育施設	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	410		70	230	20	90	410		70	230	20	90
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	61		28	77	5	7	0		0	0	0	0

東庄町区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 4	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0歳	1~2歳	口前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	360	58	45	173	18	66	347	56	44	168	18	61
	特定教育保育施設	360		103	193	10	54	347		86	189	15	57
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	360		103	193	10	54	347		86	189	15	57
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	0		0	20	8	12	0		14	21	3	4
				平成 2 9 5	∓ 度					平成30年	丰度		
				2		3	号				号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	333		73	189	16	55	332		74	189	16	53
	特定教育保育施設	333		73	189	16	55	332		74	189	16	53
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	333		73	189	16	55	332		74	189	16	53
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
				平成 3 1 年	 -				平成32年	度(4月1	∃時点の参考	値)	
				2		3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	332		79	189	15	49	337		79	194	15	49
	特定教育保育施設	308		55	189	15	49	308		55	189	15	49
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	308		55	189	15	49	308		55	189	15	49
3	今後必要となる 定員数(1-2)	24		24	0	0	0	29		24	5	0	0

九十九里町区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3 -	号
		口前	1.5	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	日前	1.2	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	353	104	43	128	14	64	342	102	42	125	13	60
	特定教育保育施設	370		160	130	10	70	370		160	130	10	70
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0					
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
谷	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	370		160	130	10	70	370		160	130	10	70
3	今後必要となる 定員数(1-2)	17		13	2	4	6	28		16	5	3	10
				平成 2 9 5	丰度					平成30年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		ни		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	un.		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	331		140	122	12	57	323		137	120	12	54
	特定教育保育施設	415		180	140	15	80	415		180	140	15	80
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	415		180	140	15	80	415		180	140	15	80
3	今後必要となる 定員数(1-2)	84		40	18	3	23	92		43	20	3	26
				平成 3 1 年	 手度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
			_	2	号	3	号		_	2	 号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	317		136	118	12	51	308		133	111	7	57
	特定教育保育施設	415		180	140	15	80	276		101	111	7	57
2	確認を受けない幼稚園	0		0				32		32			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	415		180	140	15	80	308		133	111	7	57
								-					

芝山町区域

(単位:人) 平成27年度 平成28年度 2号 3号 2号 3号 合計 1号 合計 1号 保育 ニーズ 教育 ニーズ 保育 ニーズ 教育 ニ**ー**ズ 0歳 1~2歳 1~2歳 1 必要利用定員総数 (当初計画値) 197 27 188 25 94 66 89 65 特定教育保育施設 197 27 99 66 188 25 93 65 確認を受けない幼稚園 0 0 0 提供内容 特定地域型保育事業所 認可外保育施設 0 0 利用定員の合計 197 27 99 66 188 25 93 65 今後必要となる 定員数(1 - 2) 0 0 0 平成29年度 平成30年度 2号 3号 2号 3号 合計 1号 合計 1号 教育 ニーズ 教育 ニ**ー**ズ 0歳 1~2歳 0歳 1~2歳 必要利用定員総数 (見直し後の数値) 182 28 27 85 64 176 81 63 特定教育保育施設 154 85 64 149 81 63 28 28 27 27 確認を受けない幼稚園 提供内容 特定地域型保育事業所 0 認可外保育施設 0 利用定員の合計 182 28 85 64 176 27 81 63 今後必要となる 定員数(1 - 2) 0 0 0 0 平成31年度 平成32年度(4月1日時点の参考値) 2 묵 2 묵 3 목 3 묵 1号 合計 合計 1号 教育 ニーズ 保育 ニーズ 教育 ニーズ 保育 ニーズ 1~2歳 1~2歳 0歳 0歳 必要利用定員総数 (見直し後の数値) 26 26 171 78 63 171 78 63 特定教育保育施設 145 0 78 63 78 63 145 確認を受けない幼稚園 26 26 26 26 提供内容 特定地域型保育事業所 0 認可外保育施設 利用定員の合計 171 26 78 63 171 26 78 63 今後必要となる 定員数(1 - 2) 0 0 0 0

横芝光町区域

													単位:人)
				平成 2 7 4	丰度					平成 2 8 4	年度		
		△ *1	1 0	2	무	3	号	₩	1 0	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 [当初計画値]	684	51	37	371	38	187	659	48	35	351	38	187
	特定教育保育施設	735		0	465	50	220	735		0	465	50	220
2	確認を受けない幼稚園	210		210				210		210			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	945		210	465	50	220	945		210	465	50	220
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	261		122	94	12	33	286		127	114	12	33
				平成 2 9 4	丰度					平成304	年度		
			_	2	号	3	号		_	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	661		86	354	37	184	646		83	347	36	180
	特定教育保育施設	785		0	528	47	210	875		65	553	47	210
2	確認を受けない幼稚園	210		210				120		120			
提供内容	特定地域型保育事業所	0					0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	995		210	528	47	210	995		185	553	47	210
3	今後必要となる 定員数(1-2)	334		124	174	10	26	299		102	206	11	30
				平成 3 1 2	丰度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
			_	2	号	3	号		_	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	641		83	346	35	177	641		83	346	35	177
	特定教育保育施設	985		144	574	47	220	985		144	584	47	210
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	985		144	574	47	220	985		144	584	47	210
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	344		61	228	12	43	344		61	238	12	33

一宮町区域

単位	:	人)	

	1	I					-					(単位:人)
				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 4	丰度		
		合計	1号	2		3	号	合計	1号		号	3	号
				教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 当初計画値)	434	9	9	263	37	116	413	8	8	245	39	113
	特定教育保育施設	320		0	226	15	79	340		10	225	20	85
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	320		0	226	15	79	340		10	225	20	85
3	今後必要となる 定員数(1-2)	114		18	37	22	37	73		6	20	19	28
				平成 2 9 9	F度					平成304	干度		
				2		3	号					3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 ・見直し後の数値)	389		14	221	38	116	373		14	205	37	117
	特定教育保育施設	390		30	225	35	100	390		30	225	35	100
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
内容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	390		30	225	35	100	390		30	225	35	100
3	今後必要となる 定員数(1-2)	1		16	4	3	16	17		16	20	2	17
				平成31年		2	号		平成32年		日時点の参考 号	·値) 3	
		合計	1号	教育 ニーズ	っ ――――― 保育 ニーズ	0歳	1~2歳	合計	1号	を 教育 ニーズ	マ 保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	368		14	207	35	112	368		14	207	35	112
	特定教育保育施設	390		30	225	35	100	390		30	225	35	100
	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
2 提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
内容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	390		30	225	35	100	390		30	225	35	100
3	今後必要となる 定員数(1-2)	22		16	18	0	12	22		16	18	0	12
Щ													

睦沢町区域

				平成 2 7 年	 ≢度					平成 2 8 年	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0歳	1~2歳	口前	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	175	28	54	51	10	32	186	31	60	56	10	29
	特定教育保育施設	225		90	85	10	40	225		90	85	10	40
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	225		90	85	10	40	225		90	85	10	40
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	50		8	34	0	8	39		1	29	0	11
				平成 2 9 5	 F度					平成30年	 丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	202		63	80	8	51	200		49	93	11	47
	特定教育保育施設	202		63	80	8	51	200		49	93	11	47
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	202		63	80	8	51	200		49	93	11	47
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
				平成 3 1 年	∓ 度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 「見直し後の数値)	201		57	86	8	50	201	'	57	86	8	50
	特定教育保育施設	201		57	86	8	50	201		57	86	8	50
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	201		57	86	8	50	201	-	57	86	8	50
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

長生村区域

				平成 2 7 年	丰度					平成 2 8 4	丰度		
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.2	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	四部	1.2	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	401	39		282	16	64	383	37		269	16	61
	特定教育保育施設	362		0	282	16	64	360		0	280	16	64
2	確認を受けない幼稚園	39		39				37		37			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	401		39	282	16	64	397		37	280	16	64
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	0		0	0	0	0	14		0	11	0	3
				平成 2 9 5	 丰度					平成30年	 年度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 「見直し後の数値)	379		37	263	16	63	363	'	35	250	15	63
	特定教育保育施設	360		0	280	16	64	360		0	280	16	64
2	確認を受けない幼稚園	37		37				35		35			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	397		37	280	16	64	395		35	280	16	64
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	18		0	17	0	1	32		0	30	1	1
				平成 3 1 5	 手度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2		3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	355		34	245	15	61	357	-	36	245	15	61
	特定教育保育施設	360		0	280	16	64	360		0	280	16	64
2	確認を受けない幼稚園	34		34				0					
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	394		34	280	16	64	360		0	280	16	64
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	39		0	35	1	3	3		36	35	1	3

白子町区域

(単位:人) 平成27年度 平成28年度 2号 3号 2号 3号 合計 1号 合計 1号 保育 ニーズ 教育 ニーズ 保育 ニーズ 教育 ニ**ー**ズ 1~2歳 1~2歳 0歳 1 必要利用定員総数 (当初計画値) 256 174 67 243 2 167 62 特定教育保育施設 350 260 84 350 260 84 確認を受けない幼稚園 0 0 0 提供内容 特定地域型保育事業所 認可外保育施設 0 0 利用定員の合計 350 260 84 350 260 84 今後必要となる 定員数(1 - 2) 22 94 86 17 107 93 平成29年度 平成30年度 2号 3号 2号 3 목 合計 1号 合計 1号 教育 ニ**ー**ズ 教育 ニ**ー**ズ 0歳 1~2歳 0歳 1~2歳 必要利用定員総数 (見直し後の数値) 232 154 64 224 146 65 特定教育保育施設 350 0 260 84 350 260 84 0 確認を受けない幼稚園 0 提供内容 特定地域型保育事業所 0 認可外保育施設 0 利用定員の合計 350 0 260 84 350 260 84 今後必要となる 定員数(1 - 2) 20 118 106 126 114 19 平成31年度 平成32年度(4月1日時点の参考値) 2 묵 2 묵 3 묵 3 묵 1号 合計 合計 1号 教育 ニーズ 保育 ニーズ 教育 ニーズ 保育 ニーズ 1~2歳 1~2歳 0歳 0歳 必要利用定員総数 (見直し後の数値) 217 143 61 217 143 61 特定教育保育施設 350 0 260 84 260 84 350 確認を受けない幼稚園 0 提供内容 特定地域型保育事業所 0 認可外保育施設 利用定員の合計 350 260 350 260 84 0 84 今後必要となる 定員数(1 - 2) 133 117 23 133 117 23

長柄町区域

		平成 2 7 年度					平成28年度						
		△ ±1	4 🛭	2	号	3	号	△ ±1	1 -	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	133	45	6	62	2	18	133	45	5	65	3	15
	特定教育保育施設	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	52		1	48	1	4	52		0	45	0	7
				平成 2 9 年	E 使					平成30年	王度		
				2		3	号			2		3	号
		合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	130		51	60	4	15	127		51	58	3	15
	特定教育保育施設	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	55		1	50	1	7	58		1	52	0	7
				平成 3 1 년	E度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2		3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	123		50	55	3	15	123	1	50	55	3	15
	特定教育保育施設	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0				0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	185		50	110	3	22	185		50	110	3	22
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	62		0	55	0	7	62		0	55	0	7

長南町区域

		平成 2 7 年度						平成28年度					
		△ ±1	1 -	2	号	3	号	△ ±1	4 🛭	2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	111	11	3	64	10	23	97	8	2	48	10	29
	特定教育保育施設	250		0	145	24	81	250		0	145	24	81
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	450		200	145	24	81	450		200	145	24	81
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	339		186	81	14	58	353		190	97	14	52
				平成 2 9 5	 -					平成304	王度		
				2		3	号				 	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	93		10	45	9	29	88		9	42	9	28
	特定教育保育施設	250		0	145	24	81	250		0	145	24	81
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	450		200	145	24	81	450		200	145	24	81
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	357		190	100	15	52	362		191	103	15	53
				平成 3 1 年	∓ 度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	:値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 「見直し後の数値)	93		10	48	8	27	93		10	48	8	27
	特定教育保育施設	250		0	145	24	81	250		0	145	24	81
2	確認を受けない幼稚園	200		200				200		200			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	450		200	145	24	81	450		200	145	24	81
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	357		190	97	16	54	357		190	97	16	54

大多喜町区域

		平成 2 7 年度					平成 2 8 年度						
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.5	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	口前	15	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	192	20	4	93	32	43	186	18	4	85	32	47
	特定教育保育施設	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	118		24	147	19	14	124		22	155	19	10
				平成 2 9 年	∓ 度					平成30年	 丰度		
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	182		22	84	30	46	170		20	76	29	45
	特定教育保育施設	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	128		22	156	17	11	140		20	164	16	12
				平成 3 1 年	 F度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	174		21	80	29	44	174		21	80	29	44
	特定教育保育施設	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	310		0	240	13	57	310		0	240	13	57
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	136		21	160	16	13	136		21	160	16	13

御宿町区域

(単位・人)

			平成 2 7 年度					平成 2 8 年度					
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		日前	1.2	教育 ニ ー ズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳	四部	1.2	教育 ニーズ	保育 ニ ー ズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 〔当初計画値)	136	11		74	0	51	142	12		79	0	51
	特定教育保育施設	240		0	150	10	80	240		0	150	10	80
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	240		0	150	10	80	240		0	150	10	80
3	今後必要となる 定員数 (1 - 2)	104		11	76	10	29	98		12	71	10	29
				平成 2 9 5	丰度					平成 3 0 3	年度		
				2		3	号				号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 〔見直し後の数値)	135		11	74	0	50	132		11	73	0	48
	特定教育保育施設	240		0	150	10	80	240		0	150	10	80
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	240		0	150	10	80	240		0	150	10	80
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	105		11	76	10	30	108		11	77	10	32
				平成 3 1 5	 丰度				平成32年	:度(4月1	日時点の参考	値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 (見直し後の数値)	125		11	68	0	46	125		11	68	0	46
	特定教育保育施設	240		0	150	10	80	140		15	90	3	32
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	240		0	150	10	80	140		15	90	3	32
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	115		11	82	10	34	15		4	22	3	14

鋸南町区域

			平成27年度					平成 2 8 年度					
		合計	1号	2	号	3	号	合計	1号	2	号	3	号
		D RI		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳		15	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 当初計画値)	150	29	27	44	12	38	146	30	28	42	11	35
	特定教育保育施設	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	170		124	26	0	20	174		122	28	1	23
				平成 2 9 5	丰度					平成304	年度		
		△ ±1	1号	2	号	3	号	△ ±1	1 -	2	号	3	号
		合計	15	教育 ニ ー ズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
1 (必要利用定員総数 見直し後の数値)	146		54	43	11	38	147		55	44	11	37
	特定教育保育施設	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
3	今後必要となる 定員数(1-2)	174		126	27	1	20	173		125	26	1	21
				平成 3 1 4	手 度				平成32年	度(4月1	日時点の参考	(値)	
				2	号	3	号			2	号	3	号
		合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳	合計	1号	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0 歳	1~2歳
	必要利用定員総数 見直し後の数値)	142		52	41	12	37	142		52	41	12	37
	特定教育保育施設	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
2	確認を受けない幼稚園	0		0				0		0			
提供内容	特定地域型保育事業所	0				0	0	0				0	0
容	認可外保育施設	0			0	0	0	0			0	0	0
	利用定員の合計	320		180	70	12	58	320		180	70	12	58
3	今後必要となる 定員数(1 - 2)	178		128	29	0	21	178		128	29	0	21

2 施設類型別 整備目標数と設置時期について

(1) 教育・保育施設のか所数・定員数について(県総括一覧表)

				H28	H29	H30	H31	H32
≐ ਗ ਜਾ	化空纸	か所数	859 か所	908 か所	960 か所	1,009 か所	1,061 か所	1,105 か 所
前心中」	保育所	定員数	86,409名	90,740名	92,728名	96,911名	101,074名	104,784名
		か所数	49 か所	67 か所	103 か所	146 か所	175 か所	185 か所
	, W7 THI A 1-1	総定員数	7,409名	10,874名	16,155名	21,996名	27,077名	28,931名
	4類型合計	2・3 号 定員数	4,204名	5,806名	8,477名	12,072名	13,891 名	14,510名
		1号 定員数	3,205名	5,068名	7,678名	9,924名	13,186名	14,421名
		か所数	27 か所	36 か所	55 か所	78 か所	90 か所	95 か所
	/.も/ロ\=+佐五川	総定員数	4,610名	6,442名	9,550名	12,860名	15,248 名	16,316名
	幼保連携型 	2·3号 定員数	2,963名	4,020 名	5,937名	8,482名	9,651名	10,255名
		1号 定員数	1,647名	2,422 名	3,613名	4,378名	5,597名	6,061 名
		か所数	8 か所	9 か所	12 か所	17 か所	18 か所	18 か所
認定	/C ->	総定員数	843名	953名	1,383名	1,931名	2,063名	2,063名
こども園	保育所型 	2·3号 定員数	713名	810名	1,190名	1,663名	1,792名	1,792 名
		1号 定員数	130名	143名	193名	268 名	271名	271 名
		か所数	13 か所	20 か所	34 か所	48 か所	64 か所	69 か所
	/ 上 7 公 (宋) TU	総定員数	1,911名	3,352名	5,084名	6,982名	9,543名	10,329名
	幼稚園型	2·3号 定員数	486 名	881名	1,244名	1,748名	2,269名	2,284名
		1号 定員数	1,425名	2,471名	3,840名	5,234名	7,274名	8,045名
		か所数	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	## *	総定員数	45 名	127名	138名	223 名	223名	223 名
	地方裁量型	2·3号 定員数	42 名	95 名	106名	179 名	179名	179名
		1号 定員数	3名	32名	32名	44 名	44 名	44 名

			H27	H28	H29	H30	H31	H32
	4 車₩会⇒	か所数	104 か所	180 か所	235 か所	306 か所	376 か所	441 か所
	4事業合計	定員数	1,121名	2,488 名	3,498名	4,797名	6,074名	7,261名
	小担措	か所数	57 か 所	131 か所	186 か所	250 か所	315 か所	375 か所
	小規模	定員数	865 名	2,160名	3,092名	4,280名	5,506名	6,632名
地域型	完成的	か所数	42 か所	40 か所	34 か所	34 か所	36 か所	38 か所
保育事業	家庭的	定員数	135 名	142 名	130 名	136 名	140 名	144 名
	事業所内	か所数	5 か所	9 か所	15 か所	22 か所	25 か所	28 か所
	争耒州内	定員数	121 名	186名	276名	381 名	428 名	485 名
	₽☆キャ▦刪	か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	居宅訪問型	定員数	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	公立及び 施設型給付	か所数	106 か所	108 か所	103 か所	100 か所	83 か所	79 か所
幼稚園	を受ける 幼稚園	定員数	14,219名	14,145名	13,253名	12,703名	11,214名	11,270名
<i>4</i> /J作比图	私学助成を	か所数	411 か所	397 か所	376 か所	359 か所	343 か所	328 か所
	受ける 私立幼稚園	定員数	104,018名	100,693名	95,973名	91,893名	88,174名	84,606 名
認可外保育施設		か所数	40 か 所	35 か所	33 か所	26 か所	27 か所	28 か所
		定員数	1,360名	1,197名	1,276名	900名	920 名	940 名

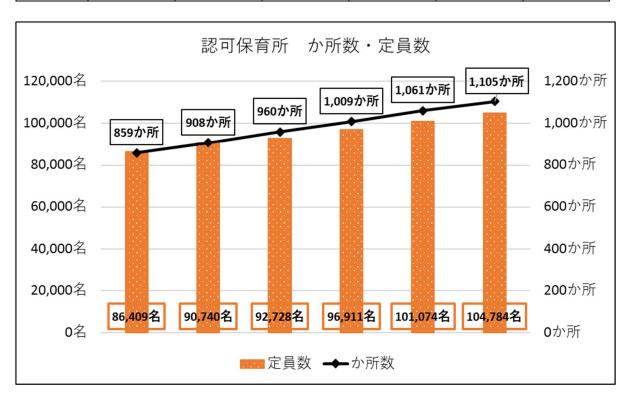
H27~H29までは各市町村における実績値。

H30~H32 は各市町村における見込値

(2) 教育・保育施設のか所数・定員数について(県総括個別表)

ア 認可保育所

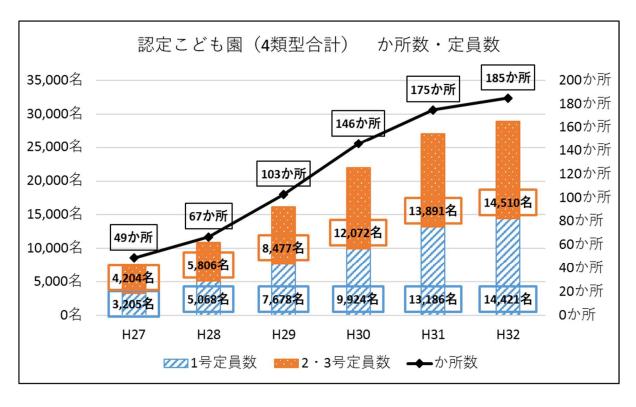
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	859 か所	908 か所	960 か所	1,009 か所	1,061 か所	1,105 か所
定員数	86,409名	90,740名	92,728名	96,911名	101,074名	104,784名



イ 認定こども園

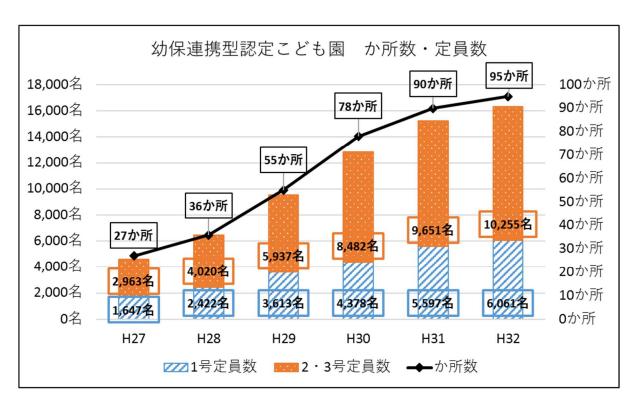
(ア) 4類型合計

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	49 か所	67 か所	103 か所	146 か所	175 か所	185 か所
総定員数	7,409名	10,874名	16,155名	21,996名	27,077名	28,931名
2·3号 定員数	4,204名	5,806名	8,477名	12,072名	13,891名	14,510名
1号 定員数	3,205名	5,068名	7,678名	9,924名	13,186名	14,421名



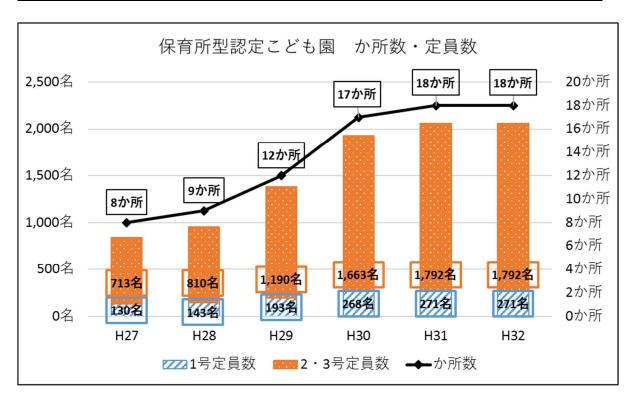
(イ) 幼保連携型認定こども園

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	27 か 所	36 か所	55 か 所	78 か所	90 か所	95 か所
総定員数	4,610名	6,442名	9,550名	12,860名	15,248名	16,316名
2·3号 定員数	2,963名	4,020名	5,937名	8,482名	9,651名	10,255名
1号 定員数	1,647名	2,422名	3,613名	4,378名	5,597名	6,061名



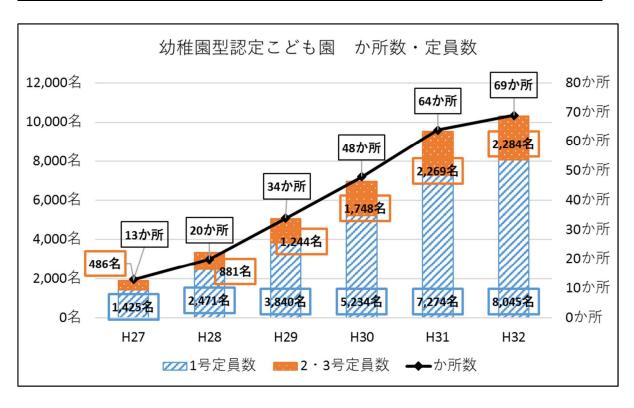
(ウ) 保育所型認定こども園

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	8 か所	9 か所	12 か所	17 か所	18 か所	18 か所
総定員数	843 名	953名	1,383名	1,931名	2,063名	2,063名
2·3号 定員数	713名	810名	1,190名	1,663名	1,792名	1,792名
1号 定員数	130 名	143 名	193名	268 名	271 名	271 名



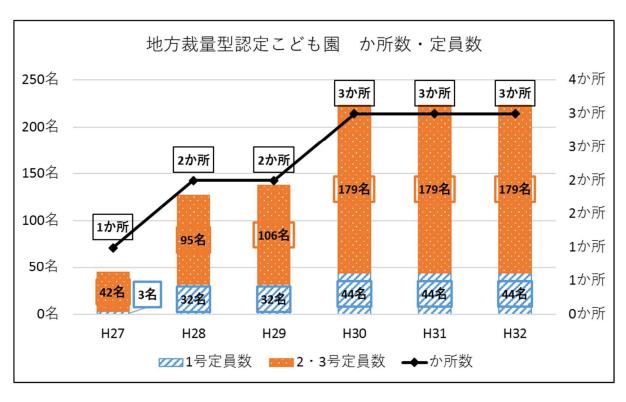
(エ) 幼稚園型認定こども園

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	13 か所	20 か所	34 か所	48 か所	64 か所	69 か所
総定員数	1,911名	3,352名	5,084名	6,982名	9,543名	10,329名
2·3号 定員数	486 名	881 名	1,244 名	1,748名	2,269名	2,284 名
1号 定員数	1,425名	2,471名	3,840名	5,234名	7,274名	8,045名



(オ) 地方裁量型認定こども園

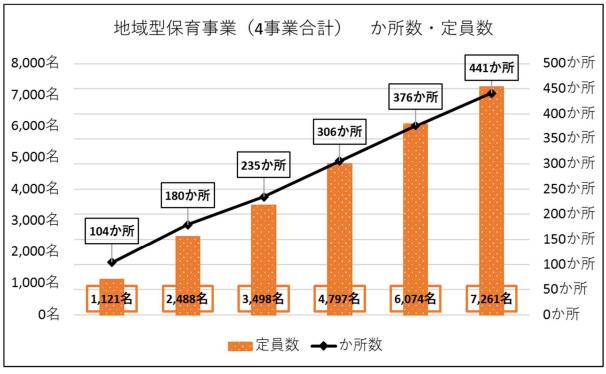
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
総定員数	45 名	127名	138名	223名	223名	223名
2·3号 定員数	42名	95名	106名	179名	179名	179 名
1号 定員数	3名	32名	32名	44 名	44 名	44名



ウ 地域型保育事業所

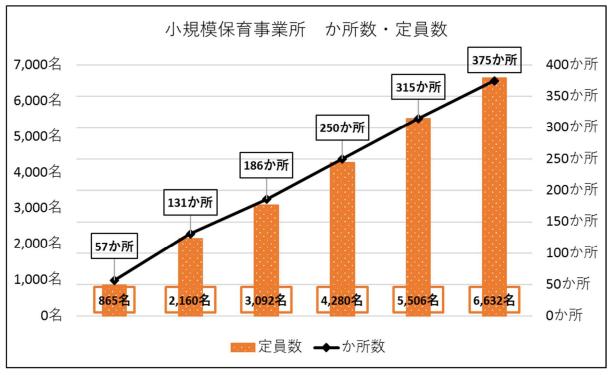
(ア) 4事業合計

	H27 H28		H29	H30	H31	H32
か所数	104 か所	180 か所	235 か所	306 か所	376 か所	441 か所
定員数	1,121名	2,488 名	3,498名	4,797名	6,074名	7,261名



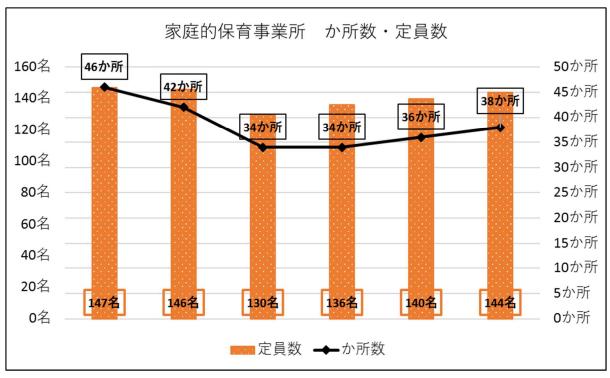
(イ) 小規模保育事業所

	H27	H27 H28		H29 H30		H32
か所数	57 か所	131 か所	186 か所	250 か所	315 か所	375 か所
定員数	865 名	2,160名	3,092名	4,280名	5,506名	6,632名



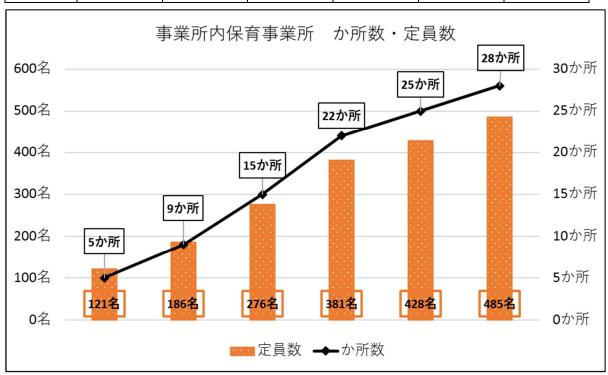
(ウ) 家庭的保育事業所

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	42 か所	40 か所	34 か所	34 か所	36 か所	38 か所
定員数	135 名	142 名	130 名	136 名	140 名	144 名



(エ) 事業所内保育事業所

	H27	H27 H28		H30	H31	H32
か所数	5 か所	9 か所	15 か所	22 か所	25 か所	28 か所
定員数	121 名	186名	276名	381 名	428 名	485 名



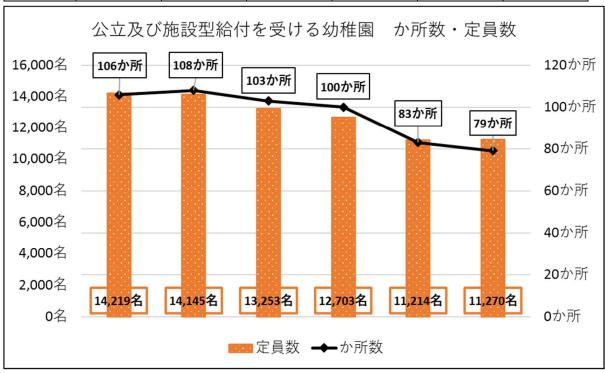
(オ) 居宅訪問型保育事業所

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	0 か所					
定員数	0名	0名	0名	0名	0名	0名

工 幼稚園

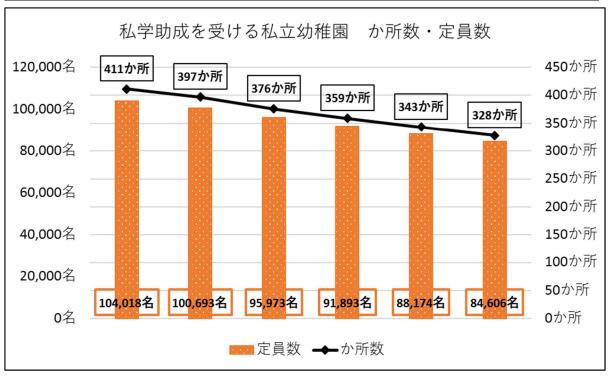
(ア) 公立及び施設型給付を受ける幼稚園

	H27 H28		H29	H30	H31	H32
か所数	106 か所	108 か所	103 か所	100 か所	83 か所	79 か所
定員数	14,219名	14,145名	13,253名	12,703名	11,214名	11,270名



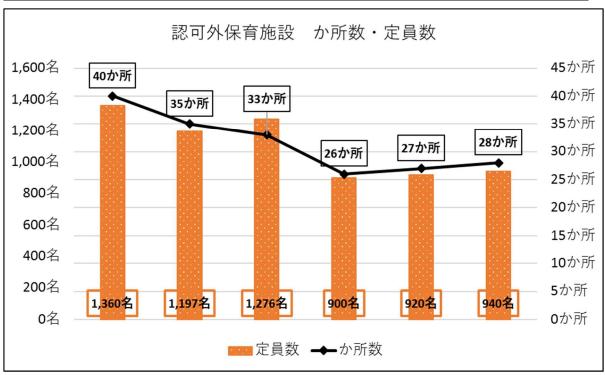
(イ) 私学助成を受ける私立幼稚園

	H27	H27 H28		H29 H30		H32	
か所数	411 か所	397 か所	376 か所	359 か所	343 か所	328 か所	
定員数	104,018名	100,693名	95,973名	91,893名	88,174名	84,606 名	



オ 認可外保育施設

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
か所数	40 か所	35 か所	33 か所	26 か所	27 か所	28 か所
定員数	1,360名	1,197名	1,276名	900名	920 名	940 名



認可保育所

				認可保育所			1100 111					
	H2	27	H2	8	H2		HS		HS	31	H3	32
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
県合計	859	86, 409	908	90, 740	960	92, 728	1,009	96, 911	1,061	101, 074	1, 105	104, 784
千葉市	137	12, 414	147	12, 837	158	13, 187	174	14, 309	187	14, 986	196	15, 648
船橋市	75	9, 306	86	10, 507	97	11, 349	103	11, 903	111	12, 463	118	12, 983
柏市	55	5, 504	57	5, 673	59	5, 853	61	5, 993	65	6, 373	69	6, 733
銚子市	11	970	11	970	11	970	11	950	11	940	11	940
市川市	69	6, 548	80	7, 114	93	7, 675	106	8, 534	120	9, 654	134	10, 774
館山市	7	500	7	500	7	500	7	490	7	490	7	490
木更津市	15	1, 615	15	1, 635	15	1, 635	16	1, 725	16	1, 845	17	1, 996
松戸市	59	6, 179	61	6, 484	66	6, 369	67	6, 324	68	6, 474	68	6, 494
野田市	19	1, 970	19	2, 094	19	2, 094	19	2, 209	19	2, 113	19	2, 113
茂原市	12	1, 649	12	1, 649	12	1, 649	11	1, 589	11	1, 589	8	1, 229
成田市	20	2, 255	20	2, 255	22	2, 409	23	2, 480	23	2, 520	23	2, 520
佐倉市	23	1, 875	25	2,010	29	2, 263	30	2, 403	32	2, 523	32	2, 523
東金市	5	540	5	540	5	540	5	540	6	645	6	645
旭市	18	1, 785	18	1, 785	18	1, 795	18	1, 775	18	1, 775	18	1, 775
習志野市	15	1, 674	16	1, 787	16	1, 787	19	2, 277	18	2, 214	18	2, 214
勝浦市	3	350	3	350	3	350	3	350	3	350	2	200
市原市	24	2, 596	26	2, 983	27	2, 670	18	2, 071	19	2, 193	19	2, 193
流山市	30	3, 707	34	4, 037	41	4, 706	47	5, 117	49	5, 499	52	5, 798
八千代市	21	1, 985	21	1, 985	21	1, 995	23	2, 219	27	2, 489	29	2, 729
我孫子市	20	1, 983	20	1, 930	22	2, 070	20	2, 219	20	2, 489	29	2, 729
-		580		1, 930 580		580	7					280
鴨川市	8		8		8			520	4	280	4	
鎌ケ谷市	10	1, 115	11	1, 205	11	1, 205	12	1, 295	13	1, 355	13	1, 355
君津市	14	1, 290	13	1, 260	13	1, 260	13	1, 260	13	1, 260	15	1, 392
富津市	11	910	11	910	11	910	11	910	11	910	11	910
浦安市	21	2, 365	25	2, 642	26	2, 706	30	3, 231	33	3, 442	36	3, 719
四街道市	10	899	11	959	14	1, 119	15	1, 182	16	1, 242	16	1, 242
袖ケ浦市	9	1,000	9	1,000	9	1, 030	10	1, 120	10	1, 120	10	1, 120
八街市	8	941	8	941	8	941	8	941	8	941	8	941
印西市	17	1, 552	19	1, 722	16	1, 518	19	1, 798	23	2, 207	26	2, 487
白井市	7	727	7	727	7	727	8	787	8	787	8	980
富里市	4	550	4	600	3	450	4	510	4	510	4	510
南房総市	10	540	10	540	9	523	9	523	8	491	8	491
匝瑳市	11	900	11	900	11	900	11	900	11	900	11	900
香取市	21	1, 676	21	1, 689	18	1, 428	17	1, 255	16	1, 155	16	1, 093
山武市	3	270	3	270	3	270	3	270	3	270	3	270
いすみ市	11	1, 200	11	1, 200	11	1, 200	10	980	10	980	10	980
大網白里市	6	482	5	532	7	589	8	616	8	619	8	619
酒々井町	3	240	3	240	3	240	2	190	2	190	2	218
栄町	2	220	2	230	2	250	2	280	2	280	2	280
神崎町	2	180	2	180	2	180	2	180	2	180	2	180
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	3	250	3	248	3	276	3	258	3	253	3	253
九十九里町	3	310	2	200	1	80	1	80	0	0	0	0
芝山町	3	215	3	215	3	215	3	215	3	215	3	215
横芝光町	8	755	8	785	8	785	8	785	8	785	8	785
一宮町	4	320	3	260	2	140	2	140	2	140	2	140
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	3	360	3	360	3	360	3	360	3	360	3	360
白子町	3	350	3	350	3	350	3	350	3	350	3	350
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	1	250	1	250	1	250	1	250	1	250	1	250
大多喜町	2	310	2	310	2	310	2	310	2	310	2	310
御宿町	2	240	2	240	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	1	70	1	70	1	70	1	70	1	70	1	70

認定こども園 (4類型合計) H27~H29

		H2	27		H28				H29			
	か所数		·・ 2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2·3号定員数	1号定員数
	49	7, 409	4, 204	3, 205	67	10, 874	5, 806	5, 068	103	16, 155	8, 477	7,678
千葉市	7	755	662	93	10	1, 203	860	343	22	3, 239	1, 256	1, 983
船橋市	2	210	210	0	4	607	398	209	5	787	452	335
柏市	4	933	375	558	6	1, 374	615	759	7	1, 611	759	852
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	2	166	154	12	2	171	159	12	2	171	159	12
館山市	3	280	140	140	3	280	140	140	3	280	140	140
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	82	72	10
松戸市	1	25	10	15	2	150	130	20	5	390	340	50
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	166	87	79
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0		0	1	110	101	9
佐倉市	1	70	49	21	1	75	50	25	2	184	86	98
東金市	1	210	110	100	1	210	110	100	1	242	140	102
旭市	0	Ť	0	0	2	397	121	276	3	445	156	289
習志野市	3		354	330	3	704	354	350	5	999	529	470
勝浦市	0		0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
市原市	1	130	70	60	3	579	204	375	3	539	254	285
流山市 八千代市	0	Ť	0	0 80	0	860	-	0	6	970	0	635
我孫子市	3	290	210	0	<u>5</u> 1	105	321 90	539 15	1	105	335 90	15
鴨川市	0		0	0	1	391	259	132	1	391	259	132
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0		0	0	0	259	0
君津市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
富津市	1	112	42	70	1	112	42	70	1	112	42	70
浦安市	9		473	950	9	1, 313	473	840	9	1, 353	473	880
四街道市	1	212	36	176	1	212	36	176	1	212	36	176
袖ケ浦市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	1	75	40	35	1	75	40	35	1	75	40	35
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	318	223	95
白井市	1	109	109	0	1	109	109	0	1	109	109	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	291	246	45
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	65	50	15
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	400	310	90
山武市	5	895	540	355	5	895	540	355	5	850	540	310
いすみ市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
酒々井町	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	_	0	0	0	0	-	0	1	144	78	66
神崎町	0		0	0	0	0	-	0	0	0	0	7.0
多古町	1	410	340	70	1	410	340	70	1	410	340	70
東庄町 九十九里町	0		0	0	0	142	65	77	2	295	150	0 145
芝山町	0	_	0	0	0	0		0	0	295	150	145
横芝光町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
一宮町	0		0	0	1	80	70	10	2	250	220	30
睦沢町	1	235	145	90	1	235	145	90	1	235	145	90
長生村	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
白子町	0	_	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
長柄町	1	185	135	50	1	185	135	50	1	185	135	50
長南町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	140	125	15
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

認定こども園 (4類型合計) H30~H32

					OM (4×	貝型合計)!						
		Н3				Н3				Н3		
	か所数	1 1 2 111	2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数		か所数		2・3号定員数	
県合計	146	21, 996	12, 072	9, 924	175	27, 077	13, 891	13, 186	185	28, 931	14, 510	14, 421
千葉市	28	4, 105	1, 439	2,666	41	6, 340	1,629	4, 711	47	7, 270	1, 749	5, 521
船橋市	6	898	551	347	8	1, 374	797	577	10	1, 821	1,004	817
柏市	12	2, 547	1, 287	1, 260	13	2, 763	1, 395	1, 368	13	2, 763	1, 395	1, 368
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	2	171	159	12	2	171	159	12	2	171	159	12
館山市	3	330	230	100	3	330	230	100	3	330	230	100
木更津市	1	82	72	10	1	82	72	10	1	82	72	10
松戸市	9	680	600	80	9	680	600	80	9	680	600	80
野田市	1	135	98	37	2	252	240	12	2	252	240	12
茂原市	1	192	42	150	1	192	42	150	3	620	270	350
成田市	2	230	206	24	2	230	206	24	2	230	206	24
佐倉市	3	274	95	179	4	559	185	374	4	559	185	374
東金市	1	242	140	102	1	242	140	102	1	242	140	102
旭市	3	445	178	267	3	445	178	267	3	445	178	267
習志野市	5	1, 041	571	470	8	1, 742	872	870	8	1, 742	872	870
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	200	170	30
市原市	11	1, 580	911	669	11	1, 552	945	607	11	1, 552	945	607
流山市	1	239	224	15	2	389	314	75	2	389	314	75
八千代市	6	970	335	635	7	1, 270	635	635	7	1, 270	635	635
我孫子市	6	842	365	477	6	842	365	477	6	842	365	477
鴨川市	2	490	328	162	4	670	448	222	4	670	448	222
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	1	112	42	70	1	112	42	70	1	112	42	70
浦安市	10	1, 202	552	650	12	1, 388	572	816	13	1, 444	523	921
四街道市	1	212	36	176	1	212	36	176	1	212	36	176
袖ケ浦市	1	240	150	90	1	240	150	90	1	240	150	90
八街市	1	75 406	40	35	1	75	40	35	1	75 406	40	35 128
印西市 白井市	4	496	368	128	<u>4</u> 1	496	368	128	4	496	368	0
富里市	2	109 291	109 264	27	2	109 291	109 273	18	1 2	115 291	115 273	18
南房総市	_	65	50	15		65	50			0.5	50	15
匝瑳市	1	120	74	46	1 1	120	74	46	1	120	74	46
香取市	3	596	496	100	4	714	599	115	4	701	592	109
山武市	5	850	540	310	5	850	540	310	5	850	540	310
いすみ市	1	213	189	24	1	213	189	24	1	213	189	24
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	1	173	113	60	1	173	113	60	1	173	113	60
(日々 开町 栄町	1	144	78	66	1	144	78	66	1	144	78	66
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	00	0	0	0	00
多古町	1	410	340	70	1	410	340	70	1	410	340	70
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	040	0
九十九里町	2	295	150	145	2	330	185	145	2	330	185	145
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	1	90	25	65	2	200	56	144	0	0	0	0
一宮町	2	250	220	30	2	250	220	30	2	250	220	30
睦沢町	1	235	145	90	1	235	145	90	1	235	145	90
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	1	185	135	50	1	185	135	50	1	185	135	50
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	1	140	125	15	1	140	125	15	1	140	125	15
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
와다 L.1 L.1	U	U	U	U	0	U	U	U	U	U	U	U

幼保連携型認定こども園H27~H29

		H2	7	7	V	H.	28			H2	g	
	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数
県合計	27	4, 610	2, 963	1, 647	36	6, 442	4, 020	2, 422	55	9, 550	5, 937	3, 613
千葉市	4	478	400	78	6	768	545	223	8	1, 373	760	613
船橋市	2	210	210	0	3	528	348	180	4	708	402	306
柏市	2	489	261	228	4	930	501	429	5	1, 172	635	537
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	3	280	140	140	3	280	140	140	3	280	140	140
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	82	72	10
松戸市	0	0	0	0	1	125	120	5	3	340	320	20
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	166	87	79
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	109	36	73
東金市	1	210	110	100	1	210	110	100	1	242	140	102
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	3	684	354	330	3	704	354	350	5	999	529	470
勝浦市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
市原市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	Ť	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	2		130	75	2	205	130	75	2	205	130	75
我孫子市	0	0	0	0	1	105	90	15	1	105	90	15
鴨川市	0	Ť	0	0	1	391	259	132	1	391	259	132
鎌ケ谷市	0	Ť	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	Ť	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	1	223	223	0	1	223	223	0	1	223	223	0
四街道市	1	212	36	176	1	212	36	176	1	212	36	176
袖ケ浦市 八街市	0	0 75	40	0 35	0	75	40	35	0	0 75	0	35
印西市	0	0	0	0	0	0	0	35 0	2	318	40 223	95
白井市	1	109	109	0	1	109	109	0	1	109	109	95
富里市	0		0	0	0	0	0	0	2	291	246	45
南房総市	0	_	0	0	0	0	0	0	1	65	50	15
匝瑳市	0		0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	0	0	2	400	310	90
山武市	3	_	330	275	3	605	330	275	3	560	330	230
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	1	410	340	70	1	410	340	70	1	410	340	70
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	1	142	65	77	2	295	150	145
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	1	235	145	90	1	235	145	90	1	235	145	90
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	1	185	135	50	1	185	135	50	1	185	135	50
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

幼保連携型認定こども園H30~H32

		НЗ	30			H;	31			НЗ	2.	
	か所数	-	2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		- 2・3号定員数	1号定員数
県合計	78	12, 860	8, 482	4, 378	90	15, 248	9,651	5, 597	95	16, 316	10, 255	6, 061
千葉市	8	1, 373	760	613	9	1, 643	820	823	9	1, 643	820	823
船橋市	4	708	402	306	6	1, 184	648	536	8	1,631	855	776
柏市	9	1, 948	1, 123	825	10	2, 164	1, 231	933	10	2, 164	1, 231	933
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	3	330	230	100	3	330	230	100	3	330	230	100
木更津市	1	82	72	10	1	82	72	10	1	82	72	10
松戸市	7	630	580	50	7	630	580	50	7	630	580	50
野田市	1	135	98	37	1	120	111	9	1	120	111	9
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	428	228	200
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	1	109	36	73	2	394	126	268	2	394	126	268
東金市	1	242	140	102	1	242	140	102	1	242	140	102
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	5	1,041	571	470	8	1, 742	872	870	8	1,742	872	870
勝浦市	0	0	0	0	0	0	-	0	1	200	170	30
市原市	7	881	607	274	7	853	601	252	7	853	601	252
流山市	1	239	224	15	2	389	314	75	2	389	314	75
八千代市	2	205	130	75	2	205	130	75	2	205	130	75
我孫子市	3	340	303	37	3	340	303	37	3	340	303	37
鴨川市	2	490	328	162	4	670	448	222	4	670	448	222
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
浦安市	1	223	223	0	1	223	223	0	1	223	223	0
四街道市	1	212	36	176	1	212	36	176	1	212	36	176
袖ケ浦市	1	240	150	90	1	240	150	90	1	240	150	90
八街市	1	75	40	35	1	75	40	35	1	75	40	35
印西市	2	318	223	95	2	318	223	95	2	318	223	95
白井市 富里市	1	109	109	0 27	1	109	109	0	1	115	115	0
南房総市	2	291 65	264 50	15	2	291 65	273 50	18 15	2	291 65	273 50	18 15
匝瑳市	1	120	74	46	1	120		46	1	120	74	46
香取市	3	596	496	100	4	714	599	115	4	701	592	109
山武市	3	560	330	230	3	560	330	230	3	560	330	230
いすみ市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	1	173	113	60	1	173	113	60	1	173	113	60
栄町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
多古町	1	410	340	70	1	410	340	70	1	410	340	70
東庄町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
九十九里町	2	295	150	145	2	330	185	145	2	330	185	145
芝山町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	1	235	145	90	1	235	145	90	1	235	145	90
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	1	185	135	50	1	185	135	50	1	185	135	50
長南町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育所型認定こども園H27~H29

		H:	07			C O BRITZ I				П	29	
	 か所数	1	2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数	1	2·3号定員数	1号定員数
	8	843	713	130	9	953	810	143	12	1, 383		193
千葉市	2	232	220	12	2	232	220	12	2	232	220	12
船橋市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	2	166	154	12	2	171	159	12	2	171	159	12
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
茂原市	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0		0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	110		9
佐倉市	1	70		21	1	75	50	25	1	75		25
東金市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
旭市	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0		0
習志野市 勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
流山市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
八千代市	1	85		5	1	105	101	4	1	115	-	10
我孫子市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
鴨川市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0
白井市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
富里市	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市 香取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
山武市	2	290	210	80	2	290	210	80	2	290	-	80
いすみ市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
大網白里市	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
酒々井町	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0		0	1	80	70	10	2	250		30
睦沢町	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0		0
長生村	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
白子町	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
長柄町	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
長南町	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
大多喜町	0	0		0	0	0	0	0	0	140	-	0
御宿町 鋸南町	0	0		0	0	0	0	0	1	140		15
邓 [0	0	0	Ü	0	0	0	Ü	0	1 0	0	0

保育所型認定こども園H30~H32

		НЗ	80			H;				НЗ	9	
	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2·3号定員数	1号定員数
県合計	17	1, 931	1,663	268	18	2, 063		271	18	2, 063	1, 792	271
千葉市	3		254	15	3	269	254	15	3	269	254	15
船橋市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	2	171	159	12	2	171	159	12	2	171	159	12
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	1	132	129	3	1	132	129	3
茂原市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
成田市	2	230	206	24	2	230	206	24	2	230	206	24
佐倉市	1	75	50	25	1	75	50	25	1	75	50	25
東金市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
旭市	0	Ť	0	0	0	0		0	0	0	0	0
習志野市	0	Ť	0	0	0	0		0	0	0	0	0
勝浦市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
市原市 流山市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
八千代市	1	115	105	10	1	115	105	10	1	115	105	10
我孫子市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
鴨川市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
君津市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
富津市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	2	178	145	33	2	178	145	33	2	178	145	33
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
山武市	2		210	80	2	290	210	80	2	290	210	80
いすみ市	1	213	189	24	1	213	189	24	1	213	189	24
大網白里市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
酒々井町	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
栄町 独校町	0	_	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
神崎町 多古町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
芝山町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
横芝光町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
一宮町	2	_	220	30	2	250	220	30	2	250	220	30
睦沢町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
長生村	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
白子町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	1	140	125	15	1	140	125	15	1	140	125	15
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

幼稚園型認定こども園H27~H29

		H2	7			1211 <u>8</u> 1 6 5	28			H2	g	
	か所数	1	2·3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数
県合計	13	1-7-2 1221	486	1, 425	20	3, 352	881	2, 471	34	5, 084	1,244	3,840
千葉市	0		0	0	1	155	50	105	11	1, 575	220	1, 355
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	2	444	114	330	2	444	114	330	2	439	124	315
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	1	25	10	15	1	25	10	15	2	50	20	30
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	Ť	0	0	0	0		0	0	0	0	0
成田市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
佐倉市	0	· ·	0	0	0	0		0	0	0	0	0
東金市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	· ·	0	0	2	397	121	276	3	445	156	289
習志野市	0	· ·	0	0	0	0		0	0	0	0	0
勝浦市	0		70	0	0	0 F70	-	0	0	0 F20	0	0
市原市 流山市	0	130	70	60	3	579 0	204	375 0	3	539	254 0	285
八千代市	0		0	0	2	550	90	460	3	650	100	550
我孫子市	0		0	0	0	0		0	0	0.50	0	0.00
鴨川市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
君津市	0	_	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
富津市	1	112	42	70	1	112	42	70	1	112	42	70
浦安市	8		250	950	8	1, 090	250	840	8	1, 130	250	880
四街道市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
山武市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
いすみ市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
酒々井町	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	_	0	0	0	0		0	1	144	78	66
神崎町	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
多古町 東庄町	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
芝山町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
横芝光町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
一宮町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
睦沢町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
長生村	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
白子町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

幼稚園型認定こども園H30~H32

		Н3	30	241122	411,070	H;				НЗ	.9	
	か所数	1	2・3号定員数	1号定員数	か所数	1	2・3号定員数	1号定員数	か所数		2·3号定員数	1号定員数
県合計	48	6, 982	1, 748	5, 234	64	9, 543	2, 269	7, 274	69	10, 329	2, 284	8, 045
千葉市	16	2, 430	395	2, 035	28	4, 395	525	3, 870	34	5, 325	645	4, 680
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	3	599	164	435	3	599	164	435	3	599	164	435
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	2	50	20	30	2	50	20	30	2	50	20	30
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	1	192	42	150	1	192	42	150	1	192	42	150
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	1	90	9	81	1	90	9	81	1	90	9	81
東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	3		178	267	3	445	178	267	3	445	178	267
習志野市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	0	-	304	0 395	0	0	0	355	0	600	0	355
市原市	4	699 0		395	4	699	344		0	699	344	355
流山市 八千代市	3		100	550	4	950	400	550	4	950	400	550
我孫子市	3		62	440	3	502	62	440	3	502	62	440
鴨川市	0		02	0	0	0	02	0	0	0	02	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	1	112	42	70	1	112	42	70	1	112	42	70
浦安市	9		329	650	11	1, 165	349	816	12	1, 221	300	921
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町 神崎町	1	144	78	66 0	1	144	78	66	1	144	78 0	66
多古町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	1	90	25	65	2	200	56	144	0	0	0	0
一宮町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方裁量型認定こども園H27~H29

		H2	97	2677 30	4里王即任、		28			H2	20	
	 か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2·3号定員数	1号定員数	か所数		2·3号定員数	1号定員数
県合計	1 1 1 1 1 1	45	42	3	2	127	95	32	2		106	32
千葉市	1	45	42	3	1	48	45	3	1	59	56	3
船橋市	0	0	0	0	1	79	50	29	1	79	50	29
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	- v	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	0	· ·	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	· ·	0	0	0	0		0	0	0	0	0
習志野市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
勝浦市 市原市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
流山市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
八千代市	0		0	0	0	0		0	0	-	0	0
我孫子市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
鴨川市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
君津市	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0		0	0		0	0
山武市	0	_	0	0	0	0		0	0	0	0	0
いすみ市 大網白里市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0		0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
(日本 开町 栄町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
神崎町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
多古町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0		0	0	-	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
長南町	0	_	0	0	0	0		0	0	-	0	0
大多喜町	0	_	0	0	0	0		0	0	-	0	0
御宿町	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方裁量型認定こども園H30~H32

		НЗ	80	12,77,		H:				НЗ	9	
	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2・3号定員数	1号定員数	か所数		2 2・3号定員数	1号定員数
県合計	3		179	44	3	223	179	44	3		179	44
千葉市	1	33	30	3	1	33	30	3	1	33	30	3
船橋市	2	190	149	41	2	190	149	41	2	190	149	41
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	Ÿ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	0	Ÿ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	Ÿ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	0	Ů	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市 市原市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	Ÿ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市 酒々井町	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u>インステリー</u> 栄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域型保育事業所(4事業合計)

	Н27 Н.					29	НЗ	80	НЗ	21	НЗ	19
	か所数	定員数	か所数	定員数		定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
県合計	104	1, 121	180	2, 488	235	3, 498	306	4, 797	376	6,074	441	7, 261
千葉市	28	433	34	525	51	838	73	1, 216	90	1, 539	105	1, 824
船橋市	14	102	22	256	25	368	27	398	28	417	31	474
柏市	1	15	5	91	6	110	8	143	12	219	13	238
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	12	15	10	20	14	149	19	264	32	477	45	690
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	2	24	3	25	3	28	3	28	4	47
松戸市	8	115	30	485	44	695	59	980	73	1, 246	86	1, 493
野田市	0	0	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
茂原市	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19	1	19
成田市	2	34	6	107	10	154	10	147	10	147	10	147
佐倉市	4	64	3	46	5	72	5	72	5	72	6	82
東金市	7	72	7	129	7	129	7	129	7	129	7	129
旭市	0	v	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	0	v	3	55	3	55	6	110	8	147	8	147
勝浦市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	10	77	16	163	17	187	19	225	20	234	20	234
流山市	1	18	3	54	5	91	15	281	24	444	30	554
八千代市	0		7	125	7	125	6	107	6	107	11	202
我孫子市	0		3	57	3	57	3	57	3	57	3	57
鴨川市	0	v	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ケ谷市 君津市	5		6	114	7	133	9	171	10	190	10	190 31
a津市 富津市	0		0	0	0	12	0	12	0	31	0	0
浦安市	7		7	42	7	42	7	42	11	118	11	118
四街道市	0		2	37	2	37	4	75	4	75	6	113
袖ケ浦市	1	5	2	24	2	24	3	44	3	44	3	44
八街市	0	0	1	12	1	12	2	38	4	76	7	133
印西市	1	9	1	9	1	9	2	18	2	18	2	18
白井市	0		1	26	2	44	2	44	2	44	3	62
富里市	0	0	0	0	0	0	3	37	3	37	3	37
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19
山武市	0	0	3	22	3	24	3	22	3	22	3	22
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	3	26	5	50	6	62	6	74	7	93	7	93
酒々井町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
栄町	0		0	0	1	10	1	10	1	10	1	10
神崎町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町 長生村	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 L111	0	U	V	U	U	U	U	U	U	U	U	U

小規模保育事業所

	Ш	27	H2	00		29	НЗ	20	H:	01	НЗ	99
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
県合計	57		131	2, 160	186	3,092	250	4, 280	315	5, 506	375	6, 632
千葉市	18		23	367	37	605	55	945	70	1, 230	83	1, 477
船橋市	3		12	215	19	340	21	370	22	389	25	446
柏市	1	15	5	91	6	110	7	129	11	205	12	224
銚子市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	7	132	14	248	25	457	36	666
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	1	19	1	19	1	19	1	19	2	38
松戸市	8	115	30	485	44	695	59	980	73	1, 246	86	1, 493
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19	1	19
成田市	2	34	6	107	8	144	8	137	8	137	8	137
佐倉市	4	64	3	46	4	64	4	64	4	64	5	74
東金市	7	72	7	129	7	129	7	129	7	129	7	129
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	0	0	3	55	3	55	6	110	8	147	8	147
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	4	59	10	145	11	169	12	188	12	188	12	188
流山市	1	18	3	54	5	91	15	281	24	444	30	554
八千代市	0	0	7	125	7	125	6	107	6	107	11	202
我孫子市	0	0	3	57	3	57	3	57	3	57	3	57
鴨川市	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	5	95	6	114	7	133	9	171	10	190	10	190
君津市	0	0	0	0	1	12	1	12	2	31	2	31
富津市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	1	12	1	12	1	12	1	12	5	88	5	88
四街道市	0	_	2	37	2	37	4	75	4	75	6	113
袖ケ浦市	0	·	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
八街市	0		1	12	1	12	2	38	4	76	6	114
印西市	1	9	1	9	1	9	2	18	2	18	2	18
白井市	0		0	0	1	18	1	18	1	18	2	36
富里市	0	_	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19
南房総市	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
匝瑳市	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	1	19	1	19	1	19
山武市	0		2	17 0	2	19	2	17	2	17	2	17
いすみ市 大網白里市	0 2		0	45	5	57	<u>0</u> 5	69	6	0 88	6	88
酒々井町	0		0	0	0	0	0	09	0	00	1	
<u>値~ 井町</u> 栄町	0		0	0	1	10		10	1	10	1	19
神崎町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
->H114 4	ı	J	Ū	J	V	U	U	U	U	J	Ü	J

家庭的保育事業所

l-	T	I		-		H F AM		ı				
	H2	27	H2	28	H2	29	H3	30	H3	31	H3	32
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
県合計	42	135	40	142	34	130	34	136	36	140	38	144
千葉市	5	18	5	18	5	19	7	26	7	26	7	26
船橋市	11	45	10	41	6	28	6	28	6	28	6	28
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	12	15	10	20	7	17	5	16	7	20	9	24
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	1	3	1	3	1	3	1	3
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	6	18	6	18	6	18	6	18	6	18	6	18
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	, v			0		0			0	0	0	0
	0	0	0	-	0		0	0	-	-		
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	6	29	6	30	6	30	6	30	6	30	6	30
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
八街市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市	0	0	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業所内保育事業所

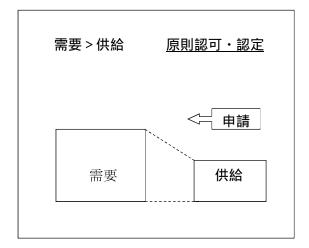
l-	T	I			争兼灯闪节	* H # **//		1		ı		
	H2	27	H2	28	H2	29	H3	30	H3	31	НЗ	32
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
県合計	5	121	9	186	15	276	22	381	25	428	28	485
千葉市	5	121	6	140	9	214	11	245	13	283	15	321
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	1	14	1	14	1	14
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	1	5	2	6	2	9	2	9	2	9
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	1	7	1	7	1	7	1	7
佐倉市	0	0	0	0	1	8	1	8	1	8	1	8
東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	0	+	0	0	0	0	1	19	2	28	2	28
流山市	0	+		0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ケ谷市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富津市	0		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袖ケ浦市	0		0	0	0	0	1	20	1	20	1	20
八街市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
印西市	0	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	_	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26
富里市	0		0	0	0	0	2	18	2	18	2	18
南房総市	0	-	0	0	0	0	0	0	0		0	0
匝瑳市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山武市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			-	0		0				0	0	0
一宮町 睦沢町	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			-			0			0	0	0	Ŭ
白子町	0		0	0	0		0	0		_	-	0
長柄町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

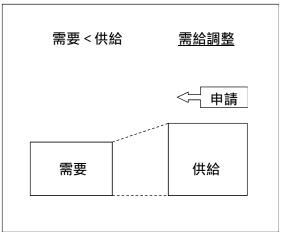
第3節 認可・認定に関する需給調整

1 基本的な考え方

需給調整についての基本的な考え方

需要(必要利用定員総数) > 供給(利用定員の合計) 原則認可・認定需要(必要利用定員総数) < 供給(利用定員の合計) 需給調整





県では、認定こども園や保育所の設置について申請があった場合、認可や 認定についての基準を満たすときは、認定こども園や保育所の認可や認定 を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域」において、就学前の学校教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計(供給)」が「必要利用定員総数(需要)」を上回る場合は、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

関係法令

児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第7項・第17条第6項

需給調整を行う場合の要件

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A:利用定員の合計」が、申請年度の「B:必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになるとき。

1・2号認定

A:特定教育・保育施設の利用定員の合計

B:特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

3号認定

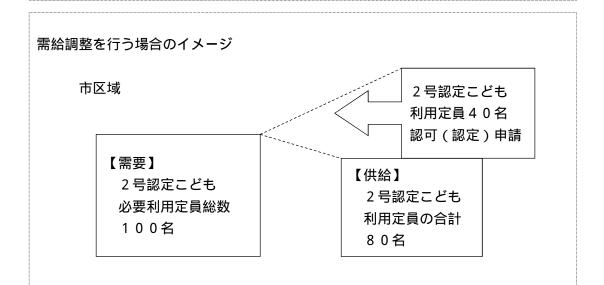
A:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計

B:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用

定員総数

(注)利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。



認可(認定)により2号認定子どもの必要利用定員総数を超えるため、 認可(認定)の必要性を検討する。

2 支援計画に含まれない施設

県では、支援計画において予定されている施設や事業の認可や認定が行われる前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合、一定の要件に該当する場合、需給調整として認可や認定の必要性について検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針の考え方を踏まえるとともに、 関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの 認定区分ごとの動向などを考慮します。

需給調整を行う場合の要件

認定こども園や保育所の設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合であっても、次の要件に該当するときは、県では需給調整として、認可や認定の必要性について検討の上、認可や認定を行うかどうか判断します。

要件

申請施設の所在する「県設定区域」において、子どもの認定区分ごとの「A:利用定員の合計」が、申請年度の「B:必要利用定員総数」に既に達しているか、認可・認定によりこれを超えることになるとき。

1・2号認定

A:特定教育・保育施設の利用定員の合計

B:特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数

3号認定

A:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の合計

B:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用 定員総数

(注)利用定員の合計には、確認を受けない幼稚園の利用定員を含む。

また、当面の間、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用定員を含む。

基本指針の内容(第三-四-2-(二)-(2)-イ)

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

3 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

県では、幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各 県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した 後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として 認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域 ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮することとします。

4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

県では、特定教育・保育施設に該当しない(「確認」を受けない)幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

(注)「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費(委託費)の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。

なお、「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成 等を受けることが見込まれています。

基本指針の内容(第三-四-2-エ)

知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

第4節 教育・保育の一体的な提供とその推進

幼児期の学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されることが重要です。

県では、一人ひとりの子どもの健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、支援計画の着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

1 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

認定こども園に関する各区域の目標数及び設置時期については次のとおりです。

認定こども園設置状況と目標数

(単位:箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
幼保連携型	2 7	3 6	5 5	7 8	9 0	9 5
保育所型	8	9	1 2	1 7	1 8	1 8
幼稚園型	1 3	2 0	3 4	4 8	6 4	6 9
地方裁量型	1	2	2	3	3	3
合計	4 9	6 7	1 0 3	1 4 6	1 7 5	1 8 5

H27 から H29 までは実績値 H30 から H32 までは目標数

	1107	H28	LIOO	HOO	1104	HOO
	H27		H29	H30	H31	H32
県合計 エ莊士	49	67	103	146	175	185
千葉市	7	10	22	28	41	47
船橋市	2	4	5	6	8	10
柏市	4	6	7	12	13	13
銚子市	0	0	0	0	0	0
市川市	2	2	2	2	2	2
館山市	3	3	3	3	3	2 3 1
木更津市	0	0	1	1	1	1
松戸市	1	2	5	9	9	9
野田市	0	0	1	1	2	
茂原市	0	0	0	1	1	3 2 4
成田市	0	0	1	2	2	2
佐倉市	1	1	2	3	4	4
東金市	1	1	1	1	1	1
旭市	0	2	3	3	3	3
習志野市	3	2 3	5	5	8	3 8
勝浦市	0	0	0	0	0	1
市原市	1	3	3	11	11	11
流山市	0	0	0	1	2	2
八千代市	3	5	6	6	7	7
我孫子市	0	1	1	6	6	6
鴨川市	0	1	1	2	4	4
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0
富津市						1
	1	1	1	1	1	
浦安市	9	9	9	10	12	13
四街道市	1	1	1	1	1	1
袖ケ浦市	0	0	0	1	1	1
八街市	1	1	1	1	1	1
印西市	0	0	2	4	4	4
白井市	1	1	1	1	1	1
富里市	0	0	2	2	2	<u>2</u> 1
南房総市	0	0	1	1	1	
匝瑳市	0	0	0	1	1	1
香取市	0	0	2	3	4	4
山武市	5	5	5	5	5	5
いすみ市	0	0	0	1	1	1
大網白里市	0	0	0	0	0	0
酒々井町	0	0	0	1	1	1
栄町	0	0	1	1	1	1
神崎町	0	0	0	0	0	0
多古町	1	1	1	1	1	1
東庄町	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	1	2	2	2	2
芝山町	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	1	2	
一宮町	0	1	2	2	2	0 2 1
<u>一呂町</u> 睦沢町	1	1	1	1	1	4
長生村						
	0	0	0	0	0	0 0 1
白子町	0	0	0	0	0	0
長柄町	1	1	1	1	1	
長南町	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0 0 1
御宿町	0	0	1	1	1	1
鋸南町	0	0	0	0	0	0

平成27年度から平成29年度については各年4月1日時点での実績値 各市町村の整備計画の積み上げにより作成

(2)県では、認定こども園の普及のため、その意義や役割などの理解が得られるよう努めます。また、新設の認定こども園のみならず、既存の保育所や幼稚園などからの認定こども園への移行を支援するため、教育・保育機能を付加するための増改築費用などについて、国とともに助成を行うことで認定こども園の普及に努めます。

【認定こども園関連の補助制度】

	事業名	目的				
1	保育所等整備交付金	認定こども園の保育を実施する部分				
I	安心子ども基金 (保育所整備緊急整備事業)	┤に係る施設整備費用に対して補助を │行う。 │				
2	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の教育を実施する部分 に係る施設整備費用に対して補助を 行う。				
3	保育所整備促進事業	上記1の補助に関連して、千葉県単独 で別途上乗せ補助を行う。				

(3)認定こども園においては保育士と幼稚園教諭の両資格を持った保育教諭の配置が求められることから、どちらか片方の資格のみの教育・保育従事者が資格を取得する際に、必要単位数を軽減する特例措置があるほか、資格取得に係る受講料や代替職員の雇上費用に対する補助を国とともに行うことで、認定こども園に必要な職員の確保を推進します。

2 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携

(1)幼児期の学校教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらします。

平成30年4月から適用される幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領においても、保幼小の円滑な接続を図ることが示されているところです。

そのため県では、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、5歳児の後半及び小学校入学後に必要な期間を設けて、小学校での 幼児期の教育、保育の充実と新しい生活に慣れるための取組の推進を行うため、今後「接続期のカリキュラム千葉県モデル」を作成し、幼児期の教育や保育から小学校教育への円滑な接続を行うための教育課程の在り方等を示していきます。

また、幼児期の学校教育や保育と小学校教育との連続性や一貫性を確保し、 学校段階間の円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学 校との合同研究協議、相互交流の開催や幼児と児童との様々な交流活動など、子どもたちが小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

(2)小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、小規模であることや、原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、認定こども園、幼稚園、保育所のいずれかが連携施設となり、保育内容などについて支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担うことが原則となります。県では、これらの教育・保育施設が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることを踏まえ、連携施設を中心に教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。

地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育 事業。なお、居宅訪問型事業については連携施設の確保を要しない。

第5節 人材の確保と資質の向上

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、 保育士など、子どもの育ちを支援する者の確保とともに、その専門性や経験 の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の 状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

1 特定教育・保育等を行う者の見込み数

各市町村において今後の整備計画や実態に即した人員配置を行う場合に 必要となる特定教育・保育等を行う人材の見込み数は、次のとおりです。

現在の本県の教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数(単位:名) (平成29年度まで:実績、平成30年度以降:見込み)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)保育士	16,491名	17,986名	19,912名	21,358名	22,638名	23,713名
(2)保育教諭	632 名	869名	1,341名	1,779名	2,046名	2,161名
(3)幼稚園教諭	6,589名	6,684名	6,826名	6,983名	7,129名	7,167名
(4)家庭的保育者 家庭的保育補助者	142 名	177 名	173 名	190 名	210 名	227名
(5)保育従事者	103名	112 名	105 名	104名	106 名	108名

- (1) 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設に勤務する「保育士」の人数
- (2) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- (3) 幼稚園型認定こども園、幼稚園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- (4) 小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所に勤務する 「家庭的保育者、家庭的保育補助者」の人数
- (5) 家庭的保育事業所に勤務する「保育従事者」の人数

受入児童数や職員への処遇向上に必要な加配も含めた施設運営上必要な見込数として各市町村が把握しているもの

2 現状(保育士実態調査結果から)

保育士確保・定着対策の検討のため、平成28年度に千葉県登録保育士を対象に実態調査を実施しました。

平成28年10月末現在の登録保育士のうち、昭和31年以降生まれ (60歳以下)の53,686名に調査票を送付し、18,599名から回答 があり、転居先不明による返送数(10,826通)を除く有効回答率は 43.4%でした。

(1)潜在保育士の状況

回答者のうち、現在保育士として働いている方(現任保育士)は60.2%(11,202名)、働いていない方(潜在保育士)は37.6%(7,001名)となっています。

調査票発送数から転居先不明返送数を差し引いた42,860人が 県内の登録保育士(60歳以下)のおよその数と見られることから、 潜在保育士はこの37.6%の約16,000人と推計されます。

(2)保育の仕事に対する意識

現任保育士のうち約2割が「仕事を辞めたい」、また潜在保育士の約2割が「今後保育士として働く意向はない」と回答しており、その主な理由としては、双方とも「給料が安い」「休暇が少ない」といった勤務環境に関すること、あるいは「保育の仕事の責任の重さに対する不安」が上位を占めています。

一方で、このような状況が改善されれば復職の可能性があると回答した潜在保育士が約6割となっており、職を離れても保育士としての 仕事に少なからず魅力を感じていることが伺えます。

3 保育士の確保・定着に向けた取組

待機児童解消に向け、保育士の確保・定着については、保育の受け皿整備と 両輪で取り組んでいます。

(1)資格取得・新規就業支援

保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設で所定の単位を 取得し卒業するか、又は保育士試験に合格する2つの方法があります。

保育士登録することで保育士として働くことができ、県内では毎年約3,800人が新たに保育士として登録されています。

県では、資格取得や県内の保育所等への新規就業を促すため、修学 資金の貸付や、指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への 就職支援の取組に対する補助、保育士試験に合格後保育所等への就職 が決まった方に対する受験対策費用の助成などを行っています。

ア 指定保育士養成施設

千葉県内では平成28年度末現在、保育士養成施設として21施設(26課程)が指定を受けています。平成28年度に保育士課程を修了し卒業した1,942名のうち、675人が県内の保育所等へ就職しています。

イ 保育士試験

平成28年度からは全国統一の保育士試験を年2回実施しています。平成28年度の受験者は2回合計で3,749人、合格者は1,267人(うち保育教諭に係る特例(下記5参照)による全科目免除合格者は314名)となっています。

(2)勤務環境の改善

保育士は、職員1人当たりの給与月額や平均勤続年数が民間の他の職種と比較して低い傾向にあり、また、保育士実態調査の結果からも明らかなように、保育士確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、民間施設に対する運営費助成の中で、「処遇改善等加算」として、職員の処遇改善に充てるための上乗せ助成を行っており、さらに平成29年度からは、職員の職務・経験に応じたさらなる上乗せとして、新たに「処遇改善等加算」が創設されました。

一方、県においても、県独自の制度として、保育の実施主体である 市町村と連携して、保育士の給与の上乗せを行うほか、国の基準を 上回る保育士の配置に要する費用の助成等を行っています。

また、国の制度を活用した保育補助者や周辺業務に従事する保育 支援者の雇上げに対する助成等も合わせて行い、保育士の勤務環境 改善に努めてまいります。

(3)保育士の資質向上(各種研修の実施)

平成30年度から適用される新たな「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」では、保育士だけでなく看護師・栄養士・調理員等、それぞれの職務内容に応じた専門性が求められるとともに、施設長の努力義務として、職員の体系的・計画的な研修機会の確保が位置づけられました。

このため、県としても引き続き保育所等の職員を対象とした職務 階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の 向上を図ってまいります。

さらに、平成29年度からは、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施しています。

【保育所保育士等研修】

区分	目的
	施設長又はそれに準ずる者に対して、保育所の運営管理及び責務
保育所長研修	等について理解を深めるための研修を行い、保育所長 (リーダ
	ー)としての資質向上を図る。
	主任保育士又はそれに準ずる保育士に対して、職責を果たすため
主任保育士研修	に必要な研修を行い、保育士の統率者及び施設長の補佐としての
	資質の向上を図る。
中取仅玄土环 核	中堅保育士に対して、保育所において中核的な役割を果たすため
中坚体有工研修	に必要な研修を行い、中堅保育士としての資質向上を図る。
知処保安土理核	新任保育士に対して保育、児童心理、実技等保育の基礎知識を
划級休月工研修	修得させるための研修を行い、保育者としての資質向上を図る。
病児・病後児	
保育に関する研修	病児・病後児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。
 (仮称)	保育全般に関する最新の動向等についての研修を行い、知識の向
保育特別講座	上を図る。
	保育所長研修 主任保育士研修 中堅保育士研修 初級保育士研修 病児・病後児 保育に関する研修 (仮称)

本表は平成30年度の実施予定であり、変更の可能性あり。

【保育士等キャリアアップ研修】

対象者:主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、 又は専門分野別リーダーの役割を担う(予定含む)者

区分		ねらい
		乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの
	乳児保育	発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に
		関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
		幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの
	り 幼児教育	発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児
	AND TACH	教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に
		付ける。
		障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の
	 障害児保育	子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士
	1400001	等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な
直		能力を身に付ける。
専門		・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力
分野別研		を養う。
別	食育・アレ	・アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行う
修	ルギー対応	ことができる力を養う。
		・他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導
		ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
		・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができ
	/ロ/沖/中- 4-	る力を養う。
	保健衛生・	・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力 ★素言
	安全対策	を養う。
		・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導が
		できるよう、実践的な能力を身に付ける。 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことが
	保護者支援・	体護句文援・丁肖で文援に関する理解を深め、週切な文援を11つことが できる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切
	子育て支援	な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。
		本助言及び指導ができるよう、美成的な能力を身に引ける。 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割
マネ	ジメント	土仕休育工の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割 と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要な
研修		これ識を理解し、自園の口角な連貫と休育の質を高めるために必要なしてネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。
		マインアンド・リーフーンツノの形力で身に刊ける。

本表は平成29年度の実施内容であり、平成30年度以降変更の可能性あり。

(4)潜在保育士の就業促進

県では、ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の 就業促進等に努めています。 同センターでは、円滑な求職・求人ネットワークの形成を目指し、 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報などを「保育士人材 バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの 事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図っています。

また、潜在保育士の復職に向けた研修を行うとともに、センターに 再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育所等経営者から の相談に対応しています。

この他、再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、 保育士が継続して就労できる環境の整備に努めています。

4 幼稚園教諭等の確保に向けた取組

(1)幼稚園教諭等に対する研修

県教育委員会では、幼稚園教諭等に対し、必要な知識・技術の習得、 向上を図る研修を実施しています。

この他、県内の幼稚園児の約9割が通う私立幼稚園については、 一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会などの私立幼稚園関係団体が、 教職員の資質向上に向け様々な研修を企画・実施しています。

【県教育委員会主催研修】

・幼稚園教諭を対象としたもの

区分	目的	
幼稚園等	1年間の職務遂行に必要な事項に関する研修を実施し、現職研修	
初任者研修	の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見	
	を得させる	
中堅教諭等	幼児の発達や学びの特性を踏まえた幼児教育に関する専門的な	
資質向上研修	力量向上や積極的に園務推進に参加するために必要な事項に関す	
	る実践的な研修を実施し、教職経験10年を経過した教員として	
	の資質能力の向上と併せて職場の活性化や若手教員への指導・	
	助言など、期待される役割について意識化を図る。	
保育技術協議会	保育技術の向上を目指す中堅の幼稚園教諭等に対し、幼稚園の	
	教育課程その他の保育内容の実践にあたって必要な事項に関する	
	専門的・実践的な研修を実施し、指導技術の一層の向上と併せて	
	職場の活性化や後輩教員への指導助言など役割を果たす中堅教員	
	としての資質能力の向上を図る研修を実施する。	
園長等	幼稚園の園長又は副園長、教頭、主任等に対し、幼稚園の教育課程	
運営管理協議会	の推進や喫緊の教育課題に組織的に対応する等、適切な円の運営	
	を推進するための専門的・実践的な研修を実施し、園の運営能力や	
	危機管理能力の向上を図り、幼稚園教育の充実に資する。	

・幼稚園教諭以外に保育士等も対象としたもの

区分	目的	
千葉県幼稚園教育	幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題につい	
課程研究協議会	て研究協議、講義等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実	
	に資する。(年2回実施)	
	幼稚園教育課程に関する諸問題のほか、保育技術等に関する	
	専門的な講義・研究協議等を行うため、幼稚園だけでなく、認定	
	こども園や保育所の保育士・幼稚園教諭等も研修の対象者として	
	いる。	

(2)幼稚園教員の人材確保支援と就業の促進

私立幼稚園の教員確保を支援するため、県内私立幼稚園を設置する学校法人が行う教員の給与改善に要する経費について助成しています。

また、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会では、幼稚園教諭に対する就職説明会を開催しています。

5 保育教諭についての特例制度の周知及び資格取得支援

新たな幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」となるためには、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格が必要です。そのため、現在、片方の免許・資格のみの保有者に対し、必要な免許・資格の取得に当たり、負担軽減のための特例措置が設けられています。

県では、この特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、 指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて 特例制度の説明を行っています。

また、保育教諭確保のため、幼稚園教諭が保育士資格を取得する場合、又は保育士が幼稚園教諭免許を取得する場合に必要となる費用の助成を行うなど、免許や資格の取得を支援しています。

保育教諭についての特例制度(経過措置)

「子ども・子育て支援新制度」における新たな幼保連携型認定こども園は、 学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育 教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有して いることが原則です。

国では、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法施行後5年間は、「幼稚園教諭免状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における一定の実務経験を有する者を対象として、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

~ ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の推進~

県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を 果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して 子どもを産み育てられる社会をつくるためは、ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の調和)の実現が必要です。

そのためには、職場、地域においてワーク・ライフ・バランス(仕事と 家庭の調和)を尊ぶ風土の醸成を進めていくとともに、子育て中の男女の みならず、働くすべての人々の仕事と家庭のバランスがとれた働き方の実 現を目指していくことが大切です。

1 企業の「仕事と子育ての両立支援制度の充実」の促進

第1子出産を機に仕事を辞める女性は、全国で約5割に上るとともに、出産を機に退職した女性の約4分の1が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」との理由で仕事を辞めています。

また、県内においても、子育て期にあたる30歳代の女性の労働力率が全国平均を下回るなど、女性が出産・子育てをしながら働きつづけられない実態があります。このような現状に対して、企業においては、ワーク・ライフ・バランスの正しい理解と長時間労働など働き方の見直し、さらに仕事と子育ての両立支援制度を充実していくことが必要です。県としても、特に、県内企業の99.8%を占める中小企業における取組みが進展するように、各企業に応じた支援が重要です。

- (1)企業経営者や人事労務担当者に対し、両立支援や女性の活用についての 周知啓発を行います。
- (2)法定を上回る両立支援制度づくりを奨励し、先進企業の事例を収集して 紹介・普及を図ります。
- (3)中小企業に対してアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた両立支援 制度等について助言を行います。
- (4)国(労働局) 市町村、企業・経営者団体、労働組合等と連携、協力の 体制を構築して取組みを促進します。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「企業内の意識改革」

の促進

県の調査では男性の育児休業取得率はわずか8.2%に過ぎず、男性の育児休業取得に対する考え方をみると、限られた人員のなかで、男性の取得は難しいと考える割合が約6割を占めるなど、男女ともに仕事と子育てが両立できる働き方が実現されているとは言えない状況にあります。

そのためには、企業内の意識改革といった運用面での取組みの強化も必要となっています。

また、子育て期の男女のみならず、介護しながら働く人等も含めた全ての人の「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)」を実現する必要があります。

- (1)多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などに取組む先進的企業の事例を収集し、普及に努めます。
- (2)中小企業に対してアドバイザーを派遣し、社員向けにワーク・ライフ・ バランスの普及啓発を行います。
- (3)長時間労働を当たり前とする風潮をなくすため、残業の削減や年次有給休暇の取得を促す広報を促進します。
- (4)ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の採用・登用や職域拡大のための 取組みを積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。

第7節 小学生の放課後対応の充実

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、就学前のみならず 小学校入学後の保育需要も高まっています。

厚生労働省の事業である「放課後児童健全育成事業」と文部科学省の 事業である「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携して進める 「放課後子ども総合プラン」を実施することで、全ての子どもたちが放課 後や週末等に安心して活動できる居場所の確保を図ります。

1 放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童クラブは現在、県内全ての市町村で設置運営されており、その数も年々増加傾向にあります。特に都市部においては、放課後児童クラブの需要の高まりと相まって、待機児童数も依然として高い水準にあります。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、 子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

放課後児童クラブの受入定員増を図っていくための施設整備と人材の確保に加え、放課後児童支援員の研修を通して質的向上を図り、量と質の両面から充実を図ることが必要です。

県では、次の取組に対し市町村等へ助成を行うとともに、放課後児童支援員に対し研修を行い、量と質の両面から放課後児童健全育成事業の取組を推進していきます。

- (1)待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や空き教室の積極的な利用を促進
- (2)市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全て の子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進
- (3)利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブ を利用しやすくするための運営体制の拡充を支援
- (4)放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等 に応じた処遇改善

放課後児童支援員に対する研修内容

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
- ・子どもの発達等についての基礎知識
- ・放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方

- ・放課後児童クラブにおける安全、安心への対応
- ・放課後児童支援員として求められる役割・機能

2 放課後子供教室推進事業

地域全体で子どもを育むため、学校の余裕教室等を活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における学習やスポーツ・文化芸術活動等の様々な活動や地域住民との交流活動等を推進します。

「放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「推進委員会」を設置し、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

- (1)すべての子どもたちを対象とした学習支援・プログラムを充実させると ともに、放課後児童クラブと一体型または連携型の放課後子供教室の整備 を促進します。
- (2)児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保のために、学校 施設の活用が求められていることから、余裕教室の積極的な利用を促進 します。
- (3)地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地位の教育力の向上を図ります。
- (4)放課後子供教室スタッフに対し研修を実施します。

第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 子ども虐待防止対策の充実

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害です。

子ども虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しく、また、子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題があります。このような子育でがしづらい状況のもと、子ども虐待はどこの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

子ども虐待防止に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援に取り組んでいきます。

1 児童相談所の体制の強化

千葉県所管の児童相談所が対応した相談件数は、平成28年度、6,775 件と5年前に比べて約3倍となっており、年々増加傾向にあります。

子ども虐待に迅速に対応するためには、児童相談所の人員体制の強化及び 専門性の向上による、児童相談所の体制の強化が重要です。

- (1)児童相談所の人員体制について、業務量に応じた適切な職員配置が行えるよう、専門職の計画的な増員に努めます。
- (2)平成20年の「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「法」という。)の一部改正により、児童相談所の権限が強化され、子どもの安全確認や安全確保のため、従来の立入調査(法第9条第1項)に加え、より実効性のある、出頭要求(法第8条の2)や臨検・捜索(法第9条の3)ができるようになりました。

これを踏まえ、児童相談所に平成24年度から警察官等を配置した結果、 警察機関との連携が強化され、児童の安全確保等に効果があることから、 警察官等の配置を継続します。

(3)虐待を受けた(疑いのある)子どもへの対応に当たり、高度な専門性を求められる場合、弁護士や医師をあらかじめ登録し、協力体制を整え、法的・ 医学的専門性の確保を図っており、今後更なる専門性の高度化を検討して いきます。

- (4)24時間・365日体制で子ども虐待等の電話相談に対応するため、中央 児童相談所に電話相談員を引き続き配置します。
- (5)児童相談所職員に対し、増加、深刻化する児童虐待の防止に向け、職員の 専門性を強化するため、外部専門機関の各種研修等を受講するなどの Off JT に加え、経験年数に応じた OJT を行うなど、体系的・実践的な研修の 充実強化に取り組みます。

また、県においても、児童相談所、市町村や関係機関の職員に合同の研修を、学識経験者等の専門家を講師として、児童虐待死亡事例等検証委員会の答申を踏まえ、家族全体の総合的なアセスメントの実施や児童相談所と市町村との連携強化などについて継続して実施していきます。

- (6)県が児童相談所に導入した「千葉県児童相談所支援システム」は、児童相談所業務における受付、処理、児童の検索、ケースの進行管理、公文書出力、統計作成支援の各機能により、事務処理に迅速かつ漏れなく対応しています。引き続き、急増する児童虐待に的確に対応していくためには、処理速度や検索機能の向上を図るなど、更なる児童虐待防止体制の強化を推進します。
- (7)児童相談所の一時保護所については、子どもたちにとってより望ましい 対応が図れるよう、社会的養護体制の整備の動向や、児童相談所の施設整備 の方針等を踏まえて、総合的に検討していきます。

2 市町村や関係機関との役割分担、連携の推進

市町村と児童相談所は、子ども虐待の通告受理・援助機関として、ともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っています。市町村は、地域に密着した行政機関としてさまざまなサービスを提供する役割を担い、児童相談所は、これまでの虐待対応の知見や専門的機能を生かした役割を担うことになります。子ども虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整、自立に向けた切れ目のない支援を行うため、市町村と児童相談所はそれぞれの特長を生かした役割分担をし、連携・協力することが必要です。

(1)市町村では、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク) (以下「地域協議会」という。)を設置し、要保護児童、要支援児童及び 特定妊婦を支援対象として、総合的なケース管理を行い、地域の関係機関が 連携、協力して、子どもや家庭を支援しています。

県では、市町村の体制や取組状況を支援するため、地域協議会の機能強化と、子どもを守る地域ネットワークから地域協議会への移行支援に向け、助言指導を行う専門家の派遣事業の活用を市町村に積極的に働きかけていきます。

また、市町村における地域協議会の機能強化のための取組を支援するため、 県内の地域協議会が抱える課題を点検、整理し、人口規模や地域特性に応じ た、モデルとなる事例や児童相談所との連携の仕方を提示するなど、市町村 を支援する取組を推進していきます。

- (2)児童相談所は日常的に、市町村はもとより、保健センター、保健所、警察、 医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、地域協議会の活用により 情報共有を図り、専門的な立場から助言を行っていきます。
- (3)県が平成26年1月に作成した「子ども虐待対応マニュアル」を見直し、 児童相談所と市町村職員の合同研修を実施し、市町村職員の専門性の向上と 児童相談所との更なる連携強化を支援します。
- (4)県では、中核的な医療機関を中心として、子どもの頭部外傷等虐待を 疑わせるような受診に対応できるよう、子ども虐待防止医療ネットワークを 設置し、中核病院に配置された児童虐待対応専門コーディネーターが地域の 医療機関からの相談を受け、助言を行うとともに、ネットワークにより、 医療従事者向けの教育研修の実施、児童相談所等の関係機関会議の開催など、 医療機関の児童虐待対応の向上を図り、子ども虐待の早期発見、深刻化予防 を図っていくこととします。
- 3 妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備

厚生労働省の子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第13次報告)によると、平成27年度に把握した虐待死事例0歳児の死亡人数が全体の6割近くを占めています。なかでも、0か月児事例が0歳児の死亡事例の約4割以上を占めている状況です。

妊娠期・周産期問題について、平成27年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が3割以上で、最も高い割合を占めています。

市町村の母子保健担当部署は、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などの妊産婦や乳幼児を対象とした事業を数多く行っていることから情報を把握し、産科や小児科等の医療機関との連携を図りながら、妊娠期からの養育支援に関する相談体制を整備することが求められています。

また、市町村母子保健担当部署は、母子(きょうだい)の情報(妊娠届の時期、妊婦健康診査の受診状況、乳幼児健康診査の受診状況、子どもの予防接種の状況など)を一元的に管理し、支援の必要性をアセスメントの上、地域協議会を利用し、関係機関との情報共有を図るなど、家族全体を支援する対応が重要です。

(1)県では、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業である 乳児家庭全戸訪問事業や、特に養育支援が必要な家庭に対する訪問事業で ある養育支援訪問事業などについて、市町村においてその実施が努力義務 とされたこともあり、国とともに助成を行い、市町村の事業実施を支援しま す。 (2)県が作成した「母子保健虐待予防マニュアル」に、最新の情報を取り込むなどにより、子ども虐待の視点から情報を提供し、市町村の母子保健における、妊娠期からの養育支援に関する相談・支援体制の整備や、虐待対応担当部署や地域協議会との情報共有と連携による子ども虐待予防、早期発見の取組を支援していきます。

また、県では、市町村母子保健担当者や県保健センター(保健所)の職員等を対象として、子ども虐待に関する専門性の向上のため、家族全体の総合的なアセスメントの実施など、引き続き研修を実施していきます。

4 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、子ども虐待による死亡事例等の重大事例について、第三者機関である 千葉県社会福祉審議会に諮問し、児童虐待死亡事例等検証委員会(注)の検証 結果を踏まえて、必要な再発防止のための措置を講じます。

(注)千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 社会的養護検討部会 児童虐待死亡事例等検証委員会

第2節 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが 適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、 養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

児童相談所は子どもの家庭の支援を行いますが、児童養護施設や 乳児院といった児童福祉施設、又は里親やファミリーホームの下での 養護が必要と判断した場合、子どもをこれらの施設等に措置すること となります。

こうした子どもたちは、関係機関の支援等により家庭環境が整えられ、家庭に復帰することが望ましいですが、家庭復帰できずに施設や 里親等から自立することとなった子どもの支援も必要です。

最近の子ども虐待の増加に伴い、心に傷を負ったり、社会とのかかわり方に問題を抱える子どもが増えています。

子どもの最善の利益のために、多様化する子どものケアの充実に加え、里親等による養護や施設の中で家庭的な養護を行う小規模グループケア等を推進し、また、自立支援体制を整え、社会的養護体制の充実を図ります。

1 家庭的養護の推進

従来の大舎制や中舎制の施設養護では、多数の職員が多数の子どもを養護する体制であったため、子ども一人一人と職員の信頼関係・愛着関係を築くことが難しく、子どもの心のケアを十分に行えていないところがありました。家庭的な養護を行うことで、安心感ある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育んでいきます。

(1)里親委託等の推進

- ア 里親等に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途から の養育」による育てづらさが出る場合も多いため、児童相談所だけでなく、 児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどの関係機関と連携し、 継続的な支援体制を整備します。
- イ 市町村等と連携し里親制度等の普及に努め、地域での子育て支援事業 の活用を図り、新たな里親やファミリーホームを開拓します。

(2)施設における家庭的養護の推進

- ア 県内の児童養護施設及び乳児院では、施設ごとに家庭的養護の実現の ために取り組むべき事項を明確化した、「家庭的養護推進計画」を策定 しました。
- イ 県においては、各施設の「家庭的養護推進計画」を踏まえ、家庭的な 養護を実現するための県内施設への支援や里親委託等の推進を目指す 「千葉県家庭的養護推進計画」を平成27年11月に策定しました。
- ウ 今まで大舎制・中舎制での養護を行ってきた施設は、構造を大きく変え なければならない場合が多いため、国の次世代育成支援対策施設整備 交付金と県費による補助を行うことで施設の負担を軽減し、より家庭的 な養護への転換促進を図ります。
- エ 地域小規模児童養護施設等のグループホームを開設する際には、地域 や学校の理解や協力を得る必要があります。上記の補助制度による財政 的な支援に加え、必要があれば各自治体・地域への説明を行い、理解と 協力が得られるよう支援を行います。

2 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

被虐待児等の人格形成や精神的回復等のために、子ども一人一人に合った 専門的なケアの充実と体制づくりを進めていきます。

- (1)国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用して研修を実施し、 また研修への参加を促進して、児童相談所職員、里親、施設職員の資質の 向上と子どものケアの充実を図っていきます。
- (2)虐待等により心的外傷等を負った子どものケアを行う心理療法担当職員 や、里親制度の充実を担う里親支援専門相談員について、各施設に対し制度 の説明を積極的に行うなど、専門性の高い職員の配置促進に努めていきま す。
- (3)近年、虐待の増加等により情緒障害を持った子どもが増加していますが、 このような子どもの中には児童養護施設等では対応しきれない、医学的・ 心理学的・社会学的なアセスメントや治療を必要とする子どもが含まれて いるため、平成28年5月に開設した児童心理治療施設を中心に支援して いきます。

3 自立支援の充実

社会的養護を受ける子どもは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことが多いため、社会的養護体制の中で精神的・経済的な支援を充実させ、自立後の子どもの生活の安定を図ります。

- (1)社会的な自立の前に、衣食住に関する基本的な生活管理、金銭管理、健康 管理など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人に求められるマナ ーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身につくよ う、家庭的な養護を推進します。
- (2)進学や安定した就職のためには、学習支援の充実や、進学や就職に係る 費用が必要となります。そのため、国の定める教育費、特別育成費及び就職 支度費等の措置費に、県単独で上乗せ補助を実施し、経済的な支援の充実を 図っています。今後も、上乗せ補助を継続するとともに、国に対しては、 更なる措置費の改善を要望していきます。
- (3)子どもが自立する際、就職やアパート等を賃借するに当たって必要となる 身元保証人を確保するため、身元保証人確保対策事業を実施しています。
- (4)施設や里親等から自立していった子どもにとって、施設や里親等は困ったときに頼れる、いわば実家のような役割を持ち得ます。自立後も、施設や 里親等が長期にわたり、子ども一人一人とつながりを持つアフターケアの 取組を推進していきます。
- (5)満18歳を超えても、自立生活能力が十分ではない場合については、措置 延長を適切に実施していきます。
- (6)義務教育を終了した22歳未満の子ども等であって、より自立度の高い子ども等については、自立援助ホームを活用して自立した生活を支援していきます。
- (7) 県内の自立援助ホームは平成29年度当初において9か所ありますが、 今後の需要等を勘案し、必要な施設整備を図ります。

4 家族支援及び地域支援の充実

子どもの家庭復帰に向けては、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の 再構築、家庭環境の調整などのための家族支援や、地域における子どもの家庭 の相談・支援体制の充実が必要となりますが、家庭の持つ問題は様々であり、 対応には専門的な知識と技術が求められます。

- (1)児童相談所職員や施設職員のほか、最初に子どもの家庭と接することと なる市町村職員を対象として子ども虐待に関する各種研修を開催しており、 引き続き子どもの家庭のケアの充実を図っていきます。
- (2)児童相談所では、平成20年に策定された「家族関係支援プログラム」を 実践し、子どものみならず、親に対する指導の充実など家族への支援という 視点に立ち、家族再統合と、家族が別居したままでの家族関係の構築・修復・ 再生を図る家族相互の自立を支援するとともに、虐待の世代間連鎖の防止 を進めていきます。

(3)児童相談所だけでなく、子どもの家庭に関する専門的な知識や技術を持つ 児童家庭支援センターや、地域に密着している市町村等の各種関係機関で 連携することで、その子どもの家庭にあった支援を提供していきます。

5 子どもの権利擁護の推進

- (1)社会的養護を受けている子どもの権利擁護の強化を図るため、児童相談所職員や里親、施設職員に対する研修事業等を推進し、子どものケアの充実や子どもの支援における注意喚起を促しています。
- (2)県の措置により子どもが里親等に委託される、又は施設に入所する際には、 子どもに対し子どもの権利擁護について説明しています。また、子どもの 権利擁護に関するしおりと共に、県の児童養護担当課宛の葉書を渡して、 周囲の大人に相談できない状態にある時に困ったことなどを相談できる 環境を整えています。
- (3)被措置児童等虐待が発生した場合には、迅速に子どもの安全を確保し、 問題の解決を図ることができるよう、「被措置児童等虐待対応マニュアル」 (平成22年3月版)を定め、児童相談所等の関係機関職員に周知・共有する とともに、迅速に対応を行えるよう体制を整え、子どもの権利擁護に努めて います。
- (4)施設では、支援体制の確認や問題点の改善のため、3年に一度の第三者 評価と毎年の自己評価が義務づけられており、県では今後もこれらの評価 の実施を促していきます。

第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てと就業をひとりで賄わなければならず、様々な課題を抱える母子家庭及び父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)の自立支援の推進については、その課題に対応するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援及び支援体制の充実を五本柱として、総合的に実施します。

1 子育て・生活支援

ひとり親家庭向けの支援策は単独で実施しても費用対効果を見込むことが困難な場合が多いため、今後は、子ども・子育て支援新制度に位置付けられた各種事業をはじめ、一般の支援事業を十分に活用していくことが重要となります。その上でなお、一般の支援策では賄えないニーズが一定以上見込まれる場合にあっては、ひとり親家庭向けの事業やサービスを効率的に実施する必要があります。

また、平成25年に子どもの貧困対策法が成立し、貧困の連鎖の防止という観点やそのニーズも高いことから、学習支援について事業の推進を図る必要があります。

一方、DV被害者等の通常の日常生活を送ることが困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、付き添い型のより厚い支援が必要となります。

(1)公営住宅への入居、保育所の入所、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の利用、子育て短期支援事業の利用、一時預かり事業の利用については、法令によりひとり親家庭への優先的配慮が定められており、これらの一般の子育て・生活支援事業の利用を促進します。

また、これ以外の生活・子育てに係る支援事業についても、事業の実態等からひとり親家庭への優先的配慮が可能なものについては対応するよう事業実施自治体へ働きかけを行います。

- (2)子育て支援や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、そのニーズが一定以上ある場合は、該当の市町村へ実施の働きかけを行います。この際、効率的な運営を行うことにより費用対効果が得られるよう、例えば、ひとり親家庭等日常生活支援事業のコーディネート業務をファミリー・サポート・センター事業と共同で行う等、他団体の先進事例を紹介する等の支援を行います。
- (3)父子家庭に対する支援については、男性が支援を求めるのをためらう 傾向があることから、ホームページやパンフレット等の広報媒体の充実

による支援事業の周知や支援への積極的働きかけ等を行い、実際の相談・ 支援につなげていきます。

- (4)ひとり親家庭向けの学習支援を行う「学習支援ボランティア事業」に ついては、事業の推進を図り、現在、未実施又は実施予定のない市町村に 対しては、地域の実情等を考慮しつつ、実施に向けての働きかけを行い ます。
- (5) D V被害者や児童虐待が原因で精神的疾患を抱えている等、親子だけで通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対しては、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、自立に至るまで中長期的に母子・父子自立支援員等による付き添い型のより厚い支援を行います。

2 就業支援

ひとり親の多くは既に就業していますが、一方で、正規雇用で働くことや 資格を生かすことにより収入を上げるため、転職を希望する者がいることか ら、失業や離婚等による求職者に対する支援と同様、転職希望者に対しても 支援が必要となっています。

そのため、就職相談や職業紹介などの支援により、正規雇用率が低い母子家庭の母をはじめ、正規雇用率を引き上げることを目指します。

また、支援対象となるひとり親自身が、希望する職種に見合った職業能力を身につけ、それを生かして就業することが、雇用の安定や収入の向上につながる基盤となることから、国家資格をはじめとする資格の取得及び技能の習得やその向上(スキルアップ)のための職業訓練に対する支援が必要です。

一方、病気であったり乳幼児の子どもの面倒をほかに見る者がいない場合等、直ちに就業が困難なひとり親に対しては、就業に向けての課題や阻害要因に対する解決等、就業に至るまで継続的な支援を行うことが必要となります。

【就業相談・職業紹介等】

(1)児童扶養手当受給者及び児童扶養手当の申請段階にあり、転職を希望する者や就業に当たって阻害要因のない求職者については、ハローワークとの連携により、担当制等でよりきめ細やかな支援が可能となる「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく就労支援を、本人同意のもと積極的に行います。

また、県内市に対しては同様に「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援や、ワンストップで支援につなげられるよう、ハローワークの常設又は臨時の窓口の設置を働きかけます。

(2) 県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援についても、求職情報の提供を受けたり、「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づく支援要請等により、ハローワークとの連携を強化し、支援にあたります。

【職業訓練に係る支援】

- (1)訓練経費の一部支給(自立支援教育訓練給付金事業)や、訓練期間中の 生活負担の軽減のための給付金の支給(高等職業訓練促進給付金事業) を行う自立支援給付金事業について、県では引き続き実施するとともに、 未実施の市に対しては事業の実施を働きかけ、支援対象者の居住地に 関わらず支援が受けられることを目指します。
- (2)県が母子家庭等就業・自立センター事業の一環として実施している 就業支援講習会については、就業に結び付く又は職業能力の向上に資す るものを対象として引き続き実施します。
- (3)支援対象がひとり親に限定されない、ハローワークや県商工労働部で 行っている同様の支援制度も含め、希望する職業訓練について複数の 制度で給付対象となる場合は、一番有利な制度を選択できるような情報 提供に努めます。

【就業が直ちに困難な者への支援】

(1)就業を直ちに行うことが困難な者に対しては、本人同意のもと「母子・ 父子自立支援プログラム策定等事業」による自立・支援プログラムを 作成し計画的な支援を行う等、母子・父子自立支援員等による中長期的 な支援を行います。

また、県内市に対しても同様に、きめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

3 養育費確保支援

養育費の取得率は低い現状ですが、子どもの福祉の観点からは、養育費が 支払われることは大切であり、このための支援を行う必要があります。

また、別居している親と子どもとの面会交流については、子どもの健やかな成長のために必要とされており、養育費を支払うインセンティブにもつながると言われていますが、その意義が県民に浸透しているとは言えないため、継続的な啓発が必要です。

- (1) 養育費の取り決めや支払い・取得及び面会交流の実施の必要性について、県民への啓発を行います。
- (2)母子家庭等就業・自立センターにおいて実施している養育費取得に向けての相談事業を引き続き実施します。またその一環として、早期に 養育費の取り決めがなされるよう、離婚前相談の実施や、近隣での相談 を希望する人のための移動相談会を実施します。
- (3)面会交流の実施支援として、同居している親と別居している親の双方 だけで面会交流の実施が困難で、県を通して第三者の専門機関による 支援を受けた場合、その費用を助成します。

4 経済的支援

【児童扶養手当】

ひとり親家庭の児童のために給付される児童扶養手当は、多くのひとり親 家庭にとって家計を支える上で不可欠なものとなっています。

児童扶養手当は法令に基づき全国一律の基準で支給していますが、手続きなどが複雑でわかりづらい点等があることから、現在運用されている制度についても更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるようにする必要があります。

- (1)児童扶養手当制度の更なる周知を図り、適正な申請及び支給が行われるよう努めます。特に、制度変更時には、対象者への周知に漏れが生じないよう努めます。
- (2)支給の取扱いに差が生じないよう、県内市町村に対し制度の運用等に 当たり助言や指導を行います。

【貸付金】

ひとり親家庭の経済的自立等を目的とした母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、ひとり親家庭にとって不可欠な支援制度ですが、その実績のほとんどは修学資金と就学支度資金の貸付けが占めており、子どもの教育を受ける機会を確保するという観点からも、引き続きひとり親家庭に対して貸付けが行われることが重要です。

一方、子どもが卒業後に見込んだ収入が得られず、予定通りの償還が困難となる事例があります。また、その他親の疾病等の理由により償還が困難となっている場合もあり、借受者の立場に立った支援も必要となります。

(1)母子父子寡婦福祉資金について、制度の周知を図るとともに、必要とされるひとり親家庭に対して適宜貸付けを行います。

また、平成26年10月から新たに貸付け対象となった父子家庭に対し、 引き続き周知に努めます。

(2)計画通りの償還ができない者に対しては、単なる償還指導だけでなく、 償還に向けての課題や阻害要因解決のための支援も行い、償還や自立に 結び付ける支援を行います。

【医療費助成制度】

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の親と児童に対し、保険 診療の自己負担分を助成する本事業は、各種支援事業の中で唯一、地方単独 事業として行っています。

保険医療制度や高額医療費制度等の下では、自己負担額は一定範囲内に 収まりますが、それでも、児童扶養手当の支給対象となる所得のひとり親 家庭にとっては、その額が負担となるものであり、また、助成制度が無かっ た場合には受診を控えて重症化することも想定されることから、本助成制度 は有効なものとなっています。

(1)県内市町村が行っているひとり親家庭への医療費助成制度を支援する ため、引き続き、政令市を除く県内市町村の助成に対し補助を行います。

5 支援体制の充実

ひとり親の多くは就業しており相談時間が取りづらいこと、また父子家庭の父については、男性が支援を求めるのをためらう傾向があることから、支援の入り口として、まずはホームページやパンフレット等の広報媒体を使って事業の周知を図ることが大切です。

ただし、離婚直後においては生活が激変し、様々な困難に直面することがあるため、なるべく早く具体的な支援に繋がるよう対応することが必要となります。

また、ひとり親家庭等への支援については、ひとり親家庭向けの支援策だけを前提とするのではなく、広く一般家庭向けの制度の利用などにより、 ニーズを充足させていくことが大切です。

このため、支援にあたる母子・父子自立支援員等は、幅広い知識を持ち、 最新の情報を把握して、個々の状況に見合った支援策をひとり親が選択・ 利用できるように支援することが必要です。

一方、同じ境遇にあるひとり親家庭同士が定期的に集まって、情報交換や 悩みを打ち合ける等の助け合いの場を設けることも、自立に向けた支援とし て有効と考えられます。

- (1)ホームページ、パンフレット等の広報を充実し、各種支援事業の周知を 図ります。
- (2)戸籍担当課との連携により、離婚届提出時に支援事業の周知や支援の 働きかけを行う等、離婚直後における早期支援に繋げるための対応を 県内市町村に働きかけます。
- (3)研修の開催や参加を通して、母子・父子自立支援員の資質の向上を図り、ひとり親家庭への適時・適正な支援につなげます。
- (4)母子・父子福祉団体等の活動に対し、事業の共催・助成や助言等を通して支援を行います。また、ひとり親家庭同士の助け合いの場を設けるよう県内市町村に働きかけを行います。

第4節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

すべての子どもが健やかに成長することのできる地域社会を実現する ことが母子保健の目標です。

そのためには、母親が健康で安心して出産し子育てができる子育て環境を保障することが、その子どもの健康にも大きく関与し、やがてその子どもが成長し次の世代の親となり、さらにその子どもの生活習慣を形成していくことにつながるなど、重要な意味があります。

県では、思春期から妊娠・出産・育児までの母性・父性を育み、児童が 心身ともに健やかに育つことができるよう、必要な体制整備や基本的な 母子保健サービスの実施主体である市町村の取組みを支援していきます。

1 安心・安全な妊娠、出産、育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼

児保健対策の充実

出産する全ての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産に臨み、母親が健康で安心して子育てができるようにするため、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら、妊娠・出産期からの切れ目のない質の高い母子保健サービスを提供していくよう母子保健対策の充実に努めます。

(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図ります。

また、産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する産後ケア 事業等の整備促進を図ります。

(2)母子保健事業を通じた健康づくりの強化

妊産婦や乳幼児の健康診査などの母子保健事業の充実を図り、疾病の早期 予防、早期発見を行います。また、支援を必要とする家庭に対しては、健康 診査受診後の継続支援や健康相談を実施できるよう、市町村を支援していき ます。

- (3)妊娠・出産・育児に関する知識の普及・啓発の推進 妊娠・出産・育児について、県民に対し、適正な時期に正確な情報提供を 行い、知識の普及や啓発を図るよう体制の整備を進めます。
- (4) 不妊・不育症に関する相談の充実

不妊や不育症に悩む夫婦を対象とした専門相談の実施や、不妊・不育症治療に関する適切な情報の提供を行うことで、不妊や不育症に悩む夫婦の不安

の解消を図り、子どもを持つ、持たないを自らが主体的に決定できるよう 支援していきます。

また、不妊相談に従事する医療関係者や保健師に対し、専門的知識や技術を取得するための研修を実施します。

2 妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づく

りの推進

近年では、少子化や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化など、子育て世代を取り巻く環境の変化に伴い、育児に取り組む母親の孤立感や負担感も強まっており、また不安や悩みを持つ母親も少なくありません。

そのため、子育て世代の親を孤立させないよう、育児を親だけの負担にせず、 社会全体で妊産婦の健康や子どもの健やかな成長を見守り、 支えていく地域 づくりが必要です。

(1)妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の強化

市町村及び県保健所の職員等に対する研修を実施し、資質の向上を図ることにより、相談機能を強化するとともに、母子保健活動を通した育児支援の取組みができるよう努めます。

また、県では、広域的かつ専門的な立場から地域の課題の把握等を行い、 問題解決に向けて、県保健所と市町村間の役割分担や連携方策の検討等を 行います。

(2)子どもの虐待予防の観点からの母子保健活動の強化

産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から行う産婦健康診査の整備促進や、乳幼児健康診査における未受診児への対応の強化を図り、妊娠・出産及び育児期に養育支援を必要とする妊婦や子どものいる家庭を早期発見し支援につなげるなど、子どもの虐待予防の視点に立った母子保健活動ができるよう支援していきます。

(3)連携支援体制の構築

親子を孤立させない地域にしていくために、保健・医療・福祉などの関係機関、更には地域ボランティアなどとの連携の強化等、地域の支援体制を構築していきます。

3 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を

育む保健対策の充実

近年、核家族化、少子高齢化及び情報化などによる社会環境や生活環境の変化に伴い、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題や、薬物や性の問題行動など、子どもの心身に健康に関する様々な課題が顕在化しています。

思春期世代の健全な育成のためには、思春期保健対策の強化が必要です。 また、思春期の健康的な生活習慣の定着が、次の世代の子ども・子育てにも 大きく関与していきます。

そのため、思春期の男女自らが、心身の健康に関心を持ち、将来に夢を持って生き、健康の維持・向上に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康教育や健康相談の推進と次世代の健康を支える社会の実現が求められています。

(1)思春期健康相談・健康教育の実施

県や市町村において、思春期の男女やその保護者を対象に、人工妊娠中絶、 性感染症、薬物、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する 正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談 を実施するなど、思春期の男女やその家族を支援します。

(2)保健・医療・福祉・学校の連携体制の強化

思春期の子どもの健康の保持・増進を行う上で、学校の役割は不可欠です。 そのため、地域における保健・医療・福祉・学校など関係機関の連携強化を 促進していきます。

第5節 障害児施策の推進

障害のある子どもの支援においては、早期に障害を発見し、適切な療育 支援を行うことで、障害の軽減や発達を促し、将来の社会参加へ繋げるこ とが大切です。

子育ての不安や悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けることができるよう、保健、医療、教育、就労などの関係機関との連携を図りながら、様々な障害特性に応じたきめ細かい対応ができるよう、総合的な施策の推進に取り組みます。

1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援

体制の充実

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

1歳6か月児健診や3歳児健診等の乳幼児健診の充実による早期発見や、保育所・幼稚園における障害の理解の向上を図り、これらの場での気づきを速やかに専門的機関につなげることで、早期に家族が障害を受け入れて専門的な支援につなげることが重要であり、併せて、こうした対応により、二次障害を防ぐことが重要です。

また、ライフステージを通じた支援を行うための情報伝達ツールであるライフサポートファイルの拡充及び活用や、障害特性に応じた支援が必要です。

さらに児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの 拡充、児童発達支援センターの機能強化を通じたネットワークの構築により、 療育支援体制の整備を図る必要があります。

- (1) 障害の早期発見や早期支援につなげるために重要である乳幼児健診の 精度の向上や継続支援の充実、及びライフステージを通じて一貫した支援 が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町 村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行って いきます。
- (2)知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、 発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じて療育支援のあり方が 異なることから、必要とされる支援のあり方についての検討を行います。
- (3)地域の療育支援体制の中核として期待される児童発達支援センターや、 児童発達支援事業、放課後等デイサービスについて、機能の充実を図ると ともに、事業の拡充を図ります。

(4)児童発達支援センターが、発達障害者支援センター(CAS)と連携を 図り、同一の障害保健福祉圏域にある児童発達支援事業所、放課後等デイ サービス事業所、教育関係機関、保育所等とネットワークを構築し、情報 共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施します。

2 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実し、さらには、市町村や児童相談所との連携により早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

(1)障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、 家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、短期入所施設を拡充し、在宅 支援の環境整備に努めます。

また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所施設等の拡充が図られるよう検討します

- (2)居宅介護(ホームヘルプ)、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。
- (3) 医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進めるため、医療的ケアの研修の充実を検討します。
- (4)親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図るため、発達障害やその疑い のある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についての ペアレントトレーニングを受ける保護者の増加に努めます。

3 地域における相談支援体制の充実

障害のある子どもの早期支援には障害の早期発見が必要です。そのためには、 障害認定の有無に関わらず、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、 在宅や事業所に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進が求められま す。また、障害の早期発見・早期支援のためには、児童精神科や小児科での 診断体制の充実が求められます。

発達障害のある子どもの親に対する相談・助言を行うペアレントメンターの 養成や、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築し、医療・保健・福祉・ 教育のコーディネートができる人材の育成、充実を図ることが必要です。

さらに、虐待や二次障害の悪化という状況に陥らないよう、家庭に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制も求められます。

(1)発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親をペアレントメンター

として登録し、発達障害者支援センターと連携して、親の会などの場で 相談・助言を行います。

また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。

- (2)障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するため、障害児等療育支援事業を推進します。また、障害児等療育支援事業における施設指導支援事業の訪問先として、より多くの利用者を支援するため児童養護施設も対象とするよう検討します。
- (3)発達障害のある子どもへの早期支援を図るため、発達障害児早期支援 体制整備事業を活用して、保育士や幼稚園教諭等、また施設の巡回支援を 実施する保育所等訪問支援事業所や障害児相談支援事業所の支援員等を 対象に、障害の基礎知識や各種援助技法等の研修を実施します。

また、障害児通所支援の保育所等訪問支援事業の事業所の拡充に努めます。

(4)在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。

また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。

さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネー連絡協議会を開催します。

- (5)相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの 職員を対象として、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセス メントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。
- (6)障害児通所支援事業所において行われていることばの教室など、障害特性に応じた支援について、その充実を市町村等に働きかけるとともに、周知します。
- 4 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための

取組の充実

障害のある幼児・児童・生徒が、それぞれの発達段階や障害の特性に応じた 教育を十分に受けられる取組の充実が必要です。

また、障害への対応が不適切な場合、いじめを受けたり、加害者になったり する可能性もあります。

こうしたことから、教育環境を整備し、個別の状況に応じた配慮の充実を 図るとともに、全ての教職員の専門性の向上に関する取組の推進が必要です。 さらに、ライフステージに応じた教育相談支援体制と、卒業後に地域社会の 中で利用できる社会資源の積極的な活用に結びつけていくための連携支援体制の充実を図る必要があります。

- (1)幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級の担任をはじめ全教職員の障害への理解促進と障害のある児童生徒への対応、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいても特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- (2)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等と保健・医療などの 関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、 児童発達支援センターや発達障害者支援センター(CAS)と連携して解決 を図ります。
- (3)学校における特別支援教育コーディネーターの充実を図るとともに、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。
- (4)医療依存度が高くて特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、 訪問教育の充実に努めます。
- (5)いじめや不登校の問題については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、子どもと親のサポートセンターや総合教育センターなどの相談機関との連携により、支援の充実を図ります。
- (6)高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、個別の移行支援計画の 作成と活用を図り、学校とハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所 などの就労関係機関との連携を強化します。

5 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

医療的ケアが必要な障害のある子どもが、在宅において医療・福祉サービスが提供され、地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・教育・保健の連携を図り、在宅療養を支える体制の整備が必要です。

視覚障害、聴覚障害、内部障害や発達障害等のある子どもの中にも医療的な支援が必要な子どもたちがいます。また、公的支援の対象となる難病の範囲の指定が拡大され、難病によるADLの低下が障害になるなど、障害の範囲の見直しがされていることから、こうした子どもたちに対する支援のあり方についても検討が必要です。

なお、難病患者への支援については、障害者総合支援法と同様に、制度の 谷間のない支援を提供する観点から、児童福祉法においても障害のある子ども の定義に難病等が加えられました。

この難病等の範囲については、平成29年4月に358疾病に拡大されました。

重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)への入所支援については、 成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関われるようにするなど、児者 一貫した支援が望ましいことから、今後も医療型障害児入所施設と療養介護の 一体的な運営の継続が求められるとともに、重症心身障害児(者)等が入所 する県立施設の老朽化も課題となっています。

また、強度行動障害のある子どもに対応する支援の充実も必要です。

さらに、入所施設が設置されていない地域においては、実態の把握や在宅 支援のあり方についての検討が必要です。

- (1)国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業(平成25、26年度 実施)の成果を活かし、医療・保健・福祉・教育の分野で小児等の在宅支援 に関わる人材の育成、医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築を進め ます。
- (2)医療的ケアを要する障害のある子どもが在宅で医療や福祉のサービスを 受けられるよう、訪問看護師の育成研修や、「医療的ケアのある子どもに対 する相談支援ガイドライン」を活用して相談支援専門員の育成を行います。
- (3) 重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅 支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題なども あり、施設入所のニーズが高い状況にあります。
 - こうした中で、重症心身障害児施設(医療型障害児入所施設)や強度 行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の 役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について 検討します。
- (4) 重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)が入所する老朽化が進んだ 県立施設について、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立 施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方について 検討します。

参考資料

[用語集]

第1章

第4節

地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4事業。

第5節

潜在保育士

保育士の資格を持ちながらも現在就業していない方のこと

第2章

第1節

Off - JT (Off the Job Training) 職場外で行う教育訓練のこと

OJT (On the Job Training) 仕事中に、仕事を通した教育訓練を行うこと

第2節

児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもなど、環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は、1歳以上18歳未満だが、必要がある場合には20歳まで延長することが出来る。

乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は1歳未満だが、必要がある場合には小学校入学以前の幼児も養育することが出来る。

里親

保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもたちを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育する者。希望する者で都道府県知事が子どもを委託する者として適当と認め、里親名簿に登録された者。

ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもの養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者 (上記「里親」を除く。)の住居において養育を行う事業。

措置

今節における措置とは、児童相談所が子どもを施設に入所させること、又は子どもの養護を里親等に委託すること。

小規模グループケア

児童養護施設においては6人以上8人以下、乳児院においては4人以上6人以下の小規模なグループ単位で行われる養護体制。

本体施設に設置されるものと、分園に設置されるものとがある。

大舎制とは1グループ20人以上、中舎制とは13人以上19人以下、小舎制とは12人以下で行われる養護体制。

児童家庭支援センター

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。

地域小規模児童養護施設

児童養護施設における分園の内、地域小規模児童養護施設設置運営要項の 基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市 市長の指定を受けたもの。定員6人。

グループホーム

今節におけるグループホームとは、分園で行われる小規模グループケアと 地域小規模児童養護施設のこと。

情緒障害

心理的な要因等により、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。

措置費

施設や里親等に国及び県から支弁される、措置に要する経費。

措置延長

児童福祉法第三十一条により、施設や里親等に満18歳を超えて満20歳に 達するまでの間、引き続き措置を行うこと。

自立援助ホーム(児童自立生活援助事業を行う施設)

義務教育終了後,児童養護施設等を退所し,就職する児童等(措置延長により措置されている満20歳未満の者を含む)に対し,これらの者が共同生活を営むべき住居において,相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い,あわせて援助の実施を解除された者等への相談その他の援助を行うことにより,社会的自立の促進に寄与することを目的とした,児童福祉法第六条の3第一項に定める事業を行う施設。

第4節

子育て世代包括支援センター

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する施設。

養育支援

子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要と している家庭への支援。

第5節

二次障害

発達障害のある子どもが抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうこと。

ライフサポートファイル

障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援を行う施設。「児童発達支援事業」が身近な療育の場であるのに対し、「児童発達支援センター」は、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービスの1つで、 学校に就学している児童を対象として、授業の終了後又は休日等に、生活能力 向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

発達障害者支援センター(CAS)

発達障害者の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発 及び研修等を行う機関。

障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な存在。 健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定。

児童発達支援事業所

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービスの1つで、 未就学の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業所。

レスパイト

障害児(者)の親や家族を一時的に一定期間、障害児(者)の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、休息できるようにすること。

強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を 頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに 基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

不適応の個別のケース

障害のある子どもに対し適切な対応がされず、子どもがいじめを受けたり、 加害者になったりする事例。

内部障害

身体障害の一種。身体障害者福祉法では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、永続し、 日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを対象とする。

ADL

食事や排泄、移動、入浴等の基本的な行動。

児者一貫した支援

入所施設を利用していた障害のある子どもが、18歳以上になって引き続き 当該入所施設を利用する場合、本人をよく知る職員が継続して支援に関わる こと。

「千葉県子ども・子育て会議」委員名簿(平成27年3月策定時)

(16名/50音順)

氏 名	所 属	
アベ カズコ 阿部 和子	大妻女子大学教授	
ェンドウ セイイチ 遠藤 精一	千葉県国公立幼稚園協会会長	
^{オオクラ} サトシ 大倉 敏	千葉県小学校校長会生徒指導部副部長	
オガワ タカトシ 小川 貴敏	千葉県学童保育連絡協議会会長	
カワカミ マサコ 川上 昌子	聖隷クリストファー大学教授	
久保 美和子	千葉県保育協議会会長	
### /!! ^{] ‡} 眞田 範行	真田綜合法律事務所弁護士	
^{スズ‡} 鈴木 みゆき	和洋女子大学教授	
タカヤマ ミワ 髙山 美和	県民公募	
タキモト アキラ 滝本 明良	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長	
タケトミ ユウジ 武富 裕次	四街道市副市長	
^{タメカワ} ヨシツグ 溜川 良次	千葉県認定こども園会議共同代表	
^{ナカヤマ} ユウジ 中山 雄二 (H26.7~12)	一般社団法人千葉県商工会議所連合会事務局長	
スギムラ イチロウ 椙村 一郎(H27.2~)		
ニシムタ トシュキ 西牟田 敏之	千葉県医師会理事	
平尾洋子	県民公募	
まりシマ とのまま 森島 弘道	全千葉県私立幼稚園連合会常務理事	

「千葉県子ども・子育て会議」委員名簿(平成30年3月現在)

(16名/50音順)

氏 名	所 属
ァベ カズョ 阿部 和子	大妻女子大学教授
オオノ ヒトシ 大野 等	千葉県小学校校長会生徒指導部副部長
オガワ タカトシ 小川 貴敏	千葉県学童保育連絡協議会会長
小澤佐知子	県民公募
カワカミ マサコ 川上 昌子	聖隷クリストファー大学教授
カワシマ リュウ タ 川島 隆太	県民公募
久保 美和子	千葉県保育協議会顧問
コヤマ ヨシナリ 小山 良成	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長
### グリュキ 眞田 範行	真田綜合法律事務所弁護士
スギムラ イチロウ 椙村 一郎	一般社団法人千葉県商工会議所連合会事務局長
95 トミ ユウジ 武富 裕次	四街道市副市長
タメカワ ヨシツグ 溜川 良次	千葉県認定こども園会議共同代表
ナンバ タカシ 南波 隆	千葉県国公立幼稚園協会副会長
ニッムタートシュキ 西牟田 敏之	千葉県医師会理事
まりシマ とりまチ 森島 弘道	一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会常任理事
ヤハギ ヤスコ 矢萩 恭子	和洋女子大学教授

「千葉県子ども・子育て会議」開催状況

	日程	会議の概要
第1回	平成26年7月9日	千葉県における教育・保育の現状説明 子ども・子育て支援新制度の概要説明
第2回	平成26年9月1日	県設定区域について検討 需給調整の基本的な考え方について検討
第3回	平成26年11月6日	計画素案の検討 人材確保・質の向上 専門的な知識技術を要する支援
第4回	平成26年12月18日	計画案の検討 量の見込みと確保策 認定こども園について
第5回	平成27年2月12日	計画案の決定
第6回	平成29年1月25日	計画の点検評価
第7回	平成30年1月10日	計画の点検評価 計画の中間見直し方針案について
第8回	平成30年2月13日	計画の見直し案について
第9回	平成30年3月15日	計画の見直し案の決定

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画 (平成30年3月中間見直し版)

[編集・発行] 千葉県健康福祉部子育て支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043 - 223 - 2355

FAX 043 - 222 - 9939

県ホームページ https://www.pref.chiba.lg.jp

(平成30年3月)

([当初計画編集・発行] 平成27年3月)

